

特集／道路法施行令・施行規則

特集にあたって 道路法令研究会 1

道路法・施行令・施行規則関係年表 3

当初の道路法施行令 8

道路法施行令改正経緯 15

当初の道路法施行規則 63

道路法施行規則改正経緯 65

平成三年度の道路管理瑕疵に関する判例 道路局道路交通管理課訟務係 75

都道府県道の認定基準について(その3) 道路局路政課総務係 81

第三回シートベルト着用推進キャンペーン 86

◆法令ニュース◆

第一二六回国会提出の道路関係法律案について 道路法令研究会 87

◆時・時・時…… 90

本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見解です。また原書等は原稿執筆時および座談会等実施時のものです。

特集／道路法施行令・施行規則

特集にあたって

道路法令研究会

一 はじめに

昨年、道路法は制定以来、四〇周年を迎えた。

この間、道路に関する法体系は、多様なニーズに応えるために、多様化し、また、改正を重ねてきた。今回紹介する道路法施行令、道路法施行規則についても例外ではない。

今回の特集が道路の管理に携わる皆様の道路法体系に対する理解を深める役割を果たせば幸いである。

二 道路法の下部政令、省令

道路法は道路に関する基本法であり、道路法の対象、道路管理者、道路の新設、改築、維持修繕等の管理、道路に関する費用の負担等道路に関する基本的な事項を規定している。

しかし、道路法は、道路に関する事項を全て規定したものではなく、一部の事項については、道路法の下部政令、省令に委ねている。

道路法の下部政令、省令としては次のようなものがある。

- (1) 道路法施行令（昭和二七年政令第四七九号）

- (2) 一般国道の路線を指定する政令（昭和四〇年政令第五八号）
道路法第五条第一項の規定に基づき、一般国道の路線を指定するもの。
 - (3) 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三三年政令第一六四号）
道路法第一三条第一項の規定に基づき、一般国道の指定区間を指定するもの。
 - (4) 道路構造令（昭和四五年政令第三二〇号）
道路法第三〇条第一項及び第二項の規定に基づき、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めたもの。
 - (5) 車両制限令（昭和三六年政令第二六五号）
道路法第四七条第一項の規定に基づき、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限を定める。
 - (6) 道路審議会令（昭和二七年政令第一八六号）
道路法第八四条の規定に基づき、道路審議会の運営に際しての規定を定めたもの。
 - (7) 道路法施行規則（昭和二七年建設省令第二五号）
 - (8) 道路標識、区画線及び同標示に関する命令（昭和三五年総理府・建設省令第三号）
道路法第四五条第二項及び道路交通法第四条第五項の規定に基づき、道路標識等の種類、設置場所等や道路管理者と公安委員会の設置区分等を定めたもの。
 - (9) 車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和三六年建設省令第二八号）
車両制限令第一七条の規定に基づき、車両の通行の許可の手續等を定めたもの。
 - (10) 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四二年建設省令第二九号）
道路法及び道路法施行令を実施するため、道の区域内の一般国道又は開発道路に関する占用料の徴収に必要な規則を定めたもの。
- 三 道路法施行令、施行規則の特集について
- 今回の特集にあたっては、道路法、道路法施行令、道路法施行規則の改正経緯を有機的に把握できるように年表を作成するとともに、制定当初の施行令、施行規則及び制定以来の改正経緯を全て収録した。

特集／道路法施行令・施行規則

道路法・施行令・施行規則関係年表

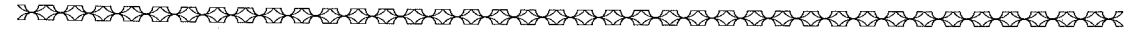
道路法改正経緯

年	道路法改正	施行令改正	施行規則改正	関係法令
昭和27年	六月一〇日 七月三十一日 八月一五日		八月一日	道路法制定 日本電信電話公社法施行法 道路法施行規則制定 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
昭和28年	二月五日	二月四日	二月九日	道路法施行令制定 道路法施行規則の一部を改正する省令
昭和29年	三月三十一日			地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律
昭和31年	六月二日			ガス事業法 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
昭和32年	四月二五日			高速自動車国道法

昭和33年	三月三十一日 四月二四日 四月二五日 五月一日	五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行規則の一部を改正する省令 水道法施行令 水道法 道路法施行規則の一部を改正する省令 停車場法 水道法 道路法施行令の一部を改正する省令 水道法施行令 水道法 道路法の一部を改正する法律（指定区間） 下水道法 工業用水道事業法 建設省設置法の一部を改正する法律
昭和34年		五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令（水底トンネル） 道路法施行規則の一部を改正する省令
昭和33年	三月三十一日 四月二四日 四月二五日 五月一日	五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令（指定区間） 工業用水道事業法施行令 道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令の一部を改正する政令（水底トンネル） 道路法施行規則の一部を改正する省令
昭和34年		五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令（水底トンネル） 道路法施行規則の一部を改正する省令
昭和33年	三月三十一日 四月二四日 四月二五日 五月一日	五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行規則の一部を改正する省令 水道法施行令 水道法 道路法施行規則の一部を改正する省令 停車場法 水道法 道路法施行令の一部を改正する省令 水道法施行令 水道法 道路法の一部を改正する法律（指定区間） 下水道法 工業用水道事業法 建設省設置法の一部を改正する法律
昭和34年		五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令（水底トンネル） 道路法施行規則の一部を改正する省令
昭和33年	三月三十一日 四月二四日 四月二五日 五月一日	五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令（指定区間） 工業用水道事業法施行令 道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令の一部を改正する政令（水底トンネル） 道路法施行規則の一部を改正する省令
昭和34年		五月二五日	五月二五日	道路法施行令の一部を改正する政令（水底トンネル） 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和38年		昭和37年	昭和36年	昭和35年					
		九月十五日		六月二十五日				三月三〇日	三月三〇日
三月三十一日		九月二十九日	四月二十七日 八月二十四日	六月二十七日 八月二日	三月二十八日	一月十八日	七月二十四日 九月二日	六月二十九日	四月二十二日 五月二十八日
									四月八日
道路法施行令の一部を改正する政令		行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	阪神高速道路公団法施行令、道路法施行令の一部を改正する政令	防災建築街区造成法施行令、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令	道路法施行令の一部を改正する政令	道路交通法、火薬類取締法施行令の一部を改正する政令	道路法施行令の一部を改正する政令	道路法施行令の一部を改正する政令	道路法の一部を改正する法律（自動車専用道路） 道路法施行規則の一部を改正する省令（水底トンネル） 国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 下水道法施行令 道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令等の一部を改正する政令 首都高速道路公団法施行令 道路法施行規則の一部を改正（自動車専用道路） 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和45年	昭和44年	昭和42年	昭和41年	昭和40年	昭和39年				
四月一日	六月十三日 八月二十六日	七月六日	七月一日	三月二十九日	二月二十九日	七月九日	七月一日	七月一日	四月一日 六月八日
	一〇月二十六日	七月六日	四月一日	三月二十九日	五月二〇日				一〇月四日
	一〇月二十六日			三月二日					
利率等の表示の年利建て移行に関する法律	都市計画法施行令 都市再開発法施行令	道路法施行規則の一部を改正する省令（占用料） 道路法施行令の一部を改正する省令（占用料）	国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律	道路法施行令等の一部を改正する政令（交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法）	道路法施行令の一部を改正する省令（一般国道） 道路法施行規則の一部を改正する省令（一般国道）	河川法施行令 電気事業法	河川法施行法	河川法施行法	共同溝の整備等に関する特別措置法 地方自治法の一部を改正する法律 共同溝の整備等に関する特別措置法施行令



昭和47年		昭和46年	
	五月一日	五月二〇日 六月一日	
五月一日	三月二七日	二月二六日	四月二〇日 四月一日
三月二八日	七月二三日	三月二九日	六月二九日 六月二〇日 六月二九日 一〇月二九日 一一月二日
道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行規則の一部を改正する省令 道路法施行令の一部を改正する政令	一一月二五日	三月二九日	利率等の表示の年利建て移行に関する政令 道路整備緊急措置法及び道路法施行令の一部を改正する政令(第6次五計) 本州四国連絡橋公団法許可、認可等の整理に関する法律 河川法施行令等の一部を改正する政令 地方道路公社法施行令 本州四国連絡橋公団法施行令 道路構造令 建築基準法施行令の一部を改正する政令
道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行規則の一部を改正する省令 道路法施行令の一部を改正する政令	四月二五日	三月二九日	道路法施行令の一部を改正する政令(占用) 道路法施行規則の一部を改正する省令(占用) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令 道路法等の一部を改正する法律(自転車専用道路) 道路法施行令等の一部を改正する政令 道路法施行規則の一部を改正する省令(自転車専用道路)

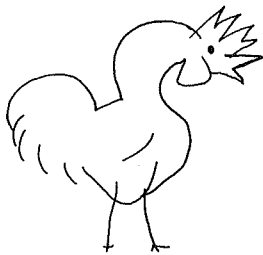
昭和55年	昭和53年	昭和52年	昭和51年	昭和50年	昭和49年	昭和48年	
五月一日	四月二四日 五月三日						
四月五日	四月五日	九月二日	三月二日	四月三〇日	六月二日	二月五日	
			七月二日			五月二七日	
幹線道路の沿道の整備に関する法律	道路法施行令の一部を改正する政令 審議会等の整理等に関する法律	道路法施行令一部を改正する政令(占用料改定)	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令	道路法施行規則の一部を改正する省令	交通安全対策特別交付金に関する政令及び道路法施行令の一部を改正する政令	道路法施行令の一部を改正する政令(石油パイプライン等占用関係) 道路法施行規則及び道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令(石油パイプライン等占用関係)	道路法施行令の一部を改正する政令(石油パイプライン等占用関係) 道路法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令

昭和60年	昭和59年	昭和58年	昭和57年	昭和56年
五月一八日 七月二二日	五月一日	一月二日	三月二日 九月二五日	三月二日
三月二日 五月一八日	五月二五日	九月二三日	三月二日 九月二五日	三月二日
道路法施行令の一部を改正する政令（占用許可基準） 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律 公営住宅法施行令の一部を改正する等の政令 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律	各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律 測量法施行令等の一部を改正（各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律関係） たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律	道路法施行令及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令の一部を改正する政令（占用料改定） 政令	交通安全施設整備事業に関する緊急措置施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令 海岸法施行令等の一部を改正する政令

昭和62年	昭和61年	昭和63年	平成元年
三月二日 九月四日	五月八日 五月二八日	三月二日 九月二日 九月四日	四月二〇日 三月二八日
三月二〇日 三月二日	三月二日 五月二八日	三月二日 九月二日 九月四日	三月二日 三月二八日
道路法施行令の一部を改正する政令 砂防法の一部を改正する等の法律 日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律	日本国有鉄道改革法等施行法 日本国有鉄道改革法等施行法 道路法施行規則の一部を改正する省令（占用） 道路法施行令等の一部を改正する政令 道路法施行令等の一部を改正する政令 道路法施行令等の一部を改正する政令 緊急措置法施行令等の一部を改正する政令 国の補助金等の臨時特例等に関する法律	道路法施行令の一部を改正する政令（占用料改定） 砂防法施行規程等の一部を改正する政令 道路法施行令の一部を改正する政令 道路法施行令の一部を改正する政令（占用料改定）	建築士法施行令等の一部を改正する政令（占用料改定） 国の補助金等の整理及び合理化等並びに臨時特例等に関する法律



	平成2年			
		六月二十八日	四月一日	道路法施行令等の一部を改正する政令 道路法等の一部を改正する法律（立体道路） 道路法施行令等の一部を改正する政令（立体道路） 道路法施行規則の一部を改正する省令（立体道路） 貨物運送取扱事業法 貨物自動車運送事業法
		二月十九日 二月十九日	二月二日	道路法施行規則の一部を改正する省令（占用許可申請様式の変更） 道路法施行令の一部を改正する政令
	平成3年	三月三〇日 四月二十六日 五月二日	三月三〇日 三月十九日 五月十六日	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令（交通安全五計） 国の補助金等の臨時特例等に関する法律 道路法施行令等の一部を改正する政令 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡に関する法律 道路法及び駐車場法の一部を改正する法律 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 道路法施行令及び駐車場法施行令の一部を改正する政令 道路法施行規則の一部を改正する省令（駐車場及び違法放置物件関係）
			三月十七日	
			一月二日	



特集／道路法施行令・施行規則

当初の道路法施行令

道路法施行令

〔昭和二十七年十二月四日
政 令 第四百七十九号〕

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 道路管理者（第一条―第六条）
 - 第二章 道路の占用（第七条―第十九条）
 - 第三章 道路に関する費用の負担及び補助
 - 第一節 一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用の負担及び補助（第二十条―第二十七条）
 - 第二節 道路に関する費用の補助（第二十八条―第三十条）
 - 第四章 道の区域内の道路の特例（第三十一条―第三十四条）
 - 第五章 雑則（第三十五条―第三十八条）
- 附 則
- 第一章 道路管理者

（管理の特例の場合の説替規定）

第一条 道路法（以下「法」という。）第十七条第三項の規定による政令で定める技術的説替については、左の表に掲げるところによる外、法第三章から法第五章（第七十五条、第七十六条及び第七十八条を除く。）まで、及び法第七章の規定中「都道府県」とあるのは、法第十七条第一項の場合においては「指定市」と、同条第二項の場合に

おいては「指定市以外の市（法第十七条第二項の規定により管理を行う市をいう。以下本条及び第二十六条において同じ。）」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、同条第一項の場合においては「指定市の長」と、同条第二項の場合においては「指定市意外の市の長」と読み替えるものとする。

第二十六条第一項	市町村	読み替えるべき規定	読み替えるべき字句	読み替える字句
第十九条第二項及び第二十条第二項	都道府県知事若しくは都道府県	都道府県の知事	法第十七条第一項の場合	法第十七条第二項の場合
第十三条第三項	関係都道府県知事	関係指定市の長、都道府県知事又は指定市以外の市の長	指定市の長	関係指定市以外の市の長、都道府県知事又は指定市の長
第十九条第二項及び第二十条第二項	都道府県知事若しくは都道府県	指定市の長若しくは指定市	指定市の長	指定市以外の市の長若しくは指定市の長
第二十六条第一項	市町村	市（指定市を除く。）	市（指定市を除く。）	市（指定市及び指定市以外の市を除く。）

第五十條第二項及び第三項	他の都道府県	都道府県	
第五十條第三項	関係都道府県	関係指定市又は都道府県	
第五十三條第二項	他の都道府県	都道府県	都道府県
第七十六條	市町村	市(指定市を除く)町村	指定市以外の市の長又は指定市以外の市の長
第九十四條第五項	都道府県	指定市、都道府県又は指定市以外の市	指定市以外の市、都道府県又は指定市
第九十六條第五項	都道府県知事若しくは都道府県	指定市の長若しくは指定市	指定市以外の市の長若しくは指定市以外の市

(建設大臣の行う工事の公示)

第二条 建設大臣は、法第十二条若しくは法第十三条第二項又は法第十四条第二項において準用する法第十三条第二項の規定により一級国道又は二級国道の新設、改築又は災害復旧に関する公示を行うおとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事開始の日を官報で公示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ前項の規定に準じてその旨を公示しなければならない。

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)
第三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

(道路管理者の権限の代行)
第四条 法第二十七条第一項の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限は、左の各号に掲げるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を

決定し、又は変更すること。

二 法第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

三 法第二十一条第一項又は法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事をを行うことを承認すること。

六 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。

七 法第三十四条の規定により工事の調整のための条件を附すること。

八 法第三十五条の規定により同条に規定する事業を行う者と協議すること。

九 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十 法第三十八条第一項の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十一 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。

十二 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十三 法第四十八条第一項の規定により道路標識を設けること。

十四 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

十五 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者若しくはその附近に居住する者を防ぎよに従事させること。

十六 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

十七 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十八 法第七十一条第三項の規定により聴聞を行い、及び同条第一項又は第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。但し、同条第二項二号又は第三号に該当する場合においては、同条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずることはできない。

2 前項に規定する建設大臣の権限は、第二十条第一項の規定により公示する工事開始の日から同条第二項の規定により公示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。但し、前項第十六号及び第十七号に規定する権限は、工事の完了又は廃止の日の後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域

外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第二項の規定により当該道路の道路管理者に代つて行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、左の各号に掲げるもの以外とする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を公示すること。

二 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及びこれを保管すること。

三 法第四十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により沿道区域を指定し、及びこれを公示すること。

四 法第五十二条第一項の規定により市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること。

（道路の区域の決定等の通知）

第六条 建設大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者に代つて左の各号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代つて左の各号に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。

三 法第三十五条の規定により同条に規定する事業を行う者と協議すること。

四 法第七十一条第一項の規定により法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

2 建設大臣は、道路予定地について法第九十一条第二項において準用する法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第二章 道路の占用

（道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号に規定する政令で定める工作物、物件又は施設は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ
- 二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

（道路の占用の軽易な変更）

第八条 法第三十二条第二項に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 一 占用の物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。
- 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路の占有者が当該占用の目的に附随して行うもの。

（占用の期間）

第九条 占用の期間は、水道条例（明治二十三年法律第九号）、下水道法（明治三十三年法律第三十二号）若しくは地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）の規定に基いて設ける水管、下水道管若しくは公衆の用に供する地方鉄道又はガス管、電柱若しくは電線については十年以内とし、その他の占用物件については三年以内としなければならない。占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとする場合の期間についても、同様とする。

（占用の場所）

第十条 電柱以外の占用物件を地上に設ける場合に

においては、その位置は法敷、側こう上又は路端寄りのいずれかとしなければならない。但し、歩道と車道との区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りとすることができる。

2 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上には、占用物件を設けてはならない。但し、電線及び歩道と車道との区別のある道路における電柱については、この限りでない。

3 占用物件を地下に設ける場合においては、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 当該占用の場所は、路面をしばしば掘きくすことのないように計画され、且つ、当該占用物件が他の占用物件と錯さうする虞のないものであること。

二 占用物件は、工事実施上又は保安上支障のない限り、相互に接近していること。

三 占用物件は、地面又は地面にある占用物件に支障のない限り、地面に接近していること。

（電柱又は電線の占用の場所）

第十一条 電柱又は電線については、前条第二項又は第三項の規定による外、左の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 道路の敷地外に、当該場所に代る適当な場所がなく、公益上やむを得ない場所であること。
- 二 電柱は、法敷（法のない道路にあつては路端寄り）に設けること。但し、歩道と車道との区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りに設けることができる。
- 三 同一線路に係る電柱は、道路の同一側に設け、且つ、歩道と車道との区別のない道路にあつて、その対側に占用物件がある場合においては、これと八メートル以上の距離を保たせること。但し、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所においては、この限りでない。

四 地上電線の高さは、路面から五メートル以上とすること。但し、既設電線に共架する場合その他技術上やむを得ず、且つ、道路の構造又は

交通に支障を及ぼす虞の少ない場合においては、四・五メートル以上、歩道と車道との区別のあつた道路の歩道上においては二・五メートル以上とすることができる。

五 地下電線については、本線を車道（歩道と車道との区別のない道路にあつては路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部をいう。以下本条及び次条において同じ。）の地下に埋設すること。

六 地下電線の頂部と路面との距離は、車道の地下にあつては〇・八メートル以下、歩道の地下にあつては〇・六メートル以下としないこと。

七 電線を橋に取り付ける場合においては、橋げたの両側又は橋床の下とすること。

（水管、下水道管又はガス管の占用の場所）

第十二条 水管、下水道管又はガス管の占用については、第十条第三項の規定による外左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 道路の敷地外に、当該場所に代る適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合においては、本線を車道の地下に、支線を歩道の地下に埋設すること。

三 水管又はガス管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、一・二メートル（工事実施上やむを得ないばあいにあつては、〇・六メートル）以下としないこと。

四 下水道管の本線を埋設する場合には、その頂部と路面との距離は、三メートル（工事実施上やむを得ない場合にあつては、一メートル）以下としないこと。

五 水管、下水道管又はガス管を橋に取り付ける場合においては、橋げたの両側又は橋床の下とすること。

（地方鉄道の占用の場所）

第十三条 第十条第一項及び第二項の規定は、地方

鉄道の軌道敷の占用の場所については適用しない。

2 第十条第二項及び第十一条第三号の規定は、地方鉄道の電柱の占用の場所については適用しない（占用物件の構造）

第十四条 地上における占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 倒壊、落下、はく離、汚損等道路の構造又は交通に及ぼす支障を除去するために必要な施設が設けられ、又は措置が講ぜられていないこと。

二 電柱の脚ていは、路面から一・八メートル以上の高さに、道路の方向と平行して設けること。地下に設ける占用物件の構造は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 堅固で耐久力を有するとともに、道路及び地下にある他の占用物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

二 車道に埋設する場合においては、道路の強度に影響を与えないものであること。

三 橋に取り付ける占用工作物の構造は、橋の強度に影響を与えないものでなければならない（工事実施の方法）

第十五条 占用に関する工事の実施方法は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。

二 道路を掘さくする場合においては、みぞ掘又はつぼ掘の方法によるものとし、えぐり掘の方法によらないこと。

三 路面の排水を妨げない措置を講ずること。

四 原則として、道路の一侧は、常に通行することができるとすること。

五 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色燈をつけ、その他道路の交通の危険防止のために必要な措置を講ずること。

（工事の時期）

第十六条 占用に関する工事の時期は、左の各号に

掲げるところによらなければならない。

一 他の占用に関する工事又は道路に関する工事の時期を勘案して適当な時期とすること。

二 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘さくする工事その他道路の交通をしや断する工事については、交通量の最も少ない時間であること。

（道路の復旧の方法）

第十七条 占用のための道路を掘さくした場合における道路の復旧方法は、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 掘さく土砂を埋めもどす場合においては、層ごとに行うとともに、確実にしめ固めること。

二 掘さく土砂をそのまま埋めもどすことが不適當である場合においては、土砂の補充又は入換を行つた後埋めもどすこと。

三 砂利道の表面仕上を行う場合においては、路面を砂利及び衣土をもつて掘さく前の路面形にしめ固めること。

（工事の計画書の提出を要しない軽易な工事）

第十八条 法第三十六条第一項但書に規定する政令で定める軽易な工事は、各戸に引き込むために地下に埋設する水管、下水道管、ガス管又は電線、道路を占用する部分の延長が二十メートルをこえないものの設置又は改修に関する工事とする。

（占用料を徴収しない国の事業）

第十九条 法第三十九条第一項但書に規定する政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、左の各号の一に該当するものとする。

一 一般会計をもつて経理事業
二 特別会計をもつて経理事業のうち、企業的性格を有しないもので建設省令で定めるもの及び郵政事業

第三章 道路に関する費用の負担及び補助

助

第一節 一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用の負担

(大規模な工事の基準)

第二十條 法第五十條第一項但書に規定する政令で定める基準をこえる大規模な工事は、左の各号の一に該当する工事であつて、各号ごとに建設大臣があらかじめ大蔵大臣と協議して定めた額をこえる費用を要するものとする。

- 一 長さ五百メートル以上の永久橋の架橋工事
- 二 地盤軟弱のため下部工事の困難な永久橋の架橋工事
- 三 一徑間百二十メートル以上の永久橋の架橋工事
- 四 可動橋の架橋工事
- 五 長さ千メートル(水底に建設する場合にあつては二百メートル)以上のトンネルの開きく工事

(都道府県負担額)

第二十一條 都道府県が法第五十三條第一項の規定により国庫に納付する負担金の額は、一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用の額(法第五十八條から法第六十二條までの規定による負担金(以下本章において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から収入金を控除した額(以下本節において「負担基本額」という。)(に、法第五十條第一項又は法第五十一條第一項に定める都道府県の負担割合をそれぞれ乗じた額(収入金があるときは当該額に収入金を加算し、法第五十條第二項(法第五十一條第二項において準用する場合を含む。))の規定により分担を命ぜられた他の都道府県があるときは、当該額から分担額を控除した額。以下本節において「都道府県負担額」という。とする。

(国庫負担額)

第二十二條 国が法第五十三條第二項の規定により都道府県に対して支出する負担金の額は、負担基本額に、法第五十條第一項又は法第五十一條第一項に定める国の負担割合をそれぞれ乗じた額(以下本節において「国庫負担額」という。とする。

(負担基本額等の通知)

第二十三條 建設大臣は、一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合において、第二條第一項の規定による公示をしたときは、当該一級国道又は二級国道の所在する都道府県に対して、負担基本額及び都道府県負担額を通知しなければならない。又、建設大臣は、一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合において、法第五十條第二項の規定により他の都道府県に分担を命じたときは、当該分担額並びに負担基本額及び都道府県負担額を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事が一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、同項中「第二條第一項の規定による公示をしたときは」とあるのは、「法第七十四條第二号の規定による認可をしたときは」と、「都道府県負担額」とあるのは、「国庫負担額」と、「法第五十條第二項」とあるのは、「法第五十一條第二項」と、読み替えるものとする。

3 建設大臣は、前二項の規定により通知した負担基本額、都道府県負担額、国庫負担額又は都道府県分負担額を変更したときは、前二項の規定に準じて通知しなければならない。

(国庫負担額の返還等)

第二十四條 国は、都道府県知事が、一級国道又は二級国道の新設又は改築を行う場合において、左の各号の一に該当するときは、国庫負担額の全部若しくは一部を当該都道府県に交付せず、又は交付した国庫負担額の全部若しくは一部を当該都道府県から返還させることができる。

- 一 工事の全部又は一部を中止したとき。
- 二 法第七十四條第二号の規定による認可の内容に違反して工事を行い、又は認可の条件に違反したとき。

第二十五條 建設大臣は、都道府県知事の行う一級(中間検査及び完了認定の申請)

国道又は二級国道の新設又は改築に関する工事に ついて、中間検査を行うことができる。

2 都道府県知事は、一級国道又は二級国道の新設又は改築に関する工事を完了した場合においては、遅滞なく、建設大臣に完了の認定の申請をしなければならない。

(指定市の長又は指定市以外の市の長が管理する場合)

第二十六條 第二十一條から前条までの規定は、法第二十七條第一項の規定により指定市の長が一級国道若しくは二級国道の管理を行う場合又は法第二十七條第二項の規定により指定市以外の市の長が一級国道の管理を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において第二十一條、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條中「都道府県」とあるのは、「他の都道府県」とある場合を除いて、それぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」と、第二十一條及び第二十三條中「都道府県負担額」とあるのは、それぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十三條第一項中「関係都道府県」とあるのは、それぞれ「関係指定市又は都道府県」又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と、第二十三條第二項、第二十四條及び第二十五條中「都道府県知事」とあるのは、それぞれ「指定市の長」又は「指定市以外の市の長」と読み替えるものとする。

(都道府県分担金の支出)

第二十七條 都道府県が法第五十三條第二項の規定により支出する分担金は、その分担金を財源とする費用の支出時期に遅れないように支出しなければならない。

第二節 道路に関する費用の補助

(道路に関する費用の補助額)

第二十八條 法第五十六條の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額(道路の新設、改築又は修

繕の場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額。以下本節において「補助基本額」という。）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じた額とする。

(補助金の返還等)

第二十九条 国は、道路管理者が法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査を行う場合において、道路管理者が左の各号の一に該当するときは、補助金の全部若しくは一部を当該道路管理者に交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部を当該道路管理者から返還させることができる。

一 工事又は調査の全部又は一部を中止したとき。
二 補助の条件に違反したとき。

(中間検査及び完了認定の申請)

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について、準用する。この場合において第二十五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「道路管理者」と読み替えるものとする。

第四章 道の区域内の道路の特例

(二級国道及び二級国道の管理に関する費用の負担)

第三十一条 道の区域内の一級国道及び二級国道の管理に関する費用は、法第五十条第一項及び法第五十一条第一項の規定にかかわらず、国の負担とする。

(道道及び道の区域内の市町村道の管理に関する費用の負担)

第三十二条 道道及び道の区域内の市町村道で、建設大臣が開発のため特に必要と認めて指定したものの管理に関する費用は、法第四十九条の規定にかかわらず、当分の間、国の負担とする。

2 建設大臣は、前項に規定する指定を行おうとするときは、あらかじめ、道知事の意見を聞かなければならない。

3 第一項に規定する指定は、当該道路の路線名及び

び区間を官報で工事することによつて行う。

(道路管理者の権限の代行)

第三十三条 建設大臣は、道の区域内の一級国道及び二級国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う。

第三十四条 建設大臣は、第三十二条第一項の規定により国が管理に関する費用を負担する道路(以下本条において「開発道路」という。)の新設及び改築並びに開発道路に係る法第三十九条の規定に基く占用料並びに法第五十八条から法第六十一条まで及び法第六十二条後段の規定に基く負担金を徴収する権限を行う。

2 建設大臣は、開発道路の新設又は改築を行う場合においては、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

3 建設大臣は、開発道路の維持を行うことができる。この場合においては、建設大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限その他の管理(第一項に掲げる権限並びに修繕及び災害復旧を除く。)を行う。

4 建設大臣は、開発道路の修繕又は災害復旧を行うことができる。この場合においては、建設大臣は、当該開発道路に係る第四条第一項各号に掲げる権限を行う。

5 第二条の規定は、第一項、第三項又は前項の規定により建設大臣が開発道路に関する工事又は維持を行い、完了し、又は廃止しようとする場合について準用する。

6 道路管理者は、開発道路の維持、修繕又は災害復旧を行う場合においては、その実施計画について、建設大臣の承認を受けなければならない。

第五章 雑則

(立体交差とすることを要しない場合)

第三十五条 法第三十一条第一項但書に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は、左の各号に掲げるものとする。

一 当該交差が一時的である場合

二 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に近接して道路と交差する場合及び鉄道が停車場に近接した場所で道路と交差する場合で、立体交差とすることによつて道路又は鉄道の効用が著しく阻害される場合

三 立体交差とすることによつて増加する工事の費用が、これによつて生ずる利益を著しくこえる場合

(負担金の徴収手続)

第三十六条 法第六十三条に規定する負担金の徴収については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第四百八条に規定する分担金の例による。

(損失補償の裁決申請手続)

第三十七条 法第六十九条第三項又は法第七十条第四項の規定により、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、建設省令で定める様式に従い、左の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

一 裁決申請者の氏名及び住所

二 相手方の氏名及び住所

三 損失の事実

四 損失の補償の見積及びその内容

五 協議の経過

(不用物件の管理期間)

第三十八条 法第九十二条第一項に規定する政令で定める期間は、一級国道、二級国道又は都道府県道を構成していた不用物件については八月とし、市町村道を構成していた不用物件については四月とする。但し、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物(トンネルを除く。)及び道路の附属物であつた不用物件については、一月までその期間を短縮することができる。

附則(抄)

1 この政令の規定中、第四条第一項第六号から第

十一号までの規定は昭和二十八年四月一日から、その他の規定は法施行の日（昭和二十七年十二月五日）から施行する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

一 道路法施行期日の件（大正八年勅令第四百五十九号）

二 道路法施行令（大正八年勅令第四百六十号）

三 道路法第十七条但書の規定に依る同法の規定の準用等の件（大正八年勅令第四百六十一号）

四 道路法第七条の規定に依る同法の規定の準用の件（大正八年勅令第四百七十一号）

五 道路管理者特別規程（大正八年勅令第四百七十二号）

六 北海道道路令（大正八年勅令第四百七十三号）

七 道路法第六十二条の規定に依る不用物件の管理及処分に関する件（大正八年勅令第四百七十四号）

八 大正十一年法律第三号改正法律施行の件（大正十一年勅令第三百八十三号）

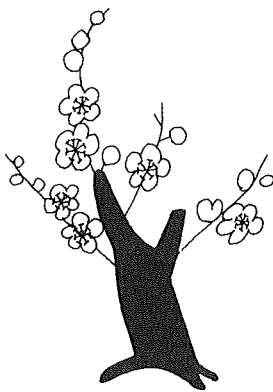
九 道路法第二十条第二項の規定に依る主務大臣の権限に関する件（大正十一年勅令第三百八十五号）

十 道路法第三十三条第三項の規定に依る道路に關する費用負担の件（大正十一年勅令第三百八十六号）

十一 道路法戦時特例（昭和十八年勅令第九百四十四号）

3 従前の道路法（大正八年法律第五十八号）の規定による占用の許可又は承認を受けた占用物件でこの政令施行の際現に存するものについては、当該占用の許可又は承認の期間中は、この政令に規定する許可の基準は、適用しない。但し、水道条例、下水道法若しくは地方鉄道法の規定に基いて設ける水管、下水道管若しくは公衆の用に供する地方鉄道又はガス管、電柱若しくは電線で、占用の期間の定めないもの又はこの政令施行の日から

起算して十年以上の占用の期間の定のあるものについては、占用の期間をこの政令施行の日から起算して十年とし、その他の占用物件で占用の期間の定のないもの又はこの政令施行の日から起算して三年以上の占用の期間の定のあるものについては、占用の期間をこの政令の施行の日から起算して三年とする。



特集／道路法施行令・施行規則

道路法施行令改正経緯

(1) 道路法施行令の一部を改正する政令

〔昭和三十三年五月十五日〕
政 令 第 百 号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

四 防火地域（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十条第一項に規定する防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内に、これに代る建築物として耐火建築物（耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）第三条第一号に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない区域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地又は当該防火地域内に、これに代る建築物として耐火建築物を建築するるときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮

設店舗その他の仮設建築物

第十条第一項を次のように改める。

占用物件（電柱、電線及び第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物を除く。以下この項において同じ。）を地上に設ける場合においては、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 占用物件の地面に接する部分の位置は、法面側こう上又は路端寄りとする。但し、歩道と車道との区別のある道路にあつては、歩道内の車道寄りとすることができる。

二 地面に接しないで設けられる占用物件（法敷側こう、路端寄り又は歩道内の車道寄り（以下この号において「法敷等」という。）の上空にある占用物件又はその部分を除く。）の最下部又は地面に接して設けられる占用物件の地面に接しない部分（法敷等の上空にある部分を除く。）の最下部と路面との距離は、四・五メートル以上とすること。但し、歩道と車道との区別のある道路の歩道上においては、二・五メートル以上とすることができる。

第十一条第五号中「本条及び次条」を「本条から第十二条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定仮設店舗等の占用の場所）

第十一条の二 第七条第四号に規定する仮設店舗その他の仮設建築物（以下「特定仮設店舗等」という。）の占用については、第十条第二項本文の規定による外、左の各号に掲げるところによらなければならない。

一 特定仮設店舗等を設けることができる道路の幅員は、道路の一侧に設ける場合においては十メートル以上、道路の両側に設ける場合においては、二十四メートル以上であること。

二 歩道上に設け、且つ、当該歩道の一侧が通行することができるようにすること。但し、当該道路の構造又は当該道路の周辺の状況上やむを得ないと認められる場合においては、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないうちに限り、車道内の歩道寄りにわたって設けることができる。

三 特定仮設店舗等を設けることによつて通行す

ることができなくなる路面の部分の幅員は、道路の側につき四メートル以下とすること。
第十四条第一項に次の一号を加える。

三 特定仮設店舗等は、必要最小限度の規模とし、且つ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少くする構造とすること。

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の道路法施行令第十条第一項の規定は、この政令の施行の際現に存する占用物件（工事中のものを含む。）については、当該占用物件の占用の許可の期間中は、適用しない。

〔説明〕

防火地域内における耐火建築物の建築を促進するため仮設店舗等による道路の占用を認め、その占用の場所及び構造について定めるとともに、占用物件を地上に設ける場合における占用の場所の基準について規定を整備するもの。

(2) 水道法施行令〔抄〕

昭和三十二年十二月十二日
政 令 第三百三十六号

附則 〔抄〕

- 1 この政令は、昭和三十二年十二月十四日から施行する。

〔道路法施行令の一部改正〕

- 7 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「水道条例（明治二十三年法律第九

号）」を「水道法（昭和三十三年法律第七十七号）」に改め、「水管」の下に「（水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものに限る。）」を加える。

〔説明〕

明治時代に制定された水道条例が廃止され、新しく水道法が制定されたことに伴う改正である。

(3) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和三十三年六月二日
政 令 第六十三号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条の四」に改める。
第一条中「道路法（以下「法」という。）」を「法」に改め、「第七十五条」を「第十二条の二第二項、第五十条第二項但書、第六十四条、第七十五条」に改め、「法第七章」の下に「（第九十六条第二項、第四項及び第五項を除く。）」を加え、同条の表中「第十二条都道府県の知事指定市の長」を「第十二条の二第四項関係都道府県知事関係指定市の長又は都道府県知事」に改め、同表の読み替えるべき規定の欄中「第二十條第二項」を「第二十條第三項」に、「第五十條第二項及び第三項」を「第五十條第三項及び第四項」に、「第五十條第三項」を「第五十條第四項」に改め、同条を第一条の五とし、同条の前に次の四条を加える。

（都道府県知事が行う一級国道の新設又は改築）
第一条 道路法（以下「法」という。）第十二条但書の政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 都道府県知事又は都道府県の施行する河川工

事その他の建設工事の施行と密接な関連を有すること。

二 道路の区域を変更し、当該変更に係る部分を一級国道以外の道路とする計画のある箇所であること。

三 道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三十六号）による改正前の法第十二条の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。

四 道路法の一部を改正する法律による改正前の法第十二条の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

- 2 前項の規定は、法第十七条第一項の規定により指定市の長が一級国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、前項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市の長又は指定市」と、同項第三号及び第四号中「法第十二条」とあるのは「法第十七条第一項」と、「都道府県知事」とあるのは「指定市の長」と読み替えるものとする。

（指定区間内の一級国道の管理の委任）
第一条の二 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に行わせることができる指定区間内の一級国道の管理は、左の各号に掲げる管理（第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる管理については、建設大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事をを行っている区間に係るものを除く。）とする。

- 一 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。
- 二 法第三十四条の規定により工事の調製のための条件を附すること。
- 三 法第三十五条の規定により同条に規定する事業を行う者と協議すること。
- 四 法第三十六条第一項の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

- 五 法第三十九条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により占用料（当該占用料に係る手数料及び延滞金を含む。）を徴収すること。
- 六 法第四十条第二項の規定により必要な指示をすること。
- 七 道路の占用に係る事項について法第七十一条第一項に規定する処分をし、又は措置を命じ、及びこれらの場合において同条第三項の規定により聴聞を行うこと。
- 2 都道府県知事又は指定市の長は、第項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる権限（道路の構造又は交通に及ぼす支障が少ないと認められる道路の占用で建設省令で定めるものに係るものを除く。）を行ったときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。
- （建設大臣が権限を行う場合の意見の聴取等）
- 第一条の三 建設大臣は、都道府県知事又は指定市の長に前条第一項に規定する管理を行わせている場合において、管理を行わせている道路の区間（建設大臣が新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間を除く。）について左の各号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事又は指定市の長の意見をきかなければならない。
- 一 法第三十七条第一項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。
- 二 法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を受けた者に対し、法第七十一条第二項に規定する処分をし、又は措置を命ずること。
- 2 建設大臣は、都道府県知事又は指定市の長に前条第一項に規定する管理を行わせている場合において、その新設、改築、修繕又は災害復旧に関する工事を行っている区間について左の各号に掲げる権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を関係都道府県知事又は指定市の長に通知しなければならない。
- 一 法第三十二条第一項又は第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与えること。
- 二 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同条に規定する事業を行う者と協議すること。
- 三 法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止すること。
- （指定区間内の一級国道の管理の委任の告示）
- 第一条の四 建設大臣は、法第十二条の二第二項の規定により指定区間内の一級国道の管理を都道府県知事又は指定市の長に行わせる場合においては、管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示しなければならない。
- 2 建設大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合には、その旨を告示してしなければならない。
- 第二条の見出し中「公示」を「告示」に改め、同条第一項中「法第十二条若しくは法第十三条第二項」を「法第十二条本文の規定により一級国道の新設若しくは改築を行う場合、法第十二条の二第一項の規定により指定区間内の一級国道の修繕若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、法第十二条の二第三項の規定により指定区間外の一級国道の災害復旧に関する工事を行う場合、法第十三条第二項の規定により二級国道の新設若しくは改築を行う場合」に改め、「一級国道又は」及び「新設、改築又は」を削り、「官報で公示」を「告示」に改め、同条第二項中「公示」を「告示」に改める。
- 第四条第二項中「公示」を「告示」に改める。
- 第十条第二項本文及び第十一条第三号ただし書中「交差」を「交差」に改める。
- 第二章第十九条の次に次の三条を加える。
- （指定区間内の一級国道に係る占用料の額）
- 第十九条の二 指定区間内の一級国道に係る占用料の額は、当分の間、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が、法第三十九条の規定に基づき、それぞれその条例で定めるところにより徴収すべき占用料の額とする。
- （指定区間内の一級国道に係る占用料の徴収方法）
- 第十九条の三 指定区間内の一級国道に係る占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した日から一月以内に納入告知書（法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する権限を行わせている場合にあっては、納額告知書）により一括して徴収するものとする。但し、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに徴収するものとする。
- 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。但し、建設大臣が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。
- 3 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する権限を行わせる場合には、当該占用料は、前二項の規定にかかわらず、当分の間、当該権限を行わせる際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定められている占用料の徴収方法の例により徴収することができる。
- 4 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する権限を行わせる場合において第一項及び第二項に

規定する占用料の徴収方法による時、その他占用料の徴収方法を変更する場合における必要な経過措置は、建設省令で定める。

(占用料の収入の帰属)

第十九条の四 法第三十九条の規定に基く占用料は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国、その他の一級国道又は二級国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県知事又は指定市の長若しくは指定市以外の市の長の統轄する都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は市町村の収入とする。

2 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に指定区間内の一級国道の管理を行わせている場合においては、当該管理を行わせている指定区間内の一級国道に係る占用料は、前項の規定にかかわらず、当該都道府県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市の収入とする。

3 前項の規定により都道府県又は指定市の収入となるべき指定区間内の一級国道に係る占用料で法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に指定区間内の一級国道の管理を行わせる日の前日までに国が徴収すべきものは、前項の規定にかかわらず、国の収入とする。

4 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の一級国道に係る占用料で法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に行わせていた指定区間内の一級国道の管理を解除する日の前日までに当該都道府県知事又は指定市の長が統轄する都道府県又は指定市が徴収すべきものは、第一項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

5 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の一級国道に係る占用料で当該指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県知

事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

6 第一項の規定により道路管理者である都道府県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市の収入となるべき一級国道に係る占用料で、当該一級国道に係る指定区間の指定の廃止の日の前日までに国が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、国の収入とする。

第二十一条中「一級国道又は二級国道の新設又は改築」を「一級国道若しくは二級国道の新設若しくは改築又は指定区間内の一級国道の維持、修繕その他の管理」に、「法第五十条第一項」を「法第五十条第一項若しくは第二項本文」に、「収入金があるときは」を「収入金(指定区間内の一級国道に係る収入金を除く。以下本条において同じ。)があるときは」に、「法第五十条第二項」を「法第五十条第三項」に改める。

第二十三条第一項中「又は改築を行う場合において、第二十三条第一項の規定による公示をしたときは」を「若しくは改築又は指定区間内の一級国道の維持、修繕その他の管理を行う場合においては」に、「法第五十条第二項」を「法第五十条第三項(法第五十条第二項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項の規定による公示をしたときは」とあるのは、「法第七十四条第二号の規定による認可をしたときは」と、「及び」、「法第五十条第二項」とあるのは、「法第五十一条第二項において準用する法第五十条第二項」と、を削る。

第三十一条中「法第五十条第一項及び」の下に「第二項本文並びに」を加える。

第三十二条第三項中「官報で公示」を「告示」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。
(手数料及び延滞金)
第三十七条の二 法第七十三条第二項の規定により国が徴収する手数料は、督促状一通につき二十円とする。

2 法第七十三条第二項の規定により国が徴収する延滞金は、納付すべき期限の翌日から負担金等の納付の日までの日数に応じ負担金等の額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金等の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金等の額は、その納付のあつた負担金等の額を控除した額による。

3 法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する権限を行わせる場合における当該占用料に係る手数料及び延滞金については、前二項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市が法第七十三条第二項の規定に基く条例で定める手数料及び延滞金の例による。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔抄〕

〔説明〕

道路法の一部改正(一級国道の新設又は改築は、原則として建設大臣が行うこととする)とともに、指定区間の制度を設ける。(に伴い、関係規程を整備することとした。

(4) 工業用水道事業法施行令〔抄〕

昭和三十三年十月二十日
政 令 第二百九十一号

附 則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十三年十月二十四日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

3 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「水道法(昭和三十三年法律第七十七号)」の下に「工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)」を加え、「又は水道用水供給事業」を「水道用水供給事業又は工業用水道事業」に改める。

〔説明〕

工業用水の豊富低廉な供給を目的として「工業用水道事業法」が制定されたので、これにも占用の特例を認めることとしたものである。

(5) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和三十三年十一月二十四日
政 令 第三百十八号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「旗ざお」の下に「パーキング・メーター」を加え、同条に次の一号を加える。

五 高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動

車駐車場

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 占用物件の地面に接する部分の位置は、法面側こう上若しくは路端寄り又は歩道内の車道寄りとする。但し、占用物件の種類又は道路の構造により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼす虞のない限り、分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分とすることができる。

第十一条第七号及び第十二条第五号中「橋げた」を「けた」に、「橋床」を「床版」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。
(高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所)

第十二条の二 高架の道路の路面下に設ける占用物件の占用の場所については、第十条から前条までの規定を適用せず、左の各号に掲げるところによらなければならない。但し、高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。

一 高架の道路の構造の保身に支障のない場所であること。

二 電柱若しくは電線又は水管、下水道管若しくはガス管については、高架の道路の路面下以外に、当該場所に代る適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

三 電線又は水管、下水道管若しくはガス管を高架の道路に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

四 高架の道路の路面下の地下に設ける場合においては、第十条第三項各号に規定する場所とすること。

第十四条第一項第一号を次のように改める。

一 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。

第十四条第三項中「橋」の下に「又は高架の道路」を加え、「占用工作物」を「占用物件」に改める。

附 則〔抄〕

1 この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

パーキング・メーター及び高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗等の施設を占用物件として追加するほか、占用の場所及び構造に関する規定を整備するもの。

(6) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和三十三年十二月十九日
政 令 第三百三十五号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二章 道路の占用(第七条―第十九条の四)

目次中「第二章 道路の占用(第七条―第十九条の四)」を第二章の二 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限(第十九条の五―第十九条の八)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限
(車両の通行の禁止)

第十九条の五 道路管理者は、次の各号に掲げる危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止することができる。

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九

号) 第二条に規定する火薬類(以下次条において「火薬類」という。)のうち次に掲げるもの
イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
ロ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル(建設省令で定めるものを除く。)

二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条第一項に規定する毒物(以下次条において「毒物」という。)又は同条第二項に規定する劇物(以下次条において「劇物」という。)のうち次に掲げるもの
イ シアン化水素
ロ 塩化シアノゲン
ハ 四エチル鉛
ニ クロロビニルジクロルアルシン
(ルイサイト)

ホ クロロピクリン

(車両の通行の制限)

第十九条の六 道路管理者は、次の各号に掲げる危険物を積載する車両のうち水底トンネルを通行することができる車両を、道路管理者の定める種類に属し、かつ、積載する危険物の容器、容器への収納方法及び包装(以下次条において「容器包装」という。)、積載数量並びに積載方法が道路管理者の定める要件をみたしているものに限り、することができる。

一 火薬類又はがん具用煙火

二 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四十四号)第二条に規定する高圧ガス

三 毒物又は劇物(毒物及び劇物取締法別表第二号、第一号、第三号、第十二号、第十五号、第十八号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第二十八号まで、第三十一号、第三十四号、第四十二号及び第五十一号に掲げる劇物を除く。)

四 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)別表に掲げる物品のうち次に掲げるもの

イ 第一類から第三類まで及び第六類の品名の欄に掲げる物品のうち前号に掲げるもの以外のも
ロ 第四類の品名の欄に掲げる物品のうち「アールベンスキー」又は「ベンスキーマルテース」引火点測定器を用いて、七百六十ミリメートルの気圧において、引火点が七十度未満のもの

ハ 第五類の品名の欄に掲げる物品のうち第一号に掲げるもの以外のもの

2 道路管理者は、前項各号に掲げる危険物を積載する車両が水底トンネルを通行することができる時間を定めることができる。

第十九条の七 道路管理者は、前条の規定に基き車両の種類、危険物の容器包装、積載数量若しくは積載方法に関する要件又は通行することができる時間を定める場合においては、それぞれ次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。

一 車両の種類については、危険物を運搬しても、構造上運行中の動揺、衝撃、排気等により危険物の作用を誘発する虞のないものであること。

二 容器包装については、積載する危険物が容器若しくは被包の内部で作用し、又はその外部に出る虞のないものであること。

三 積載数量については、積載する危険物の全部が作用しても、水底トンネルの構造又は交通に危険を及ぼす虞の少ないものであること。

四 積載方法については、積載する危険物の摩擦、動揺、衝突、転倒又は転落の虞のないこと及び積載する危険物の作用を誘発し易い他の物件と混載しないこと。

五 通行できる時間については、交通の状況により他の車両との衝突事故の発生の大い時間でないこと。

(車両の通行の禁止又は制限に関する公示)

第十九条の八 道路管理者は、第十九条の五又は第十九条の六の規定により車両の通行を禁止し、又

は制限しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路管理者が危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止し、又は制限するに当つての基準等を定めるもの。

(7) 下水道法施行令〔抄〕

昭和三十四年四月二十二日
政 令 第四百四十七号

附 則 〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十四年四月二十三日)から施行する。

(建設省組織令等の一部改正)

4 次に掲げる法令の規定中「下水道法(明治三十二年法律第三十二号)」を「下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)」に改める。

三 下水道法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第九条

〔説明〕

旧下水道法が廃止されて、新しく下水道法が制定されたことに伴い法律番号を改めたものである。

(8) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和三十四年五月二十八日
政 令 第九十二号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十九条」に改める。
第一条の二第二項第五号中「(当該占用料に係る手数料及び延滞金を含む。)」を削り、同項に次の号を加える。

八 法第七十三条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第三十九条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく占用料の納付を督促し、並びに当該占用料並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

第一条の三第一項第二号及び第二項第三号中「第三項」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四条第一項第五号中「承認する」を「承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附する」に改め、同項第六号中「第三項」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、「許可を与える」を「許可を与え、及び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により当該許可に必要な条件を附する」に改める。
次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四条第一項第七号	法第三十四条
第四条第一項第八号	法第三十五条
第四条第一項第九号	法第三十六条第一項
第四条第一項第十号	法第三十八条第一項
第四条第一項第十一号	法第四十条第二項

第四条第一項第十八号	法第七十一条第三項 又は第二項 第三号 おいては、同条第二項
第六条第一項第二号	第三項
第六条第一項第三号	法第三十五条

第六条第一項第四号中「法第七十一条第一項」の下に「又は第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を、「第三項」の下に「(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項を削る。
第三十八条の次に次の号を加える。

(権限の委任)

第三十九条 法に規定する道路管理者である建設大臣の権限(法第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代つて行う権限を含む。)のうち、次の各号に掲げるものは、地方建設局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条の二第二項の規定により都道府県知事又は指定市の長に行わせる指定区間内の一級国道の管理については、この限りでない。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

三 法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

六 法第二十八条第一項の規定により道路台帳を調製し、及び保管すること。

七 法第三十二条第一項又は第三項(法第九十一

条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可を与え、及び法第八十七条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を附すること。

八 法第三十四条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により工事の調製のための条件を附すること。

九 法第三十五条(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により同条に規定する事業を行う者と協議すること。

十 法第三十六条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により提出する工事の計画書を受理すること。

十一 法第三十八条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路の占用に関する工事を施行すること。

十二 法第三十九条第一項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により占用料を徴収すること。

十三 法第四十条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な指示をすること。

十四 法第四十四条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十八条の六の規定により必要な措置をすること。

十五 法第四十五条第一項、第四十八条第一項若しくは第二項又は第四十八条の五第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十六 法第四十六条第一項又は第二項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十七 法第五十八条から第六十一条まで又は法第六十二条後段の規定に基づき負担金を徴収すること。

十八 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人

の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

十九 法第六十八條第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者若しくはその附近に居住する者を防ぎよに従事させること。

二十 法第六十九條の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十一 法第七十條の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

二十二 法第七十一條第三項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により聴聞を行い、及び同条第一項若しくは第二項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は同条第四項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路監理員を命じ、同項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）若しくは同条第五項の規定により権限を行わせること。ただし、法第三十七條第一項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）及び第四十八條の四第一項の規定に係るものを除く。

二十三 法第七十二條第一項及び第二項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償し、並びに同条第三項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく負担金を徴収すること。

二十四 法第七十三條（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定により負担金等の納付を督促し、並びに当該負担金等並びに当該負担金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

二十五 法第九十一條第一項の規定により許可を与え、並びに同条第三項及び第四項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

附則
この政令は、昭和三十四年六月一日から施行する。

〔説明〕

一 道路法に規定する道路管理者である建設大臣の権限の一部を地方建設局長及び北海道開発局長に委任する。

二 建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に行わせることができる指定区間内の一級国道の管理として、占用料を納付しない者があるときはその占用料を強制徴収することができることの根拠規定を明らかにする等規定の整備。

(9) 道路法施行令等の一部を改正する政令

昭和三十四年六月二十九日
政 令 第二百二十五号

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める。

第四章中第三十四条の次に次の一条を加える。

（道の区域内の道路についての国庫補助率）
第三十四条の二 昭和三十四年度以降四箇年間に

おける道道及び道の区域内の市町村道の改築で次の各号に掲げるもの以外のものに要する費用に關する国の補助金の率は、法第五十六條の規定にかかわらず、四分の三以内とする。

一 道路構造令（昭和三十三年政令第二百四十四号）第三十七條の規定により同令の規定による基準によらないことができる改築で、これに要する費用の額が建設大臣が定めた額をこえないもの

二 道路の交通に支障を及ぼしている構造上の原因の一部を除去するために行う突角の切り取り、路床の改良、排水施設の整備又は待避所の設置

附則
この政令は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

〔説明〕

昭和三十四年度以降四箇年間における地方公共団体に対する道路の改築に關する国の負担金の割合及び補助金の率について特別の定をするものである。

(10) 首都高速道路公団法施行令〔抄〕

昭和三十四年七月二十四日
政 令 第二百六十三号

附則〔抄〕

1 この政令は、公布の日から施行する。
3 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「法第五十八條から法第六十二條

まで」の下に「又は首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百二十三号）第四十条」を加える。

〔説明〕

首都高速道路公団法の施行に伴い、一般国道の新設又は改築に要する費用のうち、都道府県負担額について、規定を整備することとした。

(11) 道路法施行令の一部を改正する政令

〔昭和三十四年十二月十八日〕
政 令 第三百七十号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条の三」に改める。

第五章中第三十五条の前に次の一条を加える。

（道路の附属物）

第三十四条の三 法第二条第二項第六号に規定する政令で定める道路の附属物は、次の各号に掲げるものとする。

一 道路の防雪又は防砂のための施設

二 地点標

三 道路に接する道路修理用の機械又は器具の常置場

四 道路に接する道路維持用の機械、器具又は材料の常置場

五 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

六 車両の計量又は交通量の測定のための施設

第三十五条中各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三十一条第一項ただし書に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は次の

各号に掲げるものとし、法第四十八条の三ただし書に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は第一号及び第三号に掲げるものとする。

附 則

この政令は、昭和三十五年一月一日から施行する。

〔説明〕

道路の附属物の範囲及び自動車専用道路の交差につき政令で定める立体交差とすることを要しない場合を定めるものである。

(12) 道路法施行令の一部を改正する政令

〔昭和三十五年三月二十八日〕
政 令 第四十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五第一号中「次条」を「本条及び次条」に改め、同号に次のように加える。

ハ 煙火

第十九条の五第二号中「次条において「毒物」という」を「本条及び次条において「毒物」という」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 火薬類以外の物品で、アセチレン銅、ジアゾメタンその他これらと同程度以上の爆発性を有するもの

第十九条の五に次の二号を加える。

四 毒物以外の物品で、チオホスゲン、イペリットその他これらと同程度以上の毒性を有するもの

五 次条第一項第五号に掲げるもの以外の物品で、塩化アセチレン、ジエチル亜鉛その他水

は空気と作用してこれらと同程度以上の発火性を有するもの

第十九条の六第一項第三号中「第五十一号」の下に「並びに毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第百七十九号）第二条第一項第二十四号及び第二十八号」を加え、同項第四号イ中「前号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前号に掲げるもの以外の物品で、クロルアセトフェノン、モノクロルアセトンその他これらと同程度以上の毒性を有するもの

第十九条の六第一項に次の四号を加える。

六 前号に掲げるもの以外の物品で、亜塩素酸ナトリウム、重クロム酸カリウムその他これらと同程度以上の酸化性を有するもの

七 第三号及び第五号に掲げるもの以外の物品で、塩化アセチル、弗化硅素酸その他これらと同程度以上の腐食性を有するもの

ハ マッチ

九 前条第二号及び第五号に掲げるもの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路管理者が道路法第四十六条第三項の規定により水底トンネルにおいて危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる場合の危険物の範囲をひろげるもの。

(13) 火薬類取締法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

〔昭和三十五年十月十八日〕
政令第二百七十二号

附則〔抄〕

- この政令は、火薬類取締法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第四百十号）の施行の日（昭和三十六年二月一日）から施行する。
- 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
 - 第十九条の五第一号ハ中「煙火」の下に「（玩具煙火を除く。）」を加え、第十九条の六第一号中「又はがん具用煙火」を削る。

〔説明〕

火薬類取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、危険物についての規程を整備することとした。

(14) 防災建築街区造成法施行令〔抄〕

〔昭和三十六年六月二十七日〕
政令第二百十一号

附則〔抄〕

- この政令は、公布の日から施行する。
- 道路法施行令の一部改正
- 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
 - 第七條第四号を次のように改める。
 - 防火地域（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十條第一項に規定する防火

〔説明〕

防災建築街区造成法の施行に伴い、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物等に関する規定を整備することとした。

(15) 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律施行令〔抄〕

〔昭和三十六年八月二十二日〕
政令第二百九十四号

附則〔抄〕

- この政令は、公布の日から施行する。
- 道路法施行令の一部改正
- 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
 - 第一條第一項に次のただし書を加える。ただし、第五号に掲げる事情については、以下の間に限る。
 - 第一條第一項に次の一号を加える。
 - 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律（昭和三十六年法律第九号）による市街地改造事業で同法第三條第一号の公共施設が一級国道であるものを施行すべきことが都市計画として決定された土地の区域内の箇所であること。
 - 第七條中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
 - 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律による市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物に居住する者で同法第二條第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設

〔説明〕

第十條第一項中「電線及び」を「電線、」に改め、「仮設建築物」の下に「及び同條第五号に規定する施設」を加える。

公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備することとした。

(16) 阪神高速道路公団法施行令〔抄〕

昭和三十七年四月二十七日
政令 第七十二号

附則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

4 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「首都高速道路公団法(昭和三十三年法律第三十三号)第四十条」の下に「若しくは阪神高速道路公団法(昭和三十三年法律第四十三号)第四十条」を加える。

〔説明〕

阪神高速道路公団法の施行に伴い、一般国道の新設又は改築に要する費用のうち都道府県負担額について、規定を整備することとした。

(17) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和三十七年八月二十四日
政令 第三百三十六号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第六号中「高架の道路の路面下」を「建築基準法第五十九条第一項の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)内の自動車専用道路の上空」に改め、同条中同号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設第十二条の二中「前条」を「第十二条」に改め、同条を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所)

第十二条の二 トンネルの上に設ける占用物件の占用の場所については、第十条から前条までの規定を適用せず、次の各号に掲げるところによらなければならぬ。ただし、トンネルの上に道路がある場合においては、当該道路に係る占用の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。

一 トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。

二 トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。

三 電柱若しくは電線又は水管、下水道管若しくはガス管については、トンネルの上以外に、当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

四 トンネルの上の地下に設ける場合においては、第十条第三項各号に規定する場所とすること。

第十四条第一項第一号中「荷重」の下に「、漏水」を加える。

第十九条の五第三号ハを次のように改める。

ハ 四アルキル鉛
第三十四条の二中「昭和三十四年度」を「昭和三十七年度」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

一 道路の占用物件として、トンネルの上に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設並びに建築基準法第五十九条第一項の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)内の自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場を追加し、これらの占用物件の占用の場所等に關し必要な規定を設けること。

二 道路管理者が危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止することができるときの場合の危険物として、四エチル鉛以外の四アルキル鉛を追加すること。

三 北海道の区域内の道道及び市町村道の改築で次に掲げるもの以外のものについて、国庫補助率の特例(補助率四分の三以内)を適用する期間を昭和四十年年度まで延長すること。

(一) 応急措置として行なう小区間の改築
(二) 突角の切り取り、路床の改良、待避所の設置等の改築

(18) 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

〔抄〕

昭和三十七年九月二十九日
政令第三百九十一号

〔道路法施行令の一部改正〕

第八十条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の五中「第九十六条第二項、第四項及び第五項」を「第九十六条第三項」に改め、同条の表中

第九十六条第五項	都道府県知事若しくは都道府県	指定市の長若しくは指定市	指定市以外の市の長若しくは指定市以外の市
第九十六条第六項	市町村	市（指定市を除く）町村	市（指定市及び指定市以外の市を除く）町村
第九十六条第七項	都道府県知事若しくは都道府県知事	指定市又は指定市の長	指定市以外の市の長又は指定市以外の市の長

に改める。

附則

1 この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この政令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。この政令の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの政令の施行前に提起された訴願等につきこの政令の施行後にされる裁決

等にさらに不服がある場合の訴願等についても同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

〔説明〕

行政不服審査法の施行に伴い、道路法九六条が、全面改正されたことに基づく改正である。

(19) 道路法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

昭和三十八年三月三十一日
政令第百八号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項ただし書中「第五号」を「第六号」に改め、同項第四号中「道路法の一部を改正する法律による改正前の法第十二条の規定により都道府県知事」を「法第五条第一項の規定による指定があつた日（以下次号において「指定日」という。）前に法第十三条第一項又は法第十五条の規定により都道府県知事又は都道府県」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 指定日前に法第十三条第一項又は法第十五条の規定により都道府県知事又は都道府県が施行した工事と一体として施行する必要があること。

第一条第二項後段を次のように改める。
この場合においては、前項各号中「都道府県知事」とあるのは「指定市の長」と、「都道府

県」とあるのは「指定市」と読み替えるものとする。

附則

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

〔説明〕

一級国道の新設又は改築を都道府県知事又は指定市の長が施行することが適当であると認められる場合の特別の事情として、新たに一級国道として指定された道路について、当該指定前に都道府県知事等が施行した工事と一体として施行する必要があること等を追加するとともに、これに伴う所要の改正をするもの。

(20) 共同溝の整備等に関する特別措置法施行令〔抄〕

昭和三十八年十月四日
政令第三百四十三号

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

（道路法施行令の一部改正）

2 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条及び第三十二条第一項中「費用」の下に「（共同溝の管理に関する費用を除く。）」を加える。

第三十四条の三中「第六号」を「第七号」に改める。

〔説明〕

共同溝の建設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用についての共同溝の占用予定者等の負担金の額の算出方法を定めるものである。

(21) 道路整備緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

昭和三十九年五月二十日
政令 第百六十号

〔道路法施行令の一部改正〕

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
第三十四条の二中「昭和三十七年度以降四箇年間」を「昭和三十九年度以降五箇年間」に改め、同条に次の一号を加える。
三 車道の舗装につき道路構造令第二十四条第二項及び第三項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装

附則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の道路整備緊急措置法施行令及び道路法施行令の規定は、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金及び補助金から適用する。

〔説明〕

一 道路構造令第二十四条第二項及び第三項に規定する基準によることを要しない場合における当該道路の舗装に要する費用についての国の負担金の割合及び国の補助金の率については、特例を設けず、

道路法の原則によるものとする。

二 北海道の区域内の道道及び市町村道の改築について国の補助金の率の特例を適用する期間を昭和三十九年度以降五箇年間とする。

(22) 河川法施行令

昭和四十年二月十一日
政令 第十四号

附則〔抄〕

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

〔道路法施行令の一部改正〕

第二十条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三号及び第三十九条第二号中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

〔説明〕

河川法の全面改正により兼用工作物についての規定を整備することとした。

(23) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和四十年三月二十九日
政令 第五十七号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「一級国道又は二級国道の新設又は改築に要する費用の負担及び補助」を「国道の新設又は改築に要する費用の負担」に改める。
第一条の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、同条第一項各号例記以外の部分中「第六号」を「第七号」に改め、同条第二号中「一級国道」を「一級国道（以下「国道」という。）」に改め、同条第三号中「道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三十六号）」による改正前の法（昭和三十三年法律第三十六号）による改正前の法（昭和三十三年法律第三十六号）による改正前の法（以下次号において「改正前の法」という。）第十三条第一項に改め、同条第六号中「一級国道」を「国道」に改め、同条第七号とし、同条第四号及び第五号中「法第十三条第一項又は」及び「都道府県知事又は」を削り、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行なったこと。
第一条第二項中「法第十七条第一項の規定により指定市の長が一級国道」を「法第十七条第一項又は第二項の規定により指定市の長又は指定市以外の市の長が国道」に、「指定市の長」を「それぞれ「指定市の長」又は「指定市以外の市の長」に、「指定市」を「それぞれ「指定市」又は「指定市以外の市」に改める。
第一条の二の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、同条第一項中「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」に改める。
第一条の四の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、同条第一項中「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」に改める。

第一条五中「第十二条の二第二項」を「第十三条第三項」に、

第十二条の二第二項	関係都道府県知事	関係指定市の長又は都道府県知事	
第十三条第三項	関係都道府県知事	関係指定市の長、都道府県知事又は指定市以外の市の市長	関係指定市以外の市の市長、都道府県知事又は指定市の市長

第十三条第四項	関係都道府県知事	関係指定市の長、都道府県知事又は指定市以外の市の市長	関係指定市以外の市の市長、都道府県知事又は指定市の市長
---------	----------	----------------------------	-----------------------------

第五十条第三項及び第四項	他の都道府県	都道府県	
第五十条第四項	関係都道府県	関係指定市又は都道府県	

第五十条第三項及び第四項	他の都道府県	都道府県	都道府県
第五十条第四項	関係都道府県	関係指定市又は都道府県	関係指定市以外の市又は都道府県

改める。

第二条第一項を次のように改める。

建設大臣は、法第十二条本文の規定による国道の新設若しくは改築、法第十三条第一項の規定による指定区間内の国道の修繕若しくは災害復旧に関する工事又は法第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行なうとする場合においては、あらかじめ、当該道路の路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日を告示しなければならない。

第四条第一項第十一号の次に次の一号を加える。
十一の二 法第四十五条第一項又は第四十八条第一項若しくは第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。

第四条第一項第十三号を次のように改める。
十三 法第四十七条第二項又は第三項の規定により必要な措置をすることを命ずること。

第四条第一項に次の二号を加える。
十九 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換

すること。
二十 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

第十一条第五号を次のように改める。
五 地下電線を埋設する場合においては、車道（歩道と車道との区別のない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、その本線については、車道以外の部分に適當な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があるとき、この限りでない。

第十一条第六号中「歩道」の下に「（歩道と車道との区別のない道路にあつては、路面幅員の三分の二に相当する路面の中央部以外の部分。以下次条及び第十二条において同じ。）を加える。
第十二条第二号を次のように改める。
二 水管、下水道管又はガス管を埋設する場合に

おいては、歩道の地下に埋設すること。ただし、これらの本線については、歩道に適當な場所がなく、かつ、公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
第十五条第五号中「赤色燈」の下に「又は黄色燈」を加える。
第十九条の二（見出しを含む。）中「一級国道」を「国道」に改める。
第十九条の三の見出し中「二級国道」を「国道」に、「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に、「納額告知書」を「納入告知書」に改め、同条第三項及び第四項中「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に改める。
第十九条の四第一項中「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「その他の一級国道又は二級国道」を「指定区間外の国道」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」に改め、同条第五項及び第六項中「一級国道」を「国道」に改める。
第三章第一節の節名中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。
第二十一条中「一級国道若しくは二級国道」を「国道」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に、「法第五十条第一項若しくは第二項本文又は法第五十一条第一項」を「法第五十条第一項又は第二項本文」に改め、「方第五十一条第二項において準用する場合を含む。」を削る。
第二十二条中「又は法第五十一条第一項」及び「それぞれ」を削る。
第二十三条第一項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に、「指定区間内の一級国道」を「指定区間内の国道」に改め、「法第五十一条第二項において準用する場合を含む。」を削り、同条第二項中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。
第二十四条を次のように改める。
第二十四条 削除

第二十五条中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。

第二十六条中「第二十一条から前条まで」を「第二十一条から第二十三条まで及び前条」に、「一級国道若しくは二級国道」を「国道」に、「指定市以外の市の長が二級国道」を「指定市以外の市の長が国道」に、「第二十三条第一項及び第二十四条」を「及び第二十三条第一項」に、「第二十三条第二項、第二十四条」を「第二十三条第二項」に改める。

第二十九条 削除

第三十一条の見出し中「一級国道及び二級国道」を「国道」に改め、同条中「一級国道及び二級国道」を「国道」に改め、「並びに第五十一条第一項」を削る。

第三十三条中「一級国道及び二級国道」を「国道」に改める。

第三十六条を削り、第三十七条を第三十六条とし、第三十七条の二第三項中「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十八条中「一級国道、二級国道」を「国道」に改める。

第三十九条各号列記以外の部分中「法第十二条の二第二項」を「法第十三条第二項」に、「一級国道」を「国道」に改め、同条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 法第二十条第一項の規定により兼用工作物の管理の方法について協議すること。

第三十九条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 法第三十一条第一項の規定により道路と鉄道との交差の方式等について協議すること。

第三十九条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 法第三十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

第三十九条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 法第五十五条第一項の規定により兼用工作物の費用の分担の方法等について協議すること。

第三十九条に次の二号を加える。

二十六 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

二十七 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受け

附則〔抄〕

（施行期日）

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際、現に存する道路の占用物件（工事中のものをふくむ。）に係る占用の場所については、この政令による改正後の道路法施行令第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、なお従前の令によることができる。

〔説明〕

一 道路法の一部改正（一級国道及び二級国道の区別を廃止して、新たに道路の種類として一般国道の制度を設けるものとする。）に伴い、一級国道及び二級国道を一般国道とする等規定を整備するものとする。

二 一般国道の新設、改築に伴う建設大臣の道路管理者の権限代行の範囲を拡大し、道路標識等の設置、車両制限令違反に対する措置命令及び不用物件の交換、

使用の申出等についても権限代行ができるものとする。

三 道路管理者である建設大臣の権限を、地方建設局長及び北海道開発局長に委任する範囲を拡大して、兼用工作物の管理及び費用負担の協議、道路と鉄道との交差の協議、占用の禁止又は制限及び不用物件の交換、使用の申出等についても権限を委任するものとする。

四 夜間占用工事における黄色燈の設置及び地下埋設物の埋設場所について規定を整備するものとする。

五 その他関係政令の規定を整備するものとする。

〔24〕 道路法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和四十一年四月一日
政 令 第百二号

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第一号中「第三十七条」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二号中「行う突角の切り取り」を「行なう突角の切り取り」に改め、同条に次の一号を加える。

四 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項（第一号を除く。）に規定する交通安全施設等整備事業として行なわれるもの

第三十四条の三項第一号の次の二号を加える。
一の二 車両の運転者の視線を誘導するための施設
一の三 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

一 国の負担金の割合又は補助金の率の特例を適用しない道路の改築として、交通安全施設等整備事業として行なわれるものを追加するものとする。

二 道路の附属物として、車両の運転者の視線を誘導するために設けられる施設及び他の車両又は歩行者を確認するために設けられる鏡を追加するものとする。

(25) 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和四十二年七月六日
政令 第百七十八号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二中「昭和三十九年度」を「昭和四十二年度」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

昭和四十二年度以降五箇年間における道路及び道の区域内の市町村道の改築に要する費用に関する国の補助金の率は、一定の小規模な改築の場合を除き、四分の三以内とするものとする。

(26) 道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

昭和四十二年十月二十六日

政令 第三百三十五号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国道の新設若しくは改築、法第十三条第一項の規定による指定区間内の国道の修繕若しくは災害復旧に関する工事又は法第十三条第三項」を「国道(指定区間外の国道に限る。)(の新設若しくは改築、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県知事若しくは指定市の長が行なっている区間に係る法第十二条本文の規定による新設若しくは改築若しくは法第十三条第一項の規定による修繕若しくは災害復旧に関する工事又は同条第三項」に改める。

第七条に次の一号を加える。

八 高速自動車国道又は自動車占用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

第十九条の二を次のように改める。

(指定区間内の国道に係る占用料の額)

第十九条の二 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年道路法以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 建設大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 法第三十五条に規定する事業(前条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの。
二 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行なう鉄道施設(日本国有鉄道に譲渡されたものを除く。)並びに地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)第一条第一項又は第二項に規定する地方鉄道及び同条第三項に規定する索道で、一般の需要に応じ旅客又は物品を運送するもの。

三 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
四 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十三年法律第六号)第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外

駐車場

五 前各号に掲げるもののほか、前項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適当であると認められる占用物件で、建設大臣が定めるもの

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前までに道路管理者である都道府県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市が徴収すべきものの額は、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

第十九条の三第一項ただし書中、「その年度の初めに」を「四月三十日までに」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前までに道路管理者である都道府県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市が徴収すべきものは、前二項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第三十九条第二項の規定に基づく条例で定めている占用料の額とする。

第三十七条第二項中「国が徴収する延滞金は」を「国が徴収することができる延滞金は、当該督促に係る負担金等の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は」に改める。

第三十七条第三項を次のように改める。
前項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

第三十七条に次の一項を加える。

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前までに道路管理者である都道府県知事又は指定市の長の統轄する都道府県又は指定市が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金

については、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県又は指定市が法第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

第三十九条第二十二号ただし書中「第三十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び」を削る。
附則の次に次の別表を加える。

占用物件		占位		所用料		
		甲	乙	丙	丁	戊
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	電柱	三五〇	二四〇	二二〇		
	電話柱（電柱であるものを除く）	一三〇	九〇	八〇		
	街灯（電柱又は電話柱であるものを除く）	一八〇	八〇	六〇		
	その他の柱類	一、〇〇〇	五〇〇	二五〇		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	五四〇	一三〇	一八〇		
	郵便差出箱	二二〇	九〇	七〇		
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	
	送電塔	占用面積一平方メートルにつき一年	二六〇	一八〇	一七〇	
	その他のもの	長さ一メートルにつき一年	二六	一八	一七	
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	五四〇	一三〇	一八〇	
法第三十二条第二号に掲げる物件	法第三十五条に規定するものに於ける第二項及び第三項の規定するもの	五二	三六	三三		
	外径が〇・四メートル未満のもの	一三〇	九〇	八〇		
	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	二六〇	一八〇	一七〇		
	外径が一メートル以上のもの	一一〇	五〇	四〇		
	未径が〇・四メートル未満のもの	二七〇	二一〇	九〇		
	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	五四〇	一三〇	一八〇		
	外径が一メートル以上のもの	二六〇	一八〇	一七〇		
	その他のもの	五四〇	一三〇	一八〇		
	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	五四〇	一三〇	一八〇		
	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	二六〇	一八〇	一七〇		
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	五四〇	一三〇	一八〇			
地下街及び地下室	階数が一のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額		
	階数が二のもの	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額	Aに〇・〇二を乗じて得た額		
	階数が三以上のもの	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額	Aに〇・〇三を乗じて得た額		

第七十三項第二 法第三十 六号に掲げ る施設	その他のもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設け るもの	上空又は地下に設ける通路 その他のもの	第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		第七十七号に掲げ る施設		
				看板（アー チであるも のを除く）	標識	旗さお	パーキング・メーター	幕（第七 号に掲げ る施設で あるもの を除く）	アーチ	車道を横断するもの	その他のもの	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月	占用面積一 平方メートルに つき一月
				一時的に設けるもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
				表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

第七十八号に掲げ る施設	その他のもの	上空又はトンネルの上 に設けるもの		自動車専用道路 の高架道路 に限るもの		階段が三のもの		階段が四以上のもの	
		一	二	一	二	一	二	一	二
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
		一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

附則〔抄〕

1 この政令、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 指定区間内の国道又は日本道路公団の管理する高速自動車国道若しくは日本道路公団の管理する一般国道等、首都高速道路公団の管理する首都高速道路若しくは阪神高速道路公団の管理する阪神高速道路に係る占用料でこの政令の施行の日の前日までに徴収すべきものの額及び徴収方法並びに当該占用料に係る手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

〔説明〕

- 一 建設大臣が指定区間の国道の新設若しくは改築又は修繕若しくは災害復旧に関する工事を行なう場合の工事の開始等の告示を行なわないものとする。
- 二 道路の占用物件として新たに高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所を追加するものとする。
- 三 指定区間内の国道に係る占用料の額については、従来都道府県又は指定市の条例で定める額としていたことを改め、政令でその額を定めるものとする。
- 四 日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団が管理する道路に係る占用料の額については、従来都道府県又は指定市の条例で定める額としていたことを改め、政令でその額を定めるものとする。
- 五 その他道路法施行令の規定を整備するものとする。

(27) 都市計画法施行令〔抄〕

〔昭和四十四年六月十三日政令 第百五十八号〕

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十四年六月十四日）から施行する。

（道路法施行令の一部改正）

第二十三条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 第七号中「を施行すべきことが都市計画として決定された土地の区域」を「に関する都市計画において定められた施行区域」に改める。

（第七号第四号中「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十条第一項」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八号第一項第五号」に改め、同条第五号中「を施行すべき土地の区域」を「に関する都市計画において定められた施行区域」に改め、同条第七号中「建築基準法第五十九号第一項」を「都市計画法第八号第一項第四号」に改める。

第十九条の二第二項第四号中「として決定され」を「において定められ」に改める。

〔説明〕

都市計画法の施行に伴い、関係規定を整備することとした。

(28) 都市再開発法施行令〔抄〕

〔昭和四十四年八月二十六日政令 第二百三十二号〕

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（道路法施行令の一部改正）

第十条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一項ただし書及び第七号を削る。

第七号第四号を次のように改める。

四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八号第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物（第七号第五号中「公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律による市街地改造事業」を「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業」に改める。）

〔説明〕

都市再開発法の施行に伴い、関係規定の整備することとした。

(29) 利率等の表示の年利建て移行に関する政令〔抄〕

〔昭和四十五年四月一日政令 第四十八号〕

（道路法施行令等の一部改正）

第二十条 次に掲げる政令の規定中「百円につき一日三銭」を「に年十・七五パーセント」に改め

る。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十七条第二項

（後略）

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

各種法律における利率等の表示を、年利建てパーセント表示に改めたものである。

(30) 道路整備緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

〔昭和四十五年四月二十日〕
政 令 第七十九号

（道路法施行令の一部改正）

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

ただし、舗装（第三十四条の二第三号に該当するものを除く。）がされている道路で車道の幅員が五・五メートル以上のもの又はこれに代わるべきものとして設ける道路について行なう改築（第三十四条の二第四号に該当するものを除く。）に要する費用は、国がその十分の九を、道がその十分の一を負担する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条に見出しとして「（道路管理者の権限の代行）」を附する。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の道路整備緊急措置法施行令第二条及び道路法施行令第三十一条の規定は、昭和四十五年度分の予算に係る国の負担金から適用し、昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一般国道の改築でその工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十五年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

〔説明〕

道の区域内の国道の管理に関する費用のうち、舗装がされている道路で車道の幅員が五・五メートル以上のもの又はこれに代わるべきものとして設ける道路について行なう改築に要する費用は、国がその十分の九を、道がその十分の一を負担するものとする。

(31) 河川法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

〔昭和四十五年六月一日〕
政 令 第六十一号

（道路法施行令の一部改正）

第三条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「道路管理者である」及び「（法第二十七条の規定により建設大臣が道路管理者に代って行なう権限を含む。）」を削り、「次の各号に掲げるものは、」を「次の各号（第二十五号を除く。）に掲げるものは」に改め、「北海道開

発局長」の下に「第二十五号に掲げるものは地方建設局長に」を加え、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 法第七十六条の規定による同条第五号に掲げる事項に係る報告を受けること。

附 則
この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

行政改革計画閣議決定に基づく許認可等の整理に伴い、地方建設局長及び北海道開発発局長に委任することのできる建設大臣の権限を拡大したものである。

(32) 地方道路公社法施行令〔抄〕

〔昭和四十五年六月二十九日〕
政 令 第二百一十一号

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（道路法施行令の一部改正）

第六条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「若しくはは阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）第四十条」を「阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）第四十条若しくは地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十九条」に改める。

〔説明〕

地方道路公社法の施行に伴い、一般国道の新設又は改築に要する費用のうち都道府県負担額について、規定を整備することとした。

(33) 本州四国連絡橋公団法施行令〔抄〕

〔昭和四十五年六月三十日〕
政 令 第二百九号

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項第二号中「を除く。」の下に「及び本州四国連絡橋公団が建設し、又は災害復旧工事を行なう鉄道施設」を加える。

〔説明〕

本州四国連絡橋公団法の施行に伴い、指定区間内の国道に係る占用料で、特に必要があると認めるときに、別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる占用物件に、本州四国連絡橋公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設を加えることとした。

(34) 道路構造令〔抄〕

〔昭和四十五年十月二十九日〕
政 令 第三百二十号

附 則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

4 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「歩道」の下に「(自転車歩行車道を含む。以下この章において同じ。)」を、「車道の下に「(自転車歩行車道を含む。以下この章において同じ。)」を加え、同項第二号及び同条第二項中「歩道と車道との区別のある道路」を「歩道を有する道路」に改める。

第十一条中「歩道と車道との区別のある道路」を「歩道を有する道路」に、「歩道と車道との区別のない道路」を「歩道を有しない道路」に改める。

第三十四条の二第一号中「道路構造令(昭和三十三年政令第二百四十四号)第三十七条第一項」を「道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第三十八条第一項」に改め、同条第三号中「第二十四条第二項及び第三項」を「第二十三条第二項及び第三項」に改める。

〔説明〕
道路構造令の全面改正に伴い、関係規定を整備したものである。

(35) 建築基準法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

〔昭和四十五年十二月二日〕
政 令 第三百三十三号

附 則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九号。以下「改正法」という。)の施行の日(昭和四十六年一月一日)から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

5 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第七号中「第八条第一項第四号」を「第八条第一項第三号」に改める。

15 この政令の施行の際限に改正前の都市計画法第二章の規定による都市計画において定められている用途地域、住居占用地区若しくは工業専用地区又は空き地区若しくは容積地区に関しては、この政令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、この政令による改正前の次の各号に掲げる政令の規定は、なおその効力を有する。

一 道路法施行令
(後略)

〔説明〕

建築基準法の一部を改正する法律の施行により関係規定を整備することとした。

(36) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和四十六年二月二十六日
政令第二十二号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に次の一号を加える。

三 電線又は水管、下水道若しくはガス管については、各戸に引き込むために地下に埋設するものその他建設省令で定めるものを除き、建設省令で定めるところにより、当該占有物件の名称、管理者、埋設の年その他の保安上必要な事項を明示したものであること。

第十五条の次に次の一条を加える。
第十五条の二 占有に関する工事で、電線又は水管、下水道管若しくはガス管が埋設されていると認められる場所又はその附近を掘きくするものの実施方法は、前条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。ただし、保安上支障のない場合においては、この限りでない。

一 試掘等により当該占有物件を確認した後に行事を実施すること。

二 当該占有物件の管理者との協議に基づき、当該占有物件の移設又は防護、工事の見回り又は立合いその他の保安上必要な措置を講ずること。

三 ガス管の附近において、火気を使用しないこと。

2 前項第二号の保安上必要な措置のうち、掘きくにより露出することとなるガス管の防護については、建設省令で定める基準によらなければならない。

別表の備考第二号イ中「並びに」の下に「札幌市、」を加える。

1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 改正後の道路法施行令第十四条第二項第三号に規定する占有物件で、この政令の施行の際に地に埋設されているものに関しては、同号の規定は、当該占有物件がその管理者の行なう占有に関する工事に伴って露出することとなった場合に当該露出することとなった部分について適用する。

3 札幌市の区域内の指定区間内の国道に係る占有料で、この政令の施行前の占有の期間に係るものの額については、なお従前の例による。

〔説明〕
ガス管等が埋設されている道路を掘きくする占有に関する工事の実施方法等に関し保安上必要な事項を定める。

(37) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

昭和四十六年三月三十一日
政令第九十号

下に埋設されているものに関しては、同号の規定は、当該占有物件がその管理者の行なう占有に関する工事に伴って露出することとなった場合に当該露出することとなった部分について適用する。

〔説明〕

ガス管等が埋設されている道路を掘きくする占有に関する工事の実施方法等に関し保安上必要な事項を定める。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

(道路法施行令の一部改正)
第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十四条の二」を「第三十四条の二の三」に改める。
第三十一条を次のように改める。
(国道の管理に関する費用の負担)
第三十一条 道の区域内の国道の管理に関する費用（共同溝の管理に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第二条第三項に掲げる交通安全施設等整備事業（同項第一号に掲げる事業を除く。以下「交通安全施設等整備事業」という。）のうち同項第二号ロに掲げる事業に要する費用を除く。）については、国の負担割合は、法第五十条第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

(一)	費用の区分	負担割合
イ 舗装（第三十四条の二の三第三号に該当するものを除く。）がされている道路で車道の幅員が五・五メートル以上のもの又はこれに代わるべきものとして設ける道路について行なう改築に要する費用（ハに掲げる費用を除く。）		十分の九五
ロ 積雪寒冷地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十三号）第四十二条（項）規定する道路交通確保五箇年計画に基づいて実施する交通安全施設等整備事業（以下「交通安全施設等整備事業」という。）に要する費用（ハ以下、除雪事業等）		十分の九
ハ 交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用		十分の八
ニ 維持、修繕その他の管理に要する費用（ア及びイに掲げる費用を除く。）		

第三十二条第一項中「共同溝の管理に関する費用を除く。」は「共同溝の管理に関する費用を除く。」については、「国の負担とする」を「次の表に掲げる費用の区分に応じ、同表に掲げる負担割合により、国が、その全部又は一部を負担する」に改め、同項に次の表を加える。

費用の区分		負担割合
(一)	新設又は改築に要する費用(二)に掲げる費用を除く。	十分の十
(二)	除雪事業又は交通安全施設等整備事業に要する費用	十分の九
(三)	維持、修繕その他の管理に要する費用(一)及び(二)に掲げる費用を除く。	十分の八

第三十三條を次のように改める。

(道路管理者の権限の代行)

第三十三條 道路又は道の区域内の市町村道に係る法第八十八條第二項の政令で定める割合は、

前条の第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、同表の負担割合の欄に掲げる割合とする。

第三十四條の二の見出しを「道の区域内の道路に関する費用の補助」に改め、同条第四号中「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号) 第二条第三項(第一号を除く。)」に規定する」を削り、同条に次の一項を加える。

2 国は、昭和四十六年度以降五箇年間に於いて、道路管理者が道路又は道の区域内の市町村道について実施する交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用については、法第五十六條の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その二分の一(道路管理者が交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令(昭和四十一年政令第百三十三号) 第四条に規定する通学路に該当する市町村道について実施する事業に要する費用については、その三分の二)をその費用を負担する地方公共団体に対して補助する。

第四章中第三十四條の二を第三十四條の二三とする。

第三十四條の見出しを削り、同条第一項中「管理に要する費用」の下に「の全部又は一部」を加え、「基く」を「基づく」に、「法第六十一条まで及び法第六十二条後段」を「法第六十二条まで及び地方道路公社法第二十九條」に、「行なう」を

「行なう」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(道等の負担額)

第三十四條の二 法第八十八條第三項の規定により道又は市町村が国庫に納付する負担金の額は、

第三十二條第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、建設大臣が行なう道路又は市町村道の管理に要する費用の額(法第五十八條から法第六十二条まで又は地方道路公社法第二十九條の規定による負担金(以下本条において「収入金」という。))があるときは、当該費用の額から収入金を控除した額。次条において「負担基本額」という。)に、道又は市町村の負担割合(一から同表の負担割合の欄に掲げる割合を減じた割合とする。))を乗じた額(次条において「道等の負担額」という。)とする。

(負担基本額等の通知)

第三十四條の二の二 建設大臣は、法第八十八條第二項の規定に基づき道路又は市町村道について道路管理者の権限の全部又は一部を行なう場合においては、道又は当該市町村道の存する市町村に対して、負担基本額及び道等の負担額を通知しなければならぬ。負担基本額又は道等の負担額を変更した場合も、同様とする。

附則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 道の区域内の一般国道又は改正後の道路法施行令第三十四條第一項に規定する開発道路(以下本項において「開発道路」という。)に係る管理の

うち次の各号に掲げるものに要する費用は、改正後の同令第三十一條又は第三十二條第一項の規定にかかわらず、国の負担とする。

一 昭和四十五年以前年度の予算に係る一般国道又は開発道路の管理(次に掲げるものを除く。))で、その管理又はその管理に係る負担金に係る雑費の金額が昭和四十六年度以降に繰り越されたもの

イ 舗装(改正後の道路法施行令第三十四條の二の三第三号に該当するものを除く。))がされている一般国道で車道の幅員が五・五メートル以上のもの又はこれに代わるべきものとして設ける一般国道について行なう改築

ロ 開発道路の新設又は改築(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号) 第四条第一項に規定する道路交通確保五箇年計画)に基づいて実施される防雪若しくは凍雪害の防止(流雪溝の整備を含む。))に係る事業又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項に規定する交通安全施設等整備事業として行なわれるものを除く。)

二 次に掲げる災害復旧事業

イ 昭和四十五年中に発生した災害に係る災害復旧事業

ロ 昭和四十六年中に発生した災害に係る災害復旧事業で昭和四十六年度に施行されるもの

〔説明〕

北海道の区域内の道路管理者が行う交通安全施設等整備事業に要する費用について、国と地方公共団体との負担割合の特例を定めたことに伴い、必要な規定の整備を図つたものである。

(38) 道路法施行令の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和四十六年七月二十二日
政 令 第二百五十二号

〔道路法施行令の一部改正〕

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条の五中「法第五章」を「第五章」に、「及び法第七章」を「及び第七章」に改める。

第四条第一項第三号中「法第二十二條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第十一号の二中「第四十八條第一項若しくは第二項」を「第四十八條」に改め、同号を同項第十一号の三とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 法第四十三條の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

第四条第一項第十二号中「第四十六條第一項」の下に「又は第四十七條第三項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 法第四十七條の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

第四条第一項第十三号中「第四十七條第二項又は第三項」を「第四十七條の三」に改め、同項第十八号中「行い」を「行ない」に、「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「又は措置を命ずること。但し」を「若しくは措置を命じ、又は同条第四項前段(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により必要な措置をみずから行ない、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行なわせないこと。ただし」に、「又は措置を命ずることではできない」を

「若しくは措置を命じ、又は同条第四項前段の規定により必要な措置をみずから行ない、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行なわせないこと」に改め、同項に次の四号を加える。

二十一 法第九十五條の二第一項の規定により意見をきき、または通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六條第三項又は第四十八條の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

二十二 車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第七條第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十條の規定により通行方法を定めること。

二十三 車両制限令第十一條第一項の規定により他の道路を指定すること。

二十四 車両制限令第十二條の規定により認定すること。

第二十一條、第三十四條第一項及び第三十四條の二中「法第六十二條」を「第六十二條」に改める。

第三十四條の三中「第二條第二項第七号」を「第二條第二項第八号」に改め、第三号及び第四号を削り、第二号を第四号とし、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、第六号を削る。

第三十六條中「法第七十條第四項」を「第七十條第四項」に改める。

第三十八條の次に次の一條を加える。
(都道府県公安委員会の意見をきかなければならない改築)

第三十八條の二 法第九十五條の二第一項に規定する政令で定める道路の交差部分及びその附近の道路の部分の改築は、突角の切取り、車道又は歩道の幅員の変更及び交通島又は中央帯の設置とする。

第三十九條各号列記以外の部分中「法に規定する」を「法及び法に基づく政令に規定する」に改め、同条第三号中「工事」の下に「又は道路の維持」を加え、同条第十四号を次のように改める。

十四 法第四十三條の二、第四十四條第四項(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十七條の三、第四十八條の六又は第四十八條の十の規定により必要な措置をすることを命ずること。

第三十九條第十五号中「第四十八條第一項若しくは第二項又は第四十八條の五第二項」を「第四十八條、第四十八條の五第二項又は第四十八條の九第四項」に改め、同条第十六号の二を同条第十六号の三とし、同条第十六号中「第四十六條第一項又は第二項」を「第四十六條第一項又は第四十七條第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六の二 法第四十七條の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

第三十九條第十七号中「法第六十二條後段」を「第六十二條後段」に改め、同条第二十二号中「行い」を「行ない」に、「又は同条第四項」を「同条第四項前段(法第九十一條第二項において準用する場合を含む。)」の規定により必要な措置をみずから行ない、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行なわせ、又は同条第五項に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「行なわせる」を「行なわせる」に改め、同条に次の四号を加える。

二十九 法第九十五條の二第一項の規定により意見をきき、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、または通知すること。ただし、法第四十六條第三項又は第四十八條の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十 車両制限令第七條第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十條の規定により通行方法を定める

ること。

三十一 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。

三十二 車両制限令第十二条の規定により認定すること。

附則〔抄〕

(施行期日等)

1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第四十六号)の施行の日(昭和四十六年十二月一日)から施行する。
(後略)

〔説明〕

一 道路法の改正に伴い、指定区間外の国道の新設又は改築を建設大臣が行なう場合においては建設大臣は、道路管理者に代わって、都道府県公安委員会との意見聴取又は、協議等の権限を行なうものとする。

二 道路の附属物に関する規定について道路法の改正に伴う所要の整理を行なうものとする。

三 都道府県公安委員会の意見聴取を行なう改築は、突角の切取り、車道の幅員の変更等とするものとする。

四 道路法の改正に伴い、道路を汚損した者に対する維持施行命令等に関する建設大臣の権限を地方建設局長等に委任するものとする。

(39) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和四十七年三月二十七日
政 令 第三十七号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の第三項中「昭和四十二年以降五箇年間で」を「昭和四十七年度以降三箇年間で」に改める。

附則

この政令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

〔説明〕

道道及び道の区域内の市町村道についての国庫補助率の特例(補助率四分の三以内)を適用する期間を昭和四十九年度まで延長する。

(40) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和四十七年五月一日
政 令 第四百四十五号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。
第三十一条の表を次のように改める。

費用の区分		負担割合
(一)	イ 新設又は改築に要する費用(ロに掲げる費用を除く) ロ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)第四条第一項に規定する除雪交通確保機械の整備を含む、防雪又は凍雪害の防止(除雪機の整備を含む)に係る事業(以下「除雪事業等」という。)に要する費用	十分の九
(二)	維持、修繕その他の管理に要する費用(イに掲げる費用を除く)	十分の八

第三十二条第一項中「指定したものの」の下に(第三十四条において「開発道路」という。)を加え、「全部又は」を削り、同項の表の負担割合の欄中「十分の十」を「十分の九・五」に改める。

第三十四条第一項中「第三十二条第一項の規定により国が管理に関する費用の全部又は一部を負担する道路(以下本条において「開発道路」という。)」を「開発道路」に改める。

附則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三十一条及び第三十二条の規定は、昭和四十七年度の予算に係る国の負担金から適用し、昭和四十六年度以前の年度の予算に係る道の区域内の一般国道又は開発道路の新設又は改築でその工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十七年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び地方公共団体の負担割合は、なお従前の例による。

〔説明〕

道の区域内の国道の新設又は改築に要する費用についての国の負担割合は十分の九とし、開発道路の新設又は改築に要する費用についての国の負担割合は十分の九・五とする。

(41) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和四十八年二月五日
政 令 第十二号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは電線」を「電線若しくは石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五

号)による石油パイプライン事業の用に供する石油管」に改める。

第十一号第五号中「埋設する場合」の下に「(道路を横断して埋設する場合を除く。)」を加え、「から第十二号まで」を「及び次条」に改める。

第十二号中「第十号第三項」を「第十号第一項第二号、第二項本文及び第三項」に改め、同条第二号中「埋設する場合」の下に「(道路を横断して埋設する場合を除く。)」を加える。

第十二条の三中「第十二条」を「第十二条の二」に改め、同条第四号中「各号」の下に「(石油管については、第三号を除く。)」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、石油管にあつては、道路を横断して埋設するときを除き、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。

第十二条の三第四号を同条第五号とし、同条第三号中「又は水管」を「若しくは水管」に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 石油管は、高架の道路の路面下の地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、高架の道路に取り付けることができる。

第十二条の三を第十二条の四とし、第十二条の二を第十二条の三とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(石油管の占用の場所)
第十二条の二 石油管の占用については、第十号第二項本文及び第三項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。

一 石油管は、地下に埋設すること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上(トンネルの中を除く。)に設け、又は橋に取り付けることができる。

二 石油管を埋設する場合(道路を横断して埋設

する場合を除く。)においては、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせること。

三 石油管を道路の路面下に埋設する場合においては、その深さは、次に掲げるところによること。

イ 市街地においては、防護構造物により導管を防護する場合にあつては当該防護構造物の頂部と路面との距離は一・五メートル以下とし、その他の場合にあつては導管の頂部と路面との距離は一・八メートル以下とし、市街地以外の地域においては、導管の頂部(防護構造物より導管を防護する場合にあつては、当該防護構造物の頂部)と路面との距離は、一・五メートル以下としないこと。

四 石油管を道路の路面下以外の場所に埋設する場合においては、導管の頂部と地面との距離は一・二メートル(防護工又は防護構造物により導管を防護する場合にあつては、市街地においては〇・九メートル、市街地以外の地域においては〇・六メートル)以下としないこと。

五 石油管を地上に設ける場合においては、その最下部と路面との距離は、五メートル以上とする。

六 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。

第十四条第二項第三号中「又は水管」を「若しくは水管」に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(石油管の占用の場所又は構造についての基準の適用に関する技術的細目)

第十四条の二 第十号第二項本文及び第三項、第十二条の二から第十二条の四まで並びに前条に規定する石油管の占用の場所又は構造についての基準を適用するに必要とする技術的細目は、第九号に規定する石油管に関しては石油パイプライン事

業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。)の例によるものとし、その他の石油管に関しては建設省令で定める。

第十五条の二中「又は水管」を「若しくは水管」に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加える。

別表占用物件の欄法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項中「及び法第三十六条に規定するもの」を「、法第三十六条に規定するもの及び第九条に規定する石油管」に改める。

附則

1 この政令は、昭和四十八年二月二十日から施行する。

2 この政令の施行の際現に存する石油管に係る占用の場所及び構造については、この政令による改正後の第十二条の二、第十二条の四及び第十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際現に地下に埋設されている石油管に関しては、この政令による改正後の第十四条第二項第三号の規定は、当該石油管がその管理者の行なう占用に關する工事により露出することとなつた場合に当該露出することとなつた部分について適用する。

4 第九条に規定する石油管に係る占用料で、この政令の施行前の占用の期間に係るものの額については、なお従前の例による。

〔説明〕

一 石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する石油管の占用の期間

石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する石油管の占用の期間は十年以内とする。

二 石油管の占用の場所

- (1) 石油管は、地下に埋設することとし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、地上（トンネルの中を除く。）に設け、又は橋に取り付けることができる。
- (2) 石油管を埋設する場合には、原則として車両の荷重の影響の少ない場所に埋設し、かつ、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせる。
- (3) 石油管を道路の路面下に埋設する場合、市街地においては防護構造物により防護する場合にあつては防護構造物の頂部と路面との距離は一・五メートル以下と、その他の場合にあつては導管と頂部と路面との距離は一・八メートル以下と、市街地以外の地域においては導管の頂部（防護構造物により防護する場合にあつては、防護構造物の頂部）と路面との距離は一・五メートル以下としない。
- (4) 石油管を道路の路面下以外に埋設する場合、導管の頂部と地面との距離は一・二メートル（防護工又は防護構造物により導管を防護する場合にあつて

- は、市街地においては〇・九メートル、市街地以外の地域においては〇・六メートル）以下としない。
- (5) 石油管を地上に設ける場合、その最下部と路面との距離は、五メートル以上とすること。
 - (6) 石油管を橋に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とする。

三 高架の道路の路面下に設ける石油管の占用の場所

- (1) 石油管は、高架の道路の路面下の地下に埋設することとし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、高架の道路に取り付けることができる。
- (2) 石油管を高架の道路に取り付ける場合においては、けたの両側又は床版の下とすること。この場合において、道路を横断して埋設するときを除き、導管と道路の境界線との間に保安上必要な距離を保たせる。

四 石油管の占用の場所又は構造についての基準の適用に関する技術的細目

石油管の占用の場所又は構造についての基準を適用するに必要と技術的細目は、第一の石油管に関しては石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号

の規定に基づく主務省令の規定（石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。）の例によるものとし、その他の石油管に関しては建設省令で定めるところによること。

五 石油管の占用料

石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する石油管に係る占用料については、公益物件と同様の取扱いとすること。

六 経過措置

この政令の施行の際現に存する石油管に係る占用の場所及び構造については、この政令による改正後の第十二条の二、第十二条の四及び第十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

七 その他
その他所要の改正を行なうこと。

(4) 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和四十八年六月二十一日
政 令 第百六十一号

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三第一項中「昭和四十七年度

以降三箇年間」を「昭和四十八年度以降五箇年
間」に改める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路整備緊急措置法等の一部改正をす
る法律の施行に伴い、北海道及び道の
区域内の市町村道の改築に要する費用に
関する国の補助金の率を、一定の小規模
な改築の場合等を除き、四分の三以内と
する措置の適用期間を、昭和四八年度以
降五箇年間とした。

(43) 交通安全対策特別交付金に関する政令及
び道路法施行令の一部を改正する政令

〔抄〕

〔昭和四十九年四月三十日〕
政 令 第百五十一号

〔道路法施行令の一部改正〕

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七
十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の三中第五号を第六号とし、第四号
の次に次の一号を加える。

五 道路に接する自転車駐車場で道路管理者の
設けるもの

附則〔抄〕

1 この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路の附属物に道路に接する自転車駐
車場で道路管理者の設けるものを追加し
た。

(44) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措
置法施行令及び道路法施行令の一部を改正
する政令〔抄〕

〔昭和五十一年三月三十一日〕

政 令 第六十一号

〔道路法施行令の一部改正〕

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七
十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三第二項中「昭和四十六年度」
を「昭和五十一年度」に改める。

附則〔抄〕

〔施行期日〕

1 この政令は、昭和五十一年四月一日から施行す
る。

〔説明〕

昭和五十一年度以降五箇年間に於いて、
道道又は道の区域内の市町村道について
実施される交通安全施設等整備事業に要
する費用について補助するものとした。

(45) 道路法施行令の一部を改正する政令

〔昭和五十二年九月二日〕
政 令 第二百五十九号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）
の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第十九条の二関係）

占 用 物 件		占 用 料	
		単 位	所 在 地
			甲 乙 丙 地 地 地
電柱	電柱（電柱であるものを除く。）	一本につき一	一、一〇〇 四〇〇 二〇〇
電柱	街灯（電柱又は電柱柱であるものを除く。）	四五〇	一九〇 二二〇
電柱	その他の柱類	一、七〇〇	一、三五〇 六七五
電柱	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	一個につき一	一、四〇〇 五八〇
電柱	郵便差出箱	五五〇	二三〇 一五〇
電柱	広告塔	表示面積一平 方メートルに つき一年	五、四〇〇 二、七〇〇
電柱	送電塔	占用面積一平 方メートルに つき一年	八二〇 四〇〇
電柱	その他のもの	長さ一メートル につき一年	八一 四〇
電柱	法第二十二 条第一項第 一号に掲げ る工作物		三三

高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等に係る占用料で、この政令の施行の日前にした許可又は協議に係る占用の期間（当該占用の期間が昭和五十三年年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和五十三年三月三十一日までの期間に限る。）に係るものの額については、なお従前の例による。

〔説明〕

指定区間内の一般国道に係る占用料の額を改定するとともに、占用物件の所在地の区分の甲地に、仙台市、千葉市、堺市、東大阪市及び岡山市を加えることとした。

(46) 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和五十三年四月五日
政 令 第百二十号

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「第三十四条」を「次項及び第三十四条」に改め、「共同溝の管理に関する費用を除く。」の下に「同項において同じ。」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 道路の交通を確保するため建設大臣が長期間その区間の全部又は大部分について維持、修繕及び災害復旧を行つている開発道路で建設大臣が指定したものの管理に関する費用についての前項の規定の適用については、同項の表(一)の項中「十分の九・五」とあるのは、「十分の九」とする。

第三十三条中「同表の負担割合の欄に掲げる」を「同項又は同条第二項の規定により国が負担する」に改める。

第三十四条の二中「行なう」を「行う」に改め、「同表の負担割合の欄に掲げる」を「第三十二条第一項又は第二項の規定により国が負担する」に改める。
第三十四条の二の三第一項中「昭和四十八年度」を「昭和五十三年度」に改め、同項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の道路法施行令第三十二条及び第三十四条の二の規定は、昭和五十三年度の予算に係る国及び地方公共団体の負担金から適用し、昭和五十二年以前年度の予算に係る開発道路の改築でその工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和五十三年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び地方公共団体の負担額は、なお従前の例による。

〔説明〕

1 道路の交通を確保するため建設大臣が長期間その区間の全部又は大部分について維持、修繕及び災害復旧を行つている開発道路で建設大臣が指定した

ものの新設又は改築に要する費用についての国の負担割合は一〇分の九とするほか、所要の規定の整備を行うものとすることとした。

2 昭和五十三年年度以降五箇年間に於ける道路及び道の区域内の市町村道の改築に要する費用に関する国の補助金の率は、一定の小規模な改築の場合等を除き、四分の三以内とするものとする。こととした。

(47) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和五十三年四月五日
政 令 第百八十号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表(一)の項及び第三十二条第一項の表(三)の項中「十分の八」を「十分の七・五」に改める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 改正後の第三十一条及び第三十二条第一項の規定は、昭和五十五年年度の予算に係る国の負担金から適用し、昭和五十四年度以前年度の予算に係る道の区域内の一般国道又は開発道路の維持、修繕その他の管理でその管理又はその管理に係る負担金に係る経費の金額が昭和五十五年年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び地方公共団体の負担割合は、なお従前の例による。

〔説明〕

道の区域内の国道及び開発道路の維持

修繕その他の管理に要する費用について
 の国の負担割合は一〇分の七・五とする
 こととした。

(48) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置
 置法施行令及び道路法施行令の一部を改正
 する政令〔抄〕

〔昭和五十六年三月三十一日〕
 政 令 第六十三号

(道路法施行令の一部改正)
 第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。
 第三十一条の表を次のように改める。

費用の区分	負担割合
(一) 新設又は改築に要する費用(二)に掲げる費用を除く。	十分の九
(二) イ 舗装(第三十四条の二の三第一項第三号に該当するものを除く。以下この項において同じ。)がされている道路について行う改築(車線の数が四未満の道路について行う改築で車線の数を四以上としなすものを除く。)又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設ける道路について行う改築に要する費用(ロ及びハに掲げる費用を除く)。 ロ 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)第四条第一項に規定する道路交通確保五箇年計画に基づいて実施される除雪(除雪機械の整備を含む)、防雪又は凍雪害の防止(流雪溝の整備を含む)に係る事業(以下「除雪事業等」という。)に要する費用 ハ 交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用 維持、修繕その他の管理に要する費用(二)に掲げる費用を除く。	十分の七

第三十二条一項の表を次のように改める。

費用の区分	負担割合
(一) 新設又は改築に要する費用(二)及び(三)に掲げる費用を除く。	十分の九
(二) 除雪事業等又は交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号イに掲げる事業に要する費用	十分の八・五

(三) イ 交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号ロに掲げる事業に要する費用(二)及びイに掲げる費用を除く。 維持、修繕その他の管理に要する費用	十分の七
---	------

第三十二条第二項中「十分の九・五」を「十分の九」に、「十分の九」を「十分の八・五」に改める。

第三十四条の二の三第二項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 昭和五十五年度の予算に係る道の区域内の一般国道又は開発道路の管理について、その管理又はその管理に係る負担金に係る経費の金額が昭和五十六年度以降に繰り越された場合においては、当該管理に要する費用についての国及び地方公共団体の負担割合は、改正後の道路法施行令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔説明〕

1 道の区域内の一般国道について、舗装がされている道路について行う改築で一定のもの又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設ける道路について行う改築に要する費用、除雪事業等に要する費用及び道路管理者が交通安全施設等整備事業として行う道路の改築に要する費用について国の負担割合は一〇分の八・五とするともに、維持、修繕その他の管理に要する費用についての国の負

担割合は一〇分の七とすることとした。

- 2 開発道路について、新設又は改築に要する費用についての国の負担割合は一〇分の九とし、除雪事業等に要する費用及び道路管理者が交通安全施設等整備事業として行う道路の改築に要する費用についての国の負担割合は一〇分の八・五とする。とともに、道路管理者が交通安全施設等整備事業として行う道路の附属物等の設置に要する費用及び維持、修繕その他の管理に要する費用についての国の負担割合は一〇分の七とすることとした。

- 3 道路の交通を確保するため建設大臣が長期間その区間の全部又は大部分について維持、修繕及び災害復旧を行っている開発道路で建設大臣が指定したものの新設又は改築に要する費用についての国の負担割合は、一〇分の八・五とすることとした。

- 4 昭和五十六年度以降五箇年間において、道道又は道の区域内の市町村道について実施される交通安全施設等整備事業に要する費用について補助の特例を設けることとした。

(49) 海岸法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

〔昭和五十七年三月三十日〕
政 令 第五十八号

(道路法施行令の一部改正)

第四条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項及び第五項を次のように改め、附則第六項及び第七項を削る。

- 4 昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間において国が道若しくは道の区域内の指定市に負担金を課して行う道路の管理(共同溝の管理、交通安全施設等整備事業のうち交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号に掲げる事業及び除雪事業等を除き、第三十二条に規定する開発道路に係る同条第一項の表(三)の項口に規定する管理にあつては修繕に限る。)又は昭和五十七年度において道若しくは道の区域内の指定市が行う第三十四条の二の三第一項各号列記以外の部分に規定する道路の改築に要する費用について、法第八十八条第一項及びこの政令第三十二条第一項の規定により国が負担し、又は補助する金額は、それぞれ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額に六分の一を乗じて得た金額を、第一号に掲げる金額から控除した金額とする。
- 一 当該管理又は改築に要する費用に係る第三十一条、第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二の三第一項の規定による負担又は補助の割合により算定した国の負担又は補助に係る金額
- 二 当該管理又は改築に要する費用に係る通常の国の負担又は補助の割合により算定した国の負担又は補助に係る金額
- 5 前項の規定が適用される場合における第三十三条及び第三十四条の二の規定の適用については、第三十三条中「前条第一項の表に掲げる費用の区分に応じ、同項又は同条第二項の規定に

より国が負担する割合」とあるのは「道路の管理に要する費用の区分に応じ、附則第四項の規定による国の負担額を第三十四条の二に規定する負担基本額で除した割合」とし、第三十四条の二中「に、道又は市町村の負担割合(一から第三十二条第一項又は第二項の規定により国が負担する割合を減じた割合とする。)を乗じた額」とあるのは「から、附則第四項の規定による国の負担額を控除した額」とする。

附 則 〔抄〕

- 1 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

〔説明〕

昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間において道の区域等で行われる道路の管理に要する費用に係る国の特例負担又は補助の引下げについて定めることとした。

(50) 道路構造令の一部を改正する政令〔抄〕

〔昭和五十七年九月二十五日〕

政 令 第二百五十六号

附 則 〔抄〕

(施行期日)

- 1 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

- 3 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。
- 第三十八条の二中「又は中央帯」を、「中央帯又は植樹帯」に改める。

〔説明〕

道路構造令の改正により、専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図るために、新たに植樹帯を設けるものとする事としたため、関係規定を整備した。

(51) 道路法施行令及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和五十八年三月三十一日
政令第六十五号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三第一項中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附則第四項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間において」を「昭和五十八年度及び昭和五十九年度においては、」に改め、「昭和五十七年度において」を削る。

附則

1 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の道路法施行令附則第四項の規定は、昭和五十八年度及び昭和五十九年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和五十八年度及び昭和五十九年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和五十八年度及び

昭和五十九年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されるものにより実施される管理について適用し、昭和五十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十八年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される管理については、なお従前の例による。

〔説明〕

1 昭和五十八年度以降五箇年間に於ける道路及び道の区域内の市町村道の改築に要する費用に關する国の補助金の率は、一定の小規模な改築等を除き、四分の三以

(52) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和五十八年九月十三日
政令第九十六号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表(第十九条の二関係)

内とすることとした。

2 昭和五十八年度及び昭和五十九年度において道又は道の区域内の指定市が行う一定の小規模な改築等を除く道路の改築に要する費用について、国の補助金の額の引下げを行うこととした。

占 用 物 件	単 位	占 用 料		
		甲 地	乙 地	丙 地
電柱	一本につき	一、四〇〇	七二〇	五五〇
電話柱(電柱であるものを除く)	一本につき	五二〇	二六〇	二〇〇
街灯(電柱又は電話柱であるものを除く)	一本につき	六三〇	二七〇	一七〇
その他の柱類	一個につき	三、六〇〇	一、八〇〇	九〇〇
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき	一、九〇〇	八〇〇	五二〇
郵便差出箱	一個につき	七六〇	三三〇	二〇〇
広告塔	表示面積一平方メートルにつき	七二〇〇	三、六〇〇	一、八〇〇
送電塔	占用面積一平方メートルにつき	一、〇〇〇	五二〇	四一〇
その他のもの	長さ一メートルにつき	一〇〇	五二	四一

法第三十二条第一項第二号に掲げる工作物

法第三十二条に掲げる物件	法第三十二条に掲げる物件					法第三十二条に掲げる物件		法第三十二条に掲げる物件		法第三十二条に掲げる物件		法第三十二条に掲げる物件
	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・六メートル未満のもの	外径が〇・六メートル以上〇・八メートル未満のもの	外径が〇・八メートル以上のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	外径が〇・二メートル以上のもの	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇〇	
長さ一メートルにつき	一〇〇	二〇	二六	三六	四二	一〇〇	二〇	二六	三六	四二	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	
占用面積一平方メートルにつき	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	二〇〇	二六〇	三六〇	四二〇	一〇〇	

第七條第一号に掲げる物件	第七條第一号に掲げる物件		第七條第一号に掲げる物件		第七條第一号に掲げる物件		第七條第一号に掲げる物件		第七條第一号に掲げる物件		第七條第一号に掲げる物件	
	看板(アーチを除く)	旗さお	標識	幕(第七條に掲げる工事掲げるものを除く)	アーチ	第七條第二号に掲げる工事用材料	第七條第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設	第七條第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる自動車駐車場	その他のもの	階段が二のもの	階段が三のもの	階段が四以上のもの
月につき	七、二〇〇	一、五〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇
年につき	三、六〇〇	六四〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	九〇〇	一八〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	三、六〇〇	六四〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	九〇〇	一八〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	三、六〇〇	六四〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	九〇〇	一八〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	三、六〇〇	六四〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
月につき	一、八〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
年につき	九〇〇	一八〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇

第七條第八号に掲げる休息給油修理及自動車所及び所			上空、トンネルの上又は高速自動車専用道路(高架にあるもの)に設けるもの	階段が二のもの	階段が三のもの	階段が四以上のもの
その他のもの			その他	その他	その他	その他
Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇
得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額
Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇
得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額
Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇	Aに〇・〇
得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額	得た額

別表の備考第二号イ中「及び福岡市」を「福岡市、熊本市及び鹿児島市」に改める。

附則

1 この政令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

2 指定区間内の国道又は日本道路公団の管理する高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等に係る占用料で、この政令の施行の日前にした許可又は協議に係る占用の期間(当該占用の期間が昭和五十九年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間に限る。)に係るものの額については、なお従前の例による。

〔説明〕

指定区間内の国道に係る占用料の額を改定するとともに、占用物件の所在地の区分の甲地に、熊本市及び鹿児島市を加えることとした。

(53) 測量法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和五十九年五月十五日
政 令 第三百三十九号

(道路法施行令の一部改正)

第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。
第三十七条第一項中「手数料」の下に「の額」を加え、「二十円」を「四十円」に改める。

附則

1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日(昭和五十九年五月二十一日)から施行する。

2 この政令の施行前にした都道府県知事に対するあつ旋の申請、建設大臣又は都道府県知事に対する事業の認定の申請、収用委員会に対する裁決の申請及び協議の確認の申請並びに建設大臣に対する特定公共事業の認定の申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

〔説明〕

負担金等の納付の督促手数料の額を引き上げることとした。

(54) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和六十年三月二十三日
政 令 第四十号

道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「若しくは地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)」を「地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)、電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)若しくは電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)」に、「基いて」を「基づいて」に、「若しくは公衆の用に供する地方鉄道又はガス管、電柱、電線若しくは」を「公衆の用に供する地方鉄道、ガス管若しくは電柱、電線若しくは公衆電話所(これらのうち、同法に基づくものにあつては、同法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。又は)」に改める。
第十条第一項中「電線」の下に「公衆電話所」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項第二号中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「但し」を「ただし」に改め、「歩道を有する道路における」を削る。
第十一条の見出し中「又は電線」を「電線又は公衆電話所」に改め、同条中「又は電線」を「電線又は公衆電話所」に改め、同条中「左の」を「によるほか、次の」に改め、同条第一号中「代る」を「代わる」に改め、同条第二号中「電柱」の下に「又は公衆電話所」を加え、「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四号中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に、「虞の少い」を「おそれの少ない」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「以下次条」を「次条」に改め、同号に次のただし書を加え、同号を同条第七号とする。

ただし、保安上支障がなく、かつ、道路に関する工事の実施上支障がない場合は、この限りでない。

第十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 地上電線を既設電線に共架する場合においては、相互に、錯さうすることなく、保安上支障がない程度に接近していること。ただし、保安上支障がない場合において、技術上やむを得ないとき又は公益上やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

第十二条の三第三号中「若しくは電線」を「電線若しくは公衆電話所」に改める。

第十二条の四中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二号中「若しくは電線」を「電線若しくは公衆電話所」に、「代る」を「代わる」に改める。

第十四条の二を削る。

第十五条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「掘さく」を「掘削」に、「みぞ掘又はつぼ掘の」を「溝掘、つぼ掘又は推進工法その他これに準ずる」に改める。

第十五条の二第二項を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

(技術的細目)

第十七条の二 第十条から第十二条の四まで及び第十四条から前条までに規定する基準を適用するに於て必要な技術的細目は、建設省令で定める。ただし、第九条に規定する石油管の占用の場所又は構造についての基準を適用するに於て必要な技術的細目は、石油パイプライン事業法第十五条第三項第二号の規定に基づく主務省令の規定(石油管の設置の場所又は構造に係るものに限る。)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現に存する占用物件(工事のものを含む。)に係る基準については、改正後の道路法施行令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説明)

1 電柱、電線及び公衆電話所に係る道路の占用の許可基準の整備等

(一) 地上電線を既設電線に共架する場合における電線の占用の場所についての規定を新設し、公衆電話所の占用の場所についての規定を加える等
電柱、電線及び公衆電話所に係る占用の場所についての道路の占用の許可基準の整備を行うこととした。

(二) 道路を掘削する場合における工事実施の方法等についての道路の占用の許可基準の整備を行うこととした。
2 道路の占用の許可基準一般についての技術的細目の建設省令への委任
道路の占用の許可基準を適用するに於て必要な技術的細目を建設省令で定めることとした。

昭和六十年五月十八日
政 令 第百二十三号

(道路法施行令の一部改正)

第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条の二の三の規定の昭和六十年度における適用については、第三十一条の表及び第三十二条第一項の表中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは「四分の三(除雪事業等に要する費用にあつては、十分の八・五)」と、「十分の七」とあるのは「十分の六・五」と、同条第二項中「同項の表」とあるのは「附則第六項の規定により読み替えられた前項の表」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは「四分の三」と、第三十四条の二の三第一項中「四分の三」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路法施行令附則第六項、都市公園法施行令附則第五項、道路整備緊急措置法施行令附則第四項、下水道法施行令附則第五項、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令附則第三項、河川法施行令附則第十一条及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令附則第三項の規定は、昭和六十年年度以前の年度の国庫債務負担行為(昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度

に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔説明〕

昭和六〇年度において、道の区域内の道路の管理に関する費用についての国の負担又は補助の割合の引下げ措置を講ずることとした。

(56) 道路法施行令の一部を改正する政令

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中、「次の各号（第二十五号を除く。）に掲げるものは」を「次の各号に掲げるものは、」に改め、「第二十五号に掲げるものは地方建設局長に」を削り、第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第三十二号までを一

号ずつ繰り上げる。

附則〔抄〕

1 この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路管理者が一般自動車運送事業に係る運輸大臣の免許等に当たり提出した意見の建設大臣又は都道府県知事に対する報告の廃止に伴い、建設大臣の報告を受ける権限の地方建設局長への委任を廃止することとした。

(57) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令等の一部を改正する政令〔抄〕

〔昭和六十一年三月三十一日〕
政令第六十四号

（道路法施行令の一部改正）

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三第二項中「昭和五十六年度」を「昭和六十一年度」に改め、「第二条第三項第二号に掲げる事業」の下に「及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令（昭和四十一年政令第百三十三号）第二条の三に規定する事業」を、「法第五十六条」の下に「及び第八十五条第三項」を加え、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令（昭和四十一年政令第百三十三号）」を「同令」に、「実施する事業」を「実施する交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法第二条第三項第二号に掲げる事業」に改める。

附則〔抄〕

（施行期日）

1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

〔説明〕

昭和六十一年度以降五箇年間に、

道道又は道の区域内の市町村道について実施される一定の交通安全施設等整備事業に要する費用について補助することとした。

(58) 道路法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

〔昭和六十一年五月八日〕
政令第百五十四号

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十四条の二の三第二項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第三十一条の表及び第三十二条第一項の表中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは「四分の三（除雪事業等に要する費用にあつては、十分の八・五）」と、「十分の七」とあるのは「十分の六・五」と、同条第二項中「同項の表」とあるのは「附則第七項の規定により読み替えられた前項の表」と、「十分の九」とあるのは「十分の八」と、「十分の八・五」とあるのは「四分の三」と、第三十四条の二の三第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

8 第三十四条の二の三第一項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「十分の六」とする。

附則〔抄〕

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、昭和六十一年度から昭和六十二年までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以降の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度及び昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度以降の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔説明〕

道の区域内の道路の管理に関する費用
についての国の負担又は補助の割合の引
下げ措置を講ずることとした。

(59) 日本国有鉄道改革法等の施行に伴う関係
政令の整備等に関する政令〔抄〕

昭和六十二年三月二十日
政 令 第五十四号

第十一章 建設省関係

(道路法施行令の一部改正)

第九十九条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号、第一条の三第二項第二号、第四条第一項第八号及び第六条第三号中「同条に規定する事業を行う者」を「国」に改める。

第九条中「地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）」を「鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）」若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）」に、「公衆の用に供する地方鉄道」を「公衆の用に供する鉄道」に改める。
第十三条（見出しを含む。）中「地方鉄道」を「鉄道」に改める。

第十九条の二第三項第二号を次のように改める。
二 日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設、本州四国連絡橋公団が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
第三十九条第九号中「同条に規定する事業を行う者」を「国」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

〔説明〕

日本国有鉄道改革法等の施行に伴い、
占用料を徴収しないことができる占用物
件として新幹線鉄道保有機構が建設等
を行う鉄道施設を加える等所要の規定の整
備を行うこととした。

(60) 道路法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕
昭和六十二年三月三十一日
政 令 第九十八号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「から昭和六十三年までの各年度」を削る。

附則第八項中「及び昭和六十二年度」を削り、附則に次の二項を加える。

9 第三十一条、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条並びに第三十四条の二の三第二項の規定の昭和六十二年及び昭和六十三年度における適用については、第三十一条の表中「十分の九」とあるのは「四分の三」と、「十分の八・五」とあるのは「十分の七（ロに掲げる費用にあつては十分の八・五、ハに掲げる費用にあつては四分の三）」と、「十分の七」とあるのは「十分の六」と、第三十二条第一項の表中「十分の九」とあるのは「四分の三」と、「十分の八・五」とあるのは「十分の三（除雪事業等に要する費用にあつては、十分の八・五）」と、「十分の七」とあるのは「十分の六（イに掲げる費用にあつては、十分の六・五）」と、同条第二項中「同項の表」とあるのは「附則第九項の規定により読み替えられた前項の



表」と、「十分の九」とあるのは「四分の三」と、「十分の八・五」とあるのは「十分の七」と、第三十三条中「負担する割合」とあるのは「負担する割合（附則第九項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により国が負担する割合を除く。）」と、第三十四条の二の三第二項中「三分二」とあるのは「十分の五・五」とする。

10 第三十四条の二の三第一項の規定の昭和六十二年度における適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「十分の五・七五」とする。

附則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令及び河川法施行令の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年（昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十二年の特例において同じ。）の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）昭和六十二年及び昭和六十三年の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度（昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔説明〕

道の区域内の道路の管理に関する費用についての国の負担又は補助の割合の引下げ措置を講ずることとした。

(61) 砂防法施行規程等の一部を改正する政令

〔抄〕

昭和六十二年九月四日
政 令 第二百九十五号

(道路法施行令の一部改正)

第三条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

11 法附則第六項に規定する政令で定める期間は、十年（五年の据置期間を含む。）とする。

12 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社（以下「電通」とする。）の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第四項及び第五項の規定による貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

13 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

14 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、

前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

15 法附則第十項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、建設省関係政令について所要の規定の整備を次のとおり行うこととした。

地方公共団体等が一定の整備開発事業の一環として実施する公共的建設事業に係る国の無利子貸付金の償還期間を一〇年（五年の据置期間を含む。）とする等貸付金の償還等に関し必要な事項を定めることとした。

(62) 道路法施行令の一部を改正する政令

昭和六十二年九月十一日
政 令 第三百四号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第十九条の二関係）

法第三十二条に掲げる物件		法第三十二条に掲げる物件										占有物		料						
		電柱	電柱(電柱又は電柱柱を除去)	街灯(電柱又は電柱柱であるものを除く)	その他の柱類	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱	広告塔	送電塔	その他のもの	電柱						電柱(電柱又は電柱柱を除去)			
長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき	長さ一メートルにつき
110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640
500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500

第七号に掲げる物件		法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設			法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設		法第三十二条に掲げる施設		
旗さお	祭礼、緑日	看板(アーチを除く)	他のもの	祭礼、緑日等に際し、一時的に設けるもの	他のもの	上空又は地下に設ける通路	地下街及び地下室	階数が二以上のもの	階数が三以上のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの
一月につき	一日につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	一年につき	
850	85	1800	8500	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	850	
425	43	790	4250	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	425	
113	11	500	1130	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	113	

第七條第二号に掲げる工事用施設及び同 第七條第四号に掲げる仮設建築物及び同 第七條第五号に掲げる施設	第七條第六号 並びに同条第 七号に掲げる 施設及び自動 車駐車場	建築物 階数が一の もの 階数が二の もの 階数が三の もの 階数が四の もの	その他のもの 階数が一の もの 階数が二の もの 階数が三の もの 階数が四の もの	平方面積一 年につき一			平方面積一 月につき一		一月につき		その面積一 平方メートル 月につき一	その面積一 平方メートル 日につき一	一年につき			
				階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの
				階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの	階数が二の もの	階数が三の もの	階数が一の もの
二二〇	八五〇	四三〇〇	四、三〇〇	八、五〇〇	二、一五〇	四、二五〇	八、五〇〇	二、一五〇	四、二五〇	二、一五〇	四、二五〇	八、五〇〇	二、一五〇			
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九			
六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二			

別表の備考第二号イ中「千葉市」の下に「船橋市」を、「横浜市」の下に「浜松市」を加える。

附則

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 指定区間内の国道又は日本道路公園の管理する高速自動車国道若しくは道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十七条第一項に規定する公園等の管理する一般国道等に係る占用料、この政令の施行の日前にした許可又は協議に係る占用の期間(当該占用の期間が昭和六十三年度以降にわたる場合においては、当該占用の期間のうち、昭和六十三年三月三十一日までの期間に限る。)に係るものの額については、なお従前の例による。

(説明)

指定区間内の国道に係る占用料の額を改定するとともに、占用物件の所在地の区分の甲地に、船橋市、浜松市を加えることとした。

(63) 道路法施行令等の一部を改正する政令

(抄)

昭和六十三年三月三十一日
政 令 第七十九号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の二の三の第一項中「昭和五十八年度」を「昭和六十三年度」に改める。

附則第十項中「昭和六十二年」の下に「及び昭和六十三年」を加える。

附則〔抄〕

1 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の道路法施行令附則第十項、道路整備緊急措置法施行令附則第六項、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令附則第五項、奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和二十九年政令第二百三十九号)附則第五項及び新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二十八号)附則第二項の規定は、昭和六十三年年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十二年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、昭和六十三年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十二年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十二年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十三年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔説明〕

(一) 昭和六十二年以降五箇年間に於ける道路及び道の区域内の市町村道の改築に要する費用に関する国の補助金の率は、一定の小規模な改築等を除き、四

分の三以内とすることとした。

(二) 昭和六十三年度において、道路及び道の区域内の市町村道の改築に要する費用について、一定の小規模な改築等を除き、国の補助金の率の引下げを行うこととした。

(64) 建築士法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

平成元年三月二十八日
政 令 第七十二号

(道路法施行令の一部改正)

第三条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三項中「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「同項」を「前二項」に改め、同条第五号中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇三を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇三を乗じて得た額(その額が百円に満たない場

合にあつては、百円)の合計額とする。

第三十七条第一項中「四十円」を「郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第二十二條第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額」に改める。

附則〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、平成元年四月一日から施行する。

〔説明〕

指定区間の国道に係る占用料の額等を改定することとした。

(65) 道路法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

平成元年四月十日
政 令 第百八号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第九項及び第十項中「及び昭和六十三年度」を「から平成二年度までの各年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令(附則第三条の二及び第十五条第一項の規定を除く)及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特例に係るもの)にあつては、

平成元年度。以下この項において同じ。の子算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度(平成元年度の特例に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)、以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔説明〕

平成元年度及び平成二年度における道の区域内の道路の管理に関する費用についての国の負担又は補助の割合の特例を定めることとした。

(66) 道路法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

平成元年十一月二十一日
政 令 第三百九号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「代つて」を「代わつて」に、

「左の各号に」を「次に」に改め、同項第六号中「第三項(法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「附する」を「付する」に改め、同項第十一号の三中「第四十八条」を「第四十七条の四」に改め、同項第十三号中「第四十七条の三」を「第四十七条の三第一項」に改め、「することを」の下に「命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきこと」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十三の二 法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建築物を管理すること。

第四条第一項第十八号中「聴聞を行ない」を「聴聞を行い」に改め、「若しくは第二項(法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「みずから行ない」を「自ら行ない」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、「第三号(法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加える。

第五条中「代つて」を「代わつて」に、「左の各号に」を「次に」に改め、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 法第四十七条の六第二項の規定により協定を締結した旨を公示し、協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の九(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

第六条の見出しを「(道路一体建物に関する協定の締結についての意見の聴取等)」に改め、同条中「代つて左の各号に」を「代わつて次に」に改め、同条第二号中「において」の下に「これらの規定を」を加え、同条第四号中「において」の下に「これらの規定を」を加え、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十七条の六第一項の規定により協定を締結すること。

第六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

建設大臣は、法第二十七条第一項の規定により、道路管理者に代わつて法第四十七条の六第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

第七条の見出し中「虞」を「おそれ」に改め、同条中「左の各号に」を「次に」に改め、同条第七号中「内の自動車専用道路」を「及び高度利用地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路」に改める。

第三十九条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第七号中「第三項(法第九十一条第二項において)」の下に「これらの規定を」を加え、「附する」を「付する」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 法第四十三条の二、第四十七条の三第一項、第四十八条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十八条の六又は第四十八条の十の規定により必要な措置をすることを命じ、及び法第四十四条第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条の三第二項又は第四十八条第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

第三十九条第十五号中「第四十八条」を「第四十七条の四」に改め、同条中第十六号の三を第十六号の四とし、第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 法第四十七条の六第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建築物を管理し、並びに同条第二項の規定により協定又はその写しを一般の閲覧に供し、及び閲覧に供している旨を掲示すること。

第三十九条第二十二号中「聴聞を行ない」を「聴聞を行い」に改め、「第二項（法第九十一条第二項において）の下に「これらの規定を」を加え、「みずから行ない」を「自ら行い」に、「行なわせ、」を「行わせ、」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二十三号中「第二項（法第九十一条第二項において）の下に「これらの規定を」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

附 則〔抄〕

（施行期日）

1 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（平成元年十一月二十二日）から施行する。

〔説明〕

- 1 建設大臣等は、道路管理者に代わって道路一体建物に関する協定の締結、道路一体建物の管理等の権限を行うこととした。
- 2 建設大臣は、道路管理者に代わって道路一体建物に関する協定を締結しようとする場合における道路管理者の意見の聴取等を行うこととした。

- 3 道路の占用物件として、都市計画法第八条第一項第三号の高度利用地区内の自動車専用道路等の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場等を追加することとした。
- 4 道路一体建物に関する協定の締結、道路一体建物の管理等の建設大臣の権

限を地方建設局長に委任することとした。

- 5 その他所要の改正を行うこととした。

(67) 道路法施行令の一部を改正する政令

平成二年五月十六日
政 令 第百十六号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三号中「本条」を「この条」に、「以下次条」を「次条」に改め、同条第四号中「イベリット」を「ホスゲン」に改め、同条第五号中「次条第一項第五号イに掲げるもの」を「消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物」に、「ジエチル亜鉛」を「ジシラン」に改める。

第十九条の六第一項中「次の各号に」を「次に」に、「以下次条」を「次条」に、「みたして」を「満たして」に改め、同項第三号中「（毒物及び劇物取締法別表第二第一号、第二号、第十二号、第十五号、第十八号、第二十三号、第二十四号、第二十六号から第二十八号まで、第三十一号、第三十四号、第四十二号及び第五十一号並びに毒物及び劇物指定令（昭和三十一年政令第百七十九号）第二条第一項第二十四号及び第二十八号に掲げる劇物を除く。）を削り、同項第四号中「前号に掲げるもの」を「毒物及び劇物」に、「クロルASETフェノン」を「クロルASETフェノン」に改め、同項第五号を次のように改める。

- 五 消防法第二条第七項に規定する危険物（同法別表に掲げる第四類の危険物にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の六に規定する引火点を測定す

る試験において、一気圧において、引火点が七十度未満の温度で測定されるものに限り、）第十九条の六第一項第六号を削り、同項第七号中「第三号及び第五号に掲げるもの以外の物品で、塩化アセチル、弗化硅素酸」を「四塩化けい素、オキシ塩化りん」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 マッチ

第十九条の六第一項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とする。

附 則

この政令は、平成二年五月二十三日から施行する。

〔説明〕

「通行禁止対象物品及び通行制限対象物品の範囲について所要の改正を行うこと」とした。

(68) 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令及び道路法施行令の一部を改正する政令

平成三年三月二十九日
政 令 第七十八号

（道路法施行令の一部改正）

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。
第三十四条の二の三第二項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附 則

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

〔説明〕

平成三年度以降五箇年間に於いて、道
道又は道の区域内の市町村道について実
施される一定の交通安全施設等整備事業
に要する費用について補助の特例を設け
ることとした。

(69) 道路法施行令等の一部を改正する政令

〔抄〕

〔平成三年三月三十日〕
政 令 第九十八号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「昭和六十一年度」の下に「及び平成三年度から平成五年度までの各年度」を加える。

附則第八項中「昭和六十一年度」の下に「平成三年度及び平成四年度」を加える。

附 則 〔抄〕

(施行期日)

1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成三年度から平成五年度までの各年度(平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあつては、平成三年度及び平成四年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は

補助を除く。)平成三年度から平成五年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき平成六年度(平成三年度及び平成四年度の特例に係るものにあつては、平成五年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成三年度から平成五年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成六年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔説明〕

道の区域内の道路の管理に関する費用
についての国の負担又は補助の割合の特
例を定めることとした。

(70) 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令〔抄〕

〔平成三年九月二十五日〕
政 令 第三百四号

(道路法施行令の一部改正)

第六条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二第三項第二号中「本州四国連絡橋公団」を「及び本州四国連絡橋公団」に改め、「及び新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設」を削る。
附 則 〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年十月一日から施行する。

〔説明〕

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律の施行に伴い、新幹線鉄道保有機構法施行令を廃止するとともに、規定の整備を行うものとした。

(71) 道路法施行令及び駐車場法施行令の一部を改正する政令〔抄〕

〔平成三年十月四日〕
政 令 第三百十七号

(道路法施行令の一部改正)

第一条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 危険物を積載する車両の水底トンネルの通行の禁止又は制限(第十九条の五―第十九条の八)」を「第二章の二 違法放置物件の保管の手續等(第十九条の五―第十九条の積載する車両の水底トンネル通行の禁止十二)」

又は制限(第十九条の十二―第十九条の十五)」に、「第四章 道の区域内の道路の特例(第三十一条―第三十四条の二の三)」を「第三章の二 長時間放置された車両の保管の手續等(第三十条区域内の道路の特例(第三十一条―第三十四条の二―第三十条の四)」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。
(指定区間内の国道に設けられる有料の自動車

（駐車場の名称等の告示）

第三条の二 建設大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に自動車駐車場を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、当該自動車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができるとする時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示してしなければならない。

（駐車料金を徴収することができない自動車）

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路の改築、修繕、災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、建設大臣が定めるものとする。

第四条第一項第十一号の三を同項第十一号の四とし、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

第四条第一項第十四号の次に次の一号を加える。
十四の二 法第六十七条の二第一項の規定により

車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

第四条第一項第十八号中「同条第一項」を「法第七十一条第一項」に、「同条第四項前段」を「法第七十一条第四項前段」に、「同条第二項第二号」を「法第七十一条第二項第二号」に、「同条第二項」を「法第七十一条第二項」に改める。

第十九条の八中「第十九条の五」を「第十九条の十二」に、「第十九条の六」を「第十九条の十三」に改め、第二章の二中同条を第十九条の十五とし、第十九条の七を第十九条の十四とし、第十九条の六を第十九条の十三とする。

第十九条の五第三号中「同条第二項」を「同法第二章の二」に改め、同条を第十九条の十二とする。第二章の二を第二章の三とし、第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 違法放置物件の保管の手続等

（違法放置物件を保管した場合の公示事項）
第十九条の五 法第四十四条の二第三項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び数量
 - 二 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除去した日時
 - 三 その違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した違法放置物件を返還するため必要と認められる事項（違法放置物件を保管した場合の公示の方法）
- 第十九条の六 法第四十四条の二第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該道路管理者の事務所に掲示すること。

二 前号の公示に係る違法放置物件のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なおその違法放置物件の占有者等の氏名及び住所を知ることができなるときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。

2 道路管理者は、前項で定める方法による公示を行うとともに、建設省令で定める様式による保管違法放置物件一覧簿を当該道路管理者の事務所へ備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（違法放置物件の価額の評価の方法）

第十九条の七 法第四十四条の二第四項の規定による違法放置物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該違法放置物件の使用年数、損耗の程度その他当該違法放置物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、道路管理者は、必要があると認めるときは、違法放置物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した違法放置物件を売却する場合の手続）
第十九条の八 法第四十四条の二第四項の規定による保管した違法放置物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

- 一 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある違法放置物件
 - 二 競争入札に付しても入札者がいない違法放置物件
 - 三 前二号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる違法放置物件
- 第十九条の九 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも

も五日前までに、その違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他建設省令で定める事項を当該道路管理者の事務所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

2 道路管理者は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく三人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に違法放置物件の名称又は種類、形状、数量その他建設省令で定める事項をあらかじめ通知しなければならぬ。

3 道路管理者は、前条ただし書の規定による随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(違法放置物件を返還する場合の手続)

第十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置物件を当該違法放置物件の占有者等に返還するとき、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置物件の返還を受けるべき違法放置物件の占有者等であることを証明させ、かつ、建設省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(道路予定区域についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 長時間放置された車両の保管の手続等

(長時間放置された車両を保管した場合の公示事項)

第三十条の二 法第六十七条の二第四項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保管した車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示されている番号

二 保管した車両が放置されていた場所及びその車両を移動した日時

三 その車両の保管を始めた日時及び保管の場所
四 前三号に掲げるもののほか、保管した車両を返還するため必要と認められる事項

(長時間放置された車両を保管した場合の公示の方法)

第三十条の三 法第六十七条の二第四項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、法第六十七条の二第三項の規定による保管を継続している間、当該道路管理者の事務所に掲示すること。

二 前号の公示を始めた日から起算して十四日を経過して法第六十七条の二第三項の規定による保管を継続している場合において、なおその車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を官報に掲載すること。

2 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、建設省令で定める様式による保管車両一覽簿を当該道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(長時間放置された車両を返還する場合の手続)

第三十条の四 道路管理者は、保管した車両を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその車両の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、建設省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第三十四条第一項中「開発道路に係る」の下に「法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、」を加え、「第五十八条」を「第四十四条の二第七項、第五十八条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 法第二十四条の二第一項の規定により駐車

料金を徴収し、同条第三項の規定により割増金を徴収し、及び法第二十四条の三の規定により標識を設けること。

第三十九条第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により公示し、法第四十四条の二第四項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項(法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十四の三 法第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで又は第六十二条後段の規定に基づき負担金を徴収すること。

第三十九条第十七号を削り、同条第十八号を同条第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

第三十九条第二十二号中「同条第一項」を「法第七十一条第一項」に、「同条第四項前段」を「法第七十一条第四項前段」に、「同条第五項」及び「同項」を「法第七十一条第五項」に、「同条第六項」を「法第七十一条第六項」に改める。

第三十九条第二十二号中「同条第一項」を「法第七十一条第一項」に、「同条第四項前段」を「法第七十一条第四項前段」に、「同条第五項」及び「同項」を「法第七十一条第五項」に、「同条第六項」を「法第七十一条第六項」に改める。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律の施行の日（平成三年十一月一日）から施行する。

〔説明〕

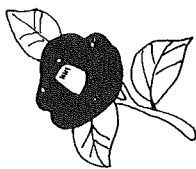
- 1 指定区間内の国道に設けられる有料の自動車駐車場の名称等の告示等
 - (一) 建設大臣が指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合において当該自動車駐車場の名称等を告示することとした。
 - (二) 道路管理者が駐車料金を徴収することができない自動車を定めることとした。
- 2 建設大臣による道路管理者の権限の代行

建設大臣は、道路管理者に代わって違法放置物件の除去、保管、売却及び廃棄等並びに長時間放置された車両の移動及び保管等に係る権限を行うこととした。
- 3 違法放置物件の保管の手続等
 - (一) 道路管理者が違法放置物件を保管した場合において公示すべき事項を定めることとした。
- 4 長時間放置された車両の保管の手続等
 - (一) 道路管理者が長時間放置された車両を保管した場合において公示すべき事項を定めることとした。
 - (二) 道路管理者が長時間放置された車両を保管した場合における公示の方法を定めることとした。
 - (三) 道路管理者が長時間放置された車両を保管した場合における車両の返還の手続を定めることとした。
- 5 建設大臣の権限の委任

自動車駐車場の駐車料金及び割増金の徴収、自動車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するための標識の設置、
- 6 その他

違法放置物件の除去、保管、売却及び廃棄等並びに長時間放置された車両の移動及び保管等に係る建設大臣の権限を地方建設局長等に委任することとした。

その他
その他所要の改正を行うこととした。



特集／道路法施行令・施行規則

当初の道路法施行規則

道路法施行規則

〔昭和二十七年八月一日〕

〔建設省令第二十五号〕

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第九條、第十八條、第二十六條第一項、第六十六條第七項、第七十一條第六項及び第七十四條の規定に基き、道路法施行規則を次のように定める。

（路線の認定等の公示）

第一條 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第九條の規定による路線の認定又は第十條の規定により第九條の規定に準じて行う路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をする場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の従覧に供しなければならない。但し、市街地その他特に必要があると認め

められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。

（道路の区域の決定等の公示）

第二條 法第十八條第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、それぞれ別記様式第四又は第五により、行うものとする。

2 道路管理者は、前項の公示をする場合においては、縮尺千分の一程度の図面に当該区域を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

（道路の供用の開始等の公示）

第三條 法第十八條第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止の公示は、左に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一度のものを用いるものとする。

一 路線名

二 供用開始又は廃止の区間

三 供用開始又は廃止の期日

（検査）

第四條 法第二十六條第一項の規定による検査は、当該橋又は渡船施設の構造及び施工方法について受けなければならない。

2 道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく法第二十六條第一項後段の規定による検査を申請しなければならない。

（証票の様式）

第五條 法第六十六條第七項の規定による証票の様式は、別記様式第六とする。

2 法第七十一條第六項（法第九十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による証票の様式は、別記様式第七とする。

（都道府県道の路線の認定等の認可）

第六條 都道府県知事は、法第七十四條第一号の規定により、都道府県道の路線の認定、変更又は廃止について建設大臣の認可を受けようとする場合においては、それぞれ、別記様式第八、第九又は第十の申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該申請が路線の認定又は変更に係るものである場合においては、左の各号

に掲げる書類を、当該申請が路線の廃止に係るものである場合においては第一号、第六号及び第七号の書類を添付しなければならない。

一 路線延長調書

二 申請路線の現況

三 沿道状況調書

四 申請路線の改修計画に関する計画調書

五 道路費及び財源調書

六 平面図

七 路線の認定（変更、廃止）に関する議会の議決書の写

3 第一項の申請書には、当該申請が法第七條第三項に規定する路線に係るものである場合においては当該指定市の長の意見を記載した書面を、同條第四項に規定する路線に係るものである場合においては関係都道府県知事の協議が成立した事を証する書面を添付しなければならない。

（一級国道又は二級国道の新設又は改築の認可）

第七條 都道府県知事は、法第七十四條第二号の規定により一級国道又は二級国道の新設又は改築について建設大臣の認可を請けようとする場合においては、当該工事を施行しようとする会計年度の開始前に別記様式第十一の申請書を建設大臣に提出しなければならない。但し、工事が緊急を要する場合においては、工事を施行しようとする会計年度の開始後においても、申請書を提出することができる。

2 前項の申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事計画書

二 工事費及び財源調書

三 平面図、縦断面、横断面規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な事項）

第八條 法第七十四條但書の規定により建設大臣の認可を要しない軽易な事項は、左に掲げるものとする。

一 主要港又は主要停車場の位置の変更に伴う路線の変更又は廃止

二 土地改良事業の施行に伴う路線の変更又は廃止

三 鉄道又は軌道の敷設のために必要な路線の変更

四 河川の流路の移動に伴い必要な路線の変更

五 市街地内において都道府県道と並行する市町村道のうち構造の良好なものを都道府県道にするために必要な路線の変更

六 土地区劃整理の施行に伴う路線の変更は廃止

七 水害、潮害、雪害、砂害等の災害を避けるために必要な局部的路線の変更

八 こう配又は屈曲の局部的改良のために必要な路線の変更

九 道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事

2 都道府県知事又は都道府県知事である道路管理者は、前項各号の一に掲げる事項を行った場合においては、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

附 則〔抄〕

1 この省令は、法施行の日から施行する。但し、第一條、第六條及び第八條の規定は、公布の日から施行する。

様式第一―第十一（略）



特集／道路法施行令・施行規則

道路法施行規則改正経緯

(1) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和二十七年十二月十九日
建設省令第四十号

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「都道府県道」を「一級国道、二級国道及び都道府県道」に改める。

第六条第一項中「別記様式第八、第九又は第十」を「別記様式第九、第十又は第十一」に、同条第二項第二号中「申請路線の現況」を「申請路線現況調査」に、第七条中「別記様式第十一」を「別記様式第十二」に改め、第六条を第七条とし、以下一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（損失の補償の裁決申請書の様式）

第六条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十七条の規定による裁決申請書の様式は、別記様式第七とし、正本一部及び写一部を提出するものとする。

様式中「様式第七」を「様式第八」に改め、以下様式番号を一つずつ繰り下げ、様式第六の次に様式第七として次のように加える。

様式第七として次のように加える。

（略）

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月五日から適用する。

〔説明〕

道路法施行令第三十七条の規定による損失の補償の裁決申請書の様式を定めることとした。

(2) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和三十三年七月八日
建設省令第十一号

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 法第七十七条第四項の規定による証票の様式は、

別記様式第七の二とする。

別記様式第七の次に次の別記様式を加える。

様式第七の二

（略）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路の交通量の調査を行おうとする者が携帯することとされている証票の様式を定めることとした。

(3) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和三十四年三月四日
建設省令第一号

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（建設大臣への報告を要しない道路の占用）

第一条の二 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第一条の二第

二項に規定する建設省令で定める道路の占用は、左の各号に掲げる工作物、物件又は施設に係るものとする。

- 一 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 二 看板、標識、旗さお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事事用材料

第二条を次のように改める。

（道路の区域の決定等の公示）

第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、左に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のもを用いるものとする。

一 道路の種類

二 路線名

三 敷地の幅員及びその延長（区域の変更の場合にあつては、変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長）

四 区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

五 供用開始又は廃止の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

第四条の次に次の二条を加える。

（道路台帳）

第四条の二 道路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書及び図面は、路線ごとに調製するものとする。

3 調書には、道路につき、少なくとも左に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

一 道路の種類

二 路線名

三 路線の指定又は認定の年月日

四 路線の起点及び終点

五 路線の主要な経過地

六 供用開始の区間及び年月日

七 路線（その管理に係る部分に限る。）の延長及びその内訳

八 道路の敷地の面積及びその内訳

九 最小車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配

十 鉄道又は新設軌道との交差の数、方式及び構造

十一 有料の道路の区間、延長及びその内訳並びに料金徴収期間

十二 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

十三 軌道その他主要な占用物件の概要

4 図面は、道路につき、少なくとも左に掲げる事項を、附近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図に記載して調製するものとする。

一 道路の区域の境界線

二 市町村、大字及び字の名称及び境界線

三 車道の幅員が〇・五メートル以上変化する箇所ごとにおける当該箇所車道の幅員

四 曲線半径（三十メートル以上のものを除く。）

五 縦断勾配（八パーセント未満のものを除く。）

六 路面の種類

七 トンネル、橋及び渡船施設並びにこれらの名称

八 自動車交通不能区間（幅員、曲線半径、勾配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行うことができない区間をいう。）

九 道路元標その他主要な道路の附属物

十 道路の敷地の国有、地方公共団体有又は民有の別及び民有地の地番

十一 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物

十二 交差し、若しくは接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名

十三 交差する鉄道又は新設軌道及びこれらの名称

十四 軌道その他主要な占用物件

十五 調書の年月日

5 調書及び図面は、その記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。

6 道路台帳は、左の各号に掲げる区分に従つて、それぞれ当該各号に掲げる場所において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、一級国道及び二級国道に係るもの並びに令第三十四条第一項に規定する開発道路で建設大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。

一 高速自動車国道に係る道路台帳 建設省の事務所

二 一級国道に係る道路台帳 指定区間内の一級国道に係るものは建設省の事務所、その他のものは関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が一級国道の管理を行う場合にあつては、当該指定市）の事務所

三 二級国道に係る道路台帳 関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が二級国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が二級国道の管理を行う場合にあつては、当該指定市又は指定市以外の市）の事務所

四 都道府県道に係る道路台帳 関係都道府県（法第十七条第一項の規定により指定市の長が都道府県道を管理する場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が都道府県道を管理する場合にあつては、当該指定市又は指定市以外の市）の事務所

五 市町村道に係る道路台帳 関係市町村の事務

所
(一級国道に係る占用料の徴収方法の変更に伴う経過措置)

第四条の三 左の各号の一に該当することにより、一級国道に係る占用料の徴収方法が変更される場合においては、その変更前に許可を受けた占用物件に係る占用料の徴収方法については、法第三十九條第二項の規定に基く条例又は令第十九條の三第一項から第三項までの規定にかかわらず、その変更後も、なおその変更前の占用料の徴収方法の例による。

一 指定区間の指定が行われた場合において、その指定区間内の一級国道に係る占用料が令第十九條の三第一項及び第二項に規定する占用料の徴収方法により徴収されることとなるとき。

二 法第十二條の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する権限を行わせる場合において、当該占用料が令第十九條の三第三項に規定する占用料の徴収方法により徴収されこととなるとき。

三 法第十二條の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は指定市の長に占用料を徴収する権限を行わせている場合において、当該占用料が令第十九條の三第一項及び第二項に規定する占用料の徴収方法により徴収されることとなるとき。

四 都道府県知事又は指定市の長が令第十九條の三第三項に規定する占用料の徴収方法により指定区間内の一級国道に係る占用料を徴収している場合において、当該占用料を建設大臣が自ら徴収することとなるとき。

五 指定区間の指定が廃止される場合

第六條中「道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)」を「令」に改める。

第九條の次に次の一条を加える。

(報告の提出)

第十條 法第七十六條の規定による報告は、同條第

一号及び第二号に掲げる事項については、報告を命ぜられたつど、同條第三号に掲げる事項については協議が成立したつど、同條第四号に掲げる事項については条例を制定したつど、同條第五号に掲げる事項については意見を提出したつど、すみやかに行うものとする。

別記様式第四を次のように改める。

様式第四

第一表

(略)

第二表

(略)

第三表

(略)

第四表

(略)

第五表

(略)

別記様式第五を次のように改める。

様式第五 削除

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(説明)

道路法第二十八條の規定による道路台帳の様式や、法第七十六條の規定による報告の提出の細目等を定めることとした。

(4) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和三十四年四月八日

建設省令第七号

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 道路法施行令第十九條の八の規定によ

る車両の通行の禁止又は制限に関する公示は、次の各号に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一 危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限する水底トンネルの名称及び箇所

二 危険物を積載する車両の通行を禁止するとき

は、当該危険物の表示

三 危険物を積載する車両の通行を制限するとき

は、次に掲げる事項

イ 当該危険物の表示

ロ 当該危険物を積載することができる車両の種類

ハ 当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件

ニ 当該危険物を積載する車両の通行することができる時間を定めるときは、その時間

附則

この省令は、公布の日から施行する。

(説明)

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い道路管理者が危険物を積載する車両の水底トンネルの通行を禁止し、又は制限するに当つての基準等を定めるものである。

(5) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和三十四年九月十一日

建設省令第二十四号

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の四の次に次の一条を加える。

(自動車専用道路の指定等の公示)

第四条の五 法第四十八條の二第四項の規定による

同条第一項の指定又は当該指定の解除の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 指定し、又は解除する道路の路線名
 - 二 指定し、又は解除する期日
- 2 法第四十八条の二第四項の規定による同条第二項の指定又は当該指定の開示の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
- 一 路線名
 - 二 指定し、又は解除する道路の部分
 - 三 指定し、又は解除する期日

3 道路管理者は、前項の公示をする場合においては縮尺千分の一以上の図面に当該道路の部分を示し、関係地方建設局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

道路管理者が、自動車専用道路の指定をしようとする場合は、あらかじめ、その旨を公示しなければならないので、その公示の方法を定めることとした。

(6) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和四十年三月三十一日
建設省令第十三号

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「一級国道、二級国道」を「一般国道(以下「国道」という。)」に改める。
第四条の二第六項各号列記以外の部分中「二級国

道及び二級国道に係るもの並びに」を「国道に係るもの及び」に改め、同項第二号を次のように改める。

- 一 国道に係る道路台帳指定区間内の国道に係るものは建設省の事務所、指定区間外の国道に係るものは関係都道府県(法第十七条第一項の規定により指定市の長が国道の管理を行なう場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市の長が国道の管理を行なう場合)にあっては、当該指定市又は指定市以外の市の事務所

第四条の二第六項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条の三の見出し中「一級国道」を「国道」に改め、同条中「一級国道」を「国道」に、法第十二条の第二項を「法第十三条第二項」に改める。

第四条の四に次の見出しを附する。

(車両の通行の禁止又は制限に関する公示)

第五条第二項中「法第七十一条第六項」を「法第七十一条第七項」に改める。

第六条中「令第三十七条」を「令第三十六条」に改める。

第八条(見出しを含む。)中「一級国道又は二級国道」を「国道」に改める。

様式第四の第一表(表)の註中「イ 第3号」を「イ 第2号」に改める。

様式第七の(表)を次のように改める。
(略)

様式第十二中「二級国道(二級国道)」を「国道」に改める。

附則

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。
(道の区域内の一級国道、二級国道及び開発道路に関する占用料徴収規則の一部改正)

2 道の区域内の一級国道、二級国道及び開発道路に関する占用料徴収規則(昭和二十八年建設省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「二級国道、二級国道」を「一般国道」に改める。

(起案理由)

道路法の一部改正(一級国道及び二級国道の区別を廃止して、新たに道路の種類として一般国道の制度を設けるものとする。こと。)及びこれに伴う道路法施行令の一部改正により規定の整理等を行うこととした。

(7) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和四十二年十月二十六日
建設省令第三十号

道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の三を次のように改める。

(企業的性格を有しない事業)

第四条の三 令第十九条第二号に規定する企業的性格を有しない事業で建設省令で定めるものは、次に掲げる事業以外の事業とする。

- 一 造幣局の行なう事業
- 二 印刷局の行なう事業
- 三 国有林野事業(治山事業を除く。)
- 四 アルコール専売事業

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の道路法施行規則第四条の三の規定は、この省令の施行の日前にした協議に係る占用に係る事業については、この省令の施行の前日までに徴収すべき当該占用に係る占用料に係る占用の期間の末日までは適用しないものと

する。

(8) 道路法施行規則の一部を改正する省令

〔昭和四十六年三月二十九日
建設省令第六号〕

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の五を第四条の七とし、第四条の四中「道路法施行令」を「令」に改め、同条を第四条の六とし、第四条の三を第四条の五とし、第四条の二の次に次の二条を加える。

（電線等の名称等の明示）

第四条の三 令第十四条第二項第三号の建設省令で定める電線又は水管、下水道管若しくはガス管は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 管路に収容されない電線又は外径が〇・〇八メートルに満たない管路に収容される電線
- 二 外径が〇・〇八メートルに満たない水管、下水道管又はガス管（二キログラム毎平方センチメートル以上の圧力のガスを通ずるものを除く。）
- 三 洞道又はコンクリート造の堅固なトラフに収容されるもの。
- 四 コンクリート造の堅固な構造を有するものであつて、外形上当該占用物件の名称及び管理者が明らかであると認められるもの。
- 五 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域以外の地域内の道路において、他の占用物件が埋設されていない場所に埋設されるもの

2 令第十四条第二項第三号の規定により占用物件について明示すべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 名称
- 二 管理者

三 埋設の年

- 四 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づいて設ける電線にあつては、電圧
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定に基づいて設けるガス管にあつてはガスの圧力、その他のガス管にあつてはガスの圧力及び種類

3 令第十四条第二項第三号の規定による同号に規定する事項の明示は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- 一 おおむね二メートル以下の間隔で行なうこと。
- 二 当該占用物件又はこれに附属して設けられる物件に、ビニールその他の耐久性を有するテープを巻き付ける等の方法により行なうこと。
- 三 退色その他により明示に係る事項の識別が困難になるおそれがないように行なうこと。
- 四 当該占用物件を損傷するおそれがないように行なうこと。

（掘さくにより露出することとなるガス管の防護の基準）

第四条の四 ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管でその管理者以外の者の掘さくにより露出することとなるものの防護に関し、令第十五条の二第二項に規定する建設省令で定める基準は、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和四十五年通商産業省令第九十八号）第七十七条第一号、第二号、第三号ハ及び第四号ロの令による。

附則

この省令は、道路法施行令の一部を改正する政令（昭和四十六年政令第二十号）の施行の日（昭和四十六年四月一日）から施行する。

〔説明〕

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、電線等の名称等の明示についての規定を整備する等の所要の改正を

行うこととした。

(9) 道路法施行規則の一部を改正する省令

〔昭和四十六年十一月二十五日
建設省令第二十四号〕

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の七を第四条の八とし、第四条の六を第四条の七とし、第四条の五の次の一条を加える。

（水底トンネルに類するトンネル）

第四条の六 法第四十六条第三項に規定する建設省令で定める水底トンネルに類するトンネルは、水際にあるトンネルで、当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のものとする。

第四条の八の次に次の二条を加える。

（自転車専用道路等の指定等の公示）

第四条の九 法第四十八条の七第五項の規定による同条第一項の指定又は当該指定の解除の公示は、道路に係るものにあつては前条第一項各号、道路の部分に係るものにあつては同条第二項各号に掲げる事項について行なうものとする。

2 前条第三項の規定は、道路管理者が道路の部分について前項の公示を行なう場合に準用する。

（自転車専用道路等を通ずることのできる車両）

第四条の十 法第四十八条の九第一項に規定する建設省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省第七十四号）第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。

附則

この省令は、昭和四十六年十二月一日から施行する。

〔説明〕

道路法の一部を改正する法律の施行に

に伴い、自転車専用道路関係の規定を整備する等所要の改正を行うこととした。

(10) 道路法施行規則の一部を改正する省令

〔建設省令第七号〕
昭和四十七年三月二十八日

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第七項」を「第八項」に改める。
様式第六（表）中「住所」を「所属」に改める。
様式第七を次のように改める。
様式第七（略）

様式第七の二（表）中「住所」を「所属」に改める。

附則

この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

〔説明〕

道路監理員の証票の記載事項を改正したものである。

(11) 道路法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令〔抄〕

〔建設省令第十七号〕
昭和四十七年五月十七日

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第六項ただし書中「令第三十四条第一項」を「令第三十二条第一項」に改め、同項第二号中「建設省」を「関係地方建設局」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

沖繩総合事務局の設置に伴う道路法施行規則の改正及び道路法施行令の一部改正により必要となつた道路法施行規則の一部改正である。

(12) 道路法施行規則及び道の区域内の一般国道及び開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令〔抄〕

〔建設省令第二号〕
昭和四十八年二月五日

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（規則昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項各号列記以外の部分中「又は水管」を「若しくは水管」に改め、「ガス管」の下に「又は石油管」を加え、同条第二項第五号の下に次の一号を加える。
六 石油管にあつては、石油の圧力及び種類

附則

1 この省令は、昭和四十八年二月二十日から施行する。

2 令第九条に規定する石油管に係る占用料で、この省令の施行前の占用の期間に係るものの額については、なお従前の例による。

〔説明〕

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うこととした。

(13) 道路法施行規則の一部を改正する省令

〔建設省令第十三号〕
昭和五十年七月十一日

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の六中「当該トンネル」を「当該トンネル」に改め、「水面の高さ以下のもの」の下に「又は長さ五千メートル以上のトンネル」を加える。

様式第一中「様式第一」を「様式第一（第一条関係）」に改める。
様式第二中「様式第二」を「様式第二（第一条関係）」に改める。
様式第三中「様式第三」を「様式第三（第一条関係）」に改める。

様式第四中「様式第四」を「様式第四（第四条の二関係）」に改める。

様式第六中「様式第六」を「様式第六（第五条関係）」に改める。

様式第七中「様式第七」を「様式第七（第五条関係）」に改める。

様式第七の二中「様式第七の二」を「様式第七の二（第五条関係）」に改める。

様式第八中「様式第八」を「様式第八（第六条関係）」に改める。

様式第九中「様式第九」を「様式第九（第七条関係）」に改める。

様式第十中「様式第十」を「様式第十（第七条関係）」に改める。

様式第十一中「様式第十一」を「様式第十一（第七条関係）」に改める。

様式第十二中「様式第十二」を「様式第十二（第八条関係）」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

中央自動車道の恵那山トンネルの開通に伴い、火薬類等の危険物を積載する車両の通行を規制することができる水底トンネルに類するトンネルとして「長さが五千メートル以上のトンネル」を新たに追加することとした。

(14) 道路法施行規則及び建設省組織規程の一部を改正する省令〔抄〕

昭和六十年七月十二日
建設省令第八号

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「つど」を「都度」に改め、「同条第五号に掲げる事項については意見を提出したつど」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

〔説明〕

地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理合理化等に関する法律の施行に伴い所要の改正を行った。

(15) 道路法施行規則の一部を改正する省令

昭和六十一年八月五日
建設省令第八号

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 多段積みの管路に收容される電線で、最上段の管路以外の管路に收容されるもの

三 並列多段積みの管路の最上段の管路に收容される電線のうち、両側に電線を收容する管路があり、かつ、そのいずれかから〇・〇八メートルに満たない距離にある管路に收容されるもの

（該当する電線を收容する二本の管路が隣接することとなる場合にあつては、当該隣接する管路のうちいずれかに收容される電線）

第四条の四の見出し中「掘さく」を「掘削」に、「防護の基準」を「防護」に改め、同条中「ガス事業法」を「令第十五条の二第二号の保安上必要な措置のうち、ガス事業法」に、「掘さく」を「掘削」に、「防護」に改め、令第十五条の二第二項に規定する建設省令で定める基準は「防護については」に改め、同条を第四条の四の五とし、同条の次に次の二条を加える。

（掘削土砂の埋戻しの方法）

第四条の四の六 占用のため道路を掘削した場合における掘削土砂の埋戻しの方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 各層（層の厚さは、原則として〇・三メートル（路床部にあつては〇・二メートル）以下とする。）ごとにランマーその他の締固め機械又は器具で確実に締固めて行うこと。

二 くい、矢板等は、下部を埋め戻して徐々に引き抜くこと。ただし、道路の構造又は他の工作物、物件若しくは施設の保全のためやむを得ない事情があると認められる場合には、くい、矢板等を残置することができる。

（埋戻し又は表面仕上げを行う道路の部分）

第四条の四の七 占用のため掘削した道路を復旧する場合においては、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の舗装の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によつて計算したnの値以下である場合又はnの値に一・二メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨脹目地である場合にあつては、一・八メートル）を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離がnの値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に〇・一を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

この式においてk及びbは、それぞれ次の値を表すものとする。

k セメント・コンクリート舗装の道路にあつては、一・四、アスファルト系舗装の道路にあつては、一・〇

t 掘削部分の路盤の厚さ

2 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによつては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

第四条の三の次に次の四条を加える。

（道路が交差する場所等における電柱の占用）

第四条の四 電柱は、当該場所以外に当該場所に代わる適当な場所がなく、かつ、当該道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる場合には、道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所の地上に設けることができる。

（地下電線の頂部と路面との距離）

第四条の四の二 令第十一条第七号に規定する地下電線は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

一 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い一時的に設けられる地下電線

二 路床が岩盤等であつて令第十一条第七号本文に規定する距離とすることが著しく困難な場所に設けられる地下電線

三 地下電線の立ち上がり部分

四 各戸に引き込むために埋設される地下電線

五 道路若しくは地下電線を収容する占有物件の構造又は他の占有物件の占有の位置の關係から令第十一条第七号本文に規定する距離とすることが著しく困難又は不適当な場所に設けられる地下電線

2 前項各号に規定する地下電線の頂部と路面との距離は、舗装の構造、交通量、自動車重量、路床の状態、気象状況等を勘案して道路管理上必要な距離とする。

3 令第十一条第七号ただし書に規定する場合は、マンホール、ハンドホール又は道路管理者の設ける電線共同収容溝（二以上の道路占有者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設で法第二条第二項第七号に規定する共同溝以外のものである。）に収容される地下電線を当該地下電線の保全のために適切な措置を講じて埋設する場合とする。

（地下通路の占有の場所及び構造）

第四条の四の三 通路でその全部又は出入口以外の部分が地下に設けられるもの（以下この条において「地下通路」という。）の占有の場所は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 地下通路の出入口を地上に設ける場合においては、法敷又は歩道若しくは自転車歩行者道（以下この号において「歩道等」という。）内の車道（自転車道を含む。）寄りに設けることとし、かつ、歩道等に設ける場合にあつては、当該歩道等の一側が通行することができるようにすること。この場合において、当該歩道等の通行することができる路面の部分の幅員は、歩道にあつては三メートル以下、自転車歩行者道にあつては三・五メートル以下としないこと。

ただし、公益上やむを得ない事情があると認めらるるときは、この限りでない。

二 電線、水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの（各戸に引き込むためのもの及びこれが取り付けられるものに限る。）が埋設されている道路又は埋設する計画のある道路に設ける場合は、これらの上部に設けないこと。

三 地下通路の頂部と路面との距離は、三・五メートル（公益上やむを得ない事情があると認められる場合にあつては、二・五メートル）以下としないこと。

2 前項の規定は、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける地下通路の占有については適用しない。ただし、トンネルの上又は高架の道路の路面下に道路がある場合においては、当該道路に係る前項の規定の適用を妨げるものではない。

3 地下通路の構造は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 地下通路の自重、土圧、水圧、浮力等の荷重によつて生ずる応力に対して安全なものであること。

二 部材各部の応力度は、許容応力度を超えるものでないこと。

三 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で造ること。

四 排水溝その他の適当な排水施設を設けること（道路を掘削する場合における工事実施の方法）

第四条の四の四 占有に関する工事で、道路を掘削するものの実施方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 舗装部の舗装の部分の切断は、のみ又は切断機を用いて、原則として直線に、かつ、路面に垂直に行うこと。

二 掘削部分に近接する道路の部分には、掘削土砂をたい積しないで余地を設けるものとし、当

該土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、これを他の場所に搬出すること。

三 わき水又はたまり水により土砂の流失又は地盤の緩みを生ずるおそれのある箇所を掘削する場合においては、当該箇所に土砂の流失又は地盤の緩みを防止するために必要な措置を講ずること。

四 わき水又はたまり水の排出に当たつては、路面その他の道路の部分に排出しないように措置すること。ただし、道路の排水に支障を及ぼすことのないように措置して道路の排水施設に排出するときは、この限りでない。

五 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とすること。ただし、工事の施工上やむを得ない場合において、覆工を施す等道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行うときは、この限りでない。

六 道路を横断して掘削する場合には、原則として、道路の交通に著しい支障を及ぼさないことと認められる道路の部分について掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に道路の交通に支障を及ぼさないための措置を講じた後、その他の道路の部分の掘削すること。

七 沿道の建築物に接近して道路を掘削する場合においては、人の出入りを妨げない措置を講ずること。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

2 この省令の施行の際現に存する占有物件（工事中のものを含む。）に係る基準については、改正後の道路法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

〔説明〕

電線及び電柱の占用の場所等の占用許可基準を適用するに当たつての技術的細目を定めることとした。

(16) 道路法施行規則等の一部を改正する省令

〔抄〕

〔平成元年十一月二十一日〕
建設省令第十七号

〔道路法施行規則の一部改正〕

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項

イ 区域の決定の場合（ロに掲げる場合を除く。）敷地の幅員及びその延長

ロ 法第四十七条の五の規定により立体的区域とする区域の決定の場合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延長

ハ 区域の変更の場合 変更の区間並びに当該区間に係る変更前の敷地の幅員及びその延長並びに変更後の敷地の幅員及びその延長

第四条の二第三項中「左に」を「次に」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 道路一体建物の概要

第四条の二第四項中「左に」を「次に」に、「附近」を「付近」に改め、「平面図」の下に

「〔法第四十七条の五の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図〕」を加え、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 道路一体建物

第四条の十を第四条の十二とし、第四条の九を

第四条の十一とし、第四条の八を第四条の十とし、第四条の七の次に次の二条を加える。
〔道路一体建物に関する協定の公示〕

第四条の八 法第四十七条の六第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 道路一体建物の所在地
二 道路一体建物の所有者にならうとする者の氏名又は名称

三 協定又はその写しの閲覧の場所
〔道路保全立体区域の指定等の公示〕

第四条の九 法第四十七条の九第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上の平面図、縦断面図及び横断面図に明示して行うものとする。

一 道路保全立体区域の存する土地の所在地
二 道路保全立体区域の境界線

2 法第四十七条の九第三項の規定による道路保全立体区域の指定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。

第七条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第六号中「平面図」の下に「〔法第四十七条の五の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図〕」を加える。

別記様式第四中

「**疎空と密用を兼ねる仕組な他の工造物の概要**」を

「**疎空と密用を兼ねる仕組な他の工造物の概要**」を

「**道路と密用を兼ねる仕組な他の工造物の概要**」に

「**道路一体建物の概要**」

別記様式第七中「本項及び次項中」を「この項及び次項において」に、「若しくは第四十七条の三第二項」を「第四十七條の三第二項若しくは第二項」に、「行なわせる」を

「行わせる」に改め、「第四十七條の三第一項」の下に「第四十八條第四項」を加え、「内にある土地について」を「に」について土地に関する」に、「土地又は当該土地」を「区域又は当該区域内」に、「道路予定地」を「道路予定区域」に改め、「第三章第三節、第四十三條、第四十四條」の下に「第四十七條の九、第四十八條」を加える。

〔施行期日〕
この省令は、平成元年十一月二十二日から施行する。

〔説明〕
道路法等の一部を改正する法律の施行（立体通路制度の創設）に伴い、道路の区域の公示事項を追加する等関係省令について所要の改正を行った。

(17) 道路法施行規則の一部を改正する省令
〔平成二年三月十七日〕
建設省令第三号

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。
第四条の三を第四条の三の二に改め、第四条の二の次に次の一条を加える。
〔道路の占用の許可申請書等の様式〕
第四条の三 法第三十二条第二項の申請書及び法第三十五条の規定により協議しようとする場合の協議書の様式は、別記様式第五とする。
2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が満了した場合において、これを更新しようとするときは、道路管理者が別に定める様式によることができる。別記様式第五を次のように改める。
様式第五（第四条の三関係）
（略）

附則

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に道路管理者が申請書及び協議書の様式を定めている場合における申請書及び協議書の様式については、この省令による改正後の道路法施行規則第四条の三の規定にかかわらず、平成三年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

〔説明〕

道路管理者によつて道路占用許可申請書の様式が異なつていたため、様式を統一することとし、所要の改正を行うこととした。

(18) 道路法施行規則及び開発道路に関する用料等徴収規則の一部を改正する省令

〔抄〕

平成三年十月二十一日
建設省令第十八号

(道路法施行規則の一部改正)

第一条 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
第三条の次に次の一条を加える。

(有料の自動車駐車場の利用に関する標識)
第三条の二 法第二十四条の三の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- 一 駐車料金の額
- 二 駐車することができる時間
- 三 駐車料金の徴収方法
- 四 割増金の徴収に関する注意事項
- 五 その他自動車駐車場の利用に関し必要と認め

られる次項

2 前項の標識は、自動車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

第四条の二第三項第十一号中「内訳」の下に「(自動車駐車場にあつては位置、規模及び構造)」を加える。

第四条の十二を第四条の十五とし、第四条の八から第四条の十一までを三条ずつ繰り下げ、第四条の七中「第十九条の八」を「第十九条の十五」に改め、同条を第四条の十とし、第四条の六を第四条の九とし、第四条の五の次に次の三条を加える。

(保管違法放置物件一覽簿の様式)

第四条の六 令第十九条の六第二項(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による保管違法放置物件一覽簿の様式は、別記様式第五の二とする。

(競争入札における揭示事項等)

第四条の七 令第十九条の九第一項及び第二項(令第十九条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に規定する建設省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名
- 二 当該競争入札の執行の日時及び場所
- 三 契約条項の概要
- 四 その他道路管理者が必要と認める事項

(違法放置物件の返還に係る受領書の様式)

第四条の八 令第十九条の十(令第十九条の十一において準用する場合を含む。)の規定による受領書の様式は、別記様式第五の三とする。

第五条の次に次の二条を加える。

(保管車両一覽簿の様式)

第五条の二 令第三十条の三第二項の規定による保管車両一覽簿の様式は、別記様式第七の三とする。
(車両の返還に係る受領書の様式)

第五条の三 令第三十条の四の規定による受領書の

様式は、別記様式第七の四とする。
別記様式第四第一表中有料道路の欄を次のように改める。

(略)

別記様式第五の次に次の二様式を加える。

様式第五の二(第四条の六関係)

(略)

様式第五の三(第四条の八関係)

(略)

別記様式第七中「第三章第三節、第四十三條、第四十四條」の下に、「第四十四條の二」を加える。
別記様式第七の二の次に次の二様式を加える。

様式第七の三(第五の二関係)

(略)

様式第七の四(第五条の三関係)

(略)

附則

(施行期日)

この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

〔説明〕

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律の施行に伴い、有料の自動車駐車場の利用に関する標識に明示すべき事項を定める等所要の改正を行うこととした。

平成三年度の道路管理瑕疵に関する判例

建設省道路局道路交通管理課訟務係

以下に紹介するものは平成三年度における道路管理瑕疵に関する判例である。

件数は一六件あり、道路管理瑕疵を否定したものの（無責）が一〇件、道路管理瑕疵を認容したものの（有責）が六件となっている。

有責判決のあった判例〔一〕は自動車道路公害に関する事例であり、自動車騒音・自動車排ガス侵害の差止めを求める抽象的不作為請求の適法性は認められたが、被害は社会生活上受忍すべき限度を超えているとはいえないとして請求は棄却された。一方、損害賠償については、沿道住民の被害（精神的損害）が受忍限度を超えているとして、国家賠償法第二条第一項に基づき損害賠償（慰謝料）の支払が命じられた。また、「危険への接近」は慰謝料算定事由にもなるとされた。

判例〔五〕も有責とされた事例であり、東名高速道路日本坂トンネル内での車両衝突事故により発生した車両、積荷などの焼失事故につき、トンネルの設置管理に瑕疵があるとして損害賠償責任が認められたものである。本件事例の争点は、(1)長大トンネルについて設置管理の瑕疵の有無を判断する基準は何か、(2)本件トンネルにどのような具体的な瑕疵があったと認められるか等であり、本判決は、トンネルの瑕疵は、営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合的に考慮して具体的個別的に判断すべきであるとした。

判例〔六〕は、未供用道路内での管理瑕疵に係るものであり有責とされたものであるが、類似判例としては、無責とされたものではあるが、道路

予定地の通行止め用の柵が何者かにより除去されていたため夜間走行中のオートバイが直進、崖下に転落した事故につき、「既に客観的に道路としての体裁を整え、管理主体が占有しているかぎり、国家賠償法第二条の解釈としては、道路予定地であっても道路管理者の管理する道路に含まれる。」とされている（昭和四七年三月一日岐阜地裁判決。）

判例〔15〕は、原付自転車が工事中の溝で転倒し有責とされた事例であるが、類似判例としては、水道工事の交差点に進入した乗用車が、約一五cm窪んだ工事部分に落ち込み、すぐまた右側の前輪が約一五cm突起した鉄蓋付制水弁ボックスに乗り上げたため、身体の平衡を失い適切な運転操作ができずに付近に駐車中の車両に追突した事故に

つき、「本件交差点付近は自動車交通が頻繁であったのに、本件工事部分において道路としての安全性に欠陥のある状態にあったものであるから、本件道路の管理に瑕疵がある。」とされている（昭和五一年一〇月二五日高松地裁判決）。

平成三年度判決一覧

（道路管理瑕疵関係）

番号	事件名・当事者	裁判所	判決年月日	事 故 概 要	判 決 要 旨（過失相殺）	備考
1	国道四三三号・阪神 高速道路騒音排気 ガス規制等請求事 件 (昭和六一年(ホ) 第一五五三号)	大阪高裁	四・ 二・二〇	一般国道四三三号及び阪神高速道路神戸西宮線、大阪西宮線を走行する自動車の騒音、排気ガスが沿道住民の生活及び健康に被害を及ぼしているとして、騒音については中央値で午前六時～午後一〇時まで六五ホン、午後一〇時～午前六時は六〇ホン、排気ガスについてはNO ₂ 〇・二二PPmを超えて、各原告居住地に進入させている道路の供用の差止め及び損害賠償を求めているものである。 (神戸地裁 昭和五一年(ワ)第七四二号の控訴審)	(有責) 一 原告らの人格権に基づく差止め請求の訴えは適法であるが、請求は理由がない。 二 原告らの損害賠償請求は、騒音被害につき、敷地において六五ホン以上の原告らについては距離の遠近にかかわらず、そして六〇ホンを超える原告らについては距離が二〇m以内の場合に、また浮遊粒子状物質につき二〇m以内の原告らについて、いずれも受忍限度を超える被害が生じており国賠法上の責任を負う。 三 排ガス、振動が直接沿道住民らに被害を与えているとは認められない。	上告
2	国道一九六号標識 追突死亡事件 (平成三年(ホ) 第一一三三号) 国	高松高裁	三・ 一一・一七	一般国道一九六号を普通乗用車で走行中、T型道路交差点において、コンクリート台付き視線誘導標識のコンクリート台等に衝突させたうえ、田んぼに転落し死亡した。 (松山地裁 昭和六二年(ワ)第四七七号の控訴審)	(無責) (原審と同旨) 本件交差点の手前には、標識令に定められた「T型交差点」「徐行」の標識が設置されているほか、道路照明灯も設置されている。 本件事故は、交差点の手前において徐行を怠り、前走行車両を制限速度五〇km/hを相当超えた速度で追い越したため発生したものである。	確定

3	国道二一〇号トラクター転落事件 (昭和六三年(ホ)第八八三号) 国	福岡高裁	三・九・二六	一般国道二一〇号の法面に設置された取付け道路をトラクターで走行中、舗装部と未舗装部の境に生じる段差に車輪を取られ転倒し負傷した。 (大分地裁 昭和六一年(ワ)第四六号の控訴審)	(無責) (原審の敗訴部分取消し) 原告は、本件事故現場には約一〇cmの段差が存在し、そこでトラクターの車輪がとられ転倒したと主張するが、本件トラクターは一五cmの段差が生じていても裕に乗り越えるだけの登坂能力を有している。したがって、段差の瑕疵を論じるまでもなく因果関係を認めるに足りる証拠はない。	確定
4	中国縦貫自動車道車両追突事件 (昭和六一年(ワ)第三二六号) 日本道路公団	岡山地裁	三・九・二五	追い越し車線を清掃作業中の路面清掃車の後方を走行していたワゴン車が急ブレーキをかけて追いつき車線上に停止し、その後方を走行していた乗用車がワゴン車に追突し、さらにその乗用車に原告の乗用車が追突した。	(無責) 本件事故現場付近の道路状況、公団の道路清掃の頻度、事故日までの気象状況、事故前日の公団職員による路面状況の確認及び事故当時の路面清掃車の標識装置の作業状況からすると、本件事故当時清掃車はある程度の砂塵を発生させていたことは認められるものの、後続車が通常どおり前方注視していても清掃車を発見できないほど多量の砂塵を発生させていたものとは認められない。	控訴
5	東名高速日本坂トンネル車両火災死亡事件 (昭和五五年(ワ)第一〇九号) 日本道路公団	静岡地裁	四・一・三〇	日本坂トンネル内の西坑口から四四〇m付近で、大型貨物車両を含む六台の車両の追突事故によって車両火災が発生し、七名が死亡した。さらに、この火災によって事故現場の後方に停滞していた車両に延焼して、追突事故関係車両を含む一七三台の車両が全焼した。	(有責) 人工公物である本件トンネルの瑕疵の存否を判断するに当たっては、本件トンネルの設置当時の技術的水準及び技術的実施可能性のみに基づいて判断すべきでなく、その後の事情変動により危険性が顕著となったときは安全性を確保する物的設備及びその管理運用体制に関する技術等の進歩向上により当然改修・更新・整備等を行って危険性を回避せねばならず、それが予算・財政上困難であったとしてもそのことから直ちに設置管理によって生じた損害賠償責任を免れると解すべきではない。本件事故は予見可能であり、本件トンネルには①水噴霧に関する瑕疵②消火器に関する瑕疵③可変表示板に関する瑕疵④トンネル内警報設備に関する瑕疵⑤通報体制に関する瑕疵があることが明らかである。	控訴

6	茨城県道未供用道路内交通事故損害賠償事件 (平成二年(ワ)第八六号) 茨城県	水戸地裁	四・三・三 村道を自転車で行中、未供用の県道との交差点において当該未供用道路を走行してきた普通貨物自動車と衝突し死亡した。	(有責) 本件道路は、供用未開始とはいえ既に路線認定、区域変更決定もされ不完全ながら事実上道路として使用に供されていたのであるから、国賠第法二条にいう「公の営造物」にあたる。 本件道路は通常有すべき安全性を欠いていたものであり、その管理に瑕疵があったものといふべきである。 (三割……安全性を欠いた)	確定
7	新潟県道ガードレール衝突事故 (平成三年(ワ)第一四一号) 新潟県	新潟地裁	四・三・二六 本件道路を軽貨物車両で行中、居眠り運転による前方不注意によりガードレール端部に衝突し、その際ガードレールのビーム先端部分が自動車正面下部から助手席中央に突き刺さったことにより、同乗者の足に当たり負傷した。	(無責) 過去の事故例から一般的に袖ビームを取り付けておれば安全であるとはいえない。道路管理者は、運転手の違法、無謀な運転等通常の注意を払っていない運転による危険までも保護する義務はない。	確定
8	岡山県道側溝転落死亡事件 (平成元年(ワ)第三七一号) 岡山県	岡山地裁	三・七・三一 本件県道を自転車で行中、交差点で方向転換しようとした際スリップし、側溝に転落し死亡した。	(無責) 本件事故現場に設置されていた以上のコンクリート蓋、ガードパイプ等を設置しなかったことをもって、本件側溝が安全性を欠いていたということはできない。	控訴
9	宮城県道原付自転車ガードレール衝突事故 (平成元年(ワ)第一七号) 宮城県	宮崎地裁	四・三・三一 本件県道を原付自転車で行中、ハンドル操作を誤りガードレールに衝突して死亡した。現場付近は平坦で見通しも良く、穏やかなカーブのところでガードレール設置箇所であるが、衝突箇所はガードレールが外されていた。	(無責) ガードレール板に「そで」といわれる曲板が設置されていなかったため、両端のガードレール板やこれを支える鉄柱が剥き出しになった状態で設置されていたものの、ここに衝突したとは認められない。 したがって、柱が剥き出しになっていたことと死亡との間には因果関係がない。	確定
10	沖縄県道排水工事 単車転倒事件 (平成二年(ホ)第一四五号) 沖縄県	那覇高裁	三・一〇・一五 本件県道を単車で走行中、対向車両を認めて制動を開始したところバランスを失って転倒し、排水工事現場の掘削部分に転落し負傷した。 (那覇地裁 昭和六十二年(ワ)第七二三号の控訴審)	(無責) 本件事故現場は、工事中であることを通行車両に周知させるべき措置は十分とられていたということができ、運転者が道路の具体的状況に応じ通常要求される通行上の注意義務を払い、設置されている標識板にしたがい徐行運転すれば安全運行が十分可能な状況にあ	確定

<p>14</p> <p>福岡市道バイク転倒事件 (昭和六〇年(ウ)第一〇四号)</p>	<p>13</p> <p>横浜市道水路転落溺死事件 (平成二年(ホ)第三四〇三号) 横浜市</p>	<p>12</p> <p>川崎市道自転車転落事件 (昭和六二年(ウ)第三三五号) 川崎市</p>	<p>11</p> <p>札幌市道車道飛び出し交通事故損害賠償請求事件 (平成元年(ウ)第五〇一〇号) 札幌市</p>
<p>松山地裁</p>	<p>東京高裁</p>	<p>横浜地裁</p>	<p>札幌地裁</p>
<p>三・九・九</p> <p>本件市道を原付自転車で行行中、道路に生じたなだらかな窪みにハンドルをとられてガードレールに激突し、転倒して死亡した。</p>	<p>三・五・一三</p> <p>深夜、本件市道を原付自転車で行行中、過って交差点付近の用水路にバイクもろとも転落し死亡した。控訴人らは、左側端交差点から中央部にわたり直径〇・七m、深さ〇・二mの決壊部分があったため、これにバイクの前輪を落とし操縦の自由を失った結果、用水路に転落したと主張していた。 (横浜地裁 昭和六〇年(ウ)第四七六号の控訴審)</p>	<p>三・四・二五</p> <p>本件市道を自転車で行行中、ほぼ直角にカーブする箇所の縁石に前輪タイヤを衝突させ数メートル走行したのち、体勢を建て直せずガードレール(路面からの高さ九二・五cm)を乗り越え、約七m下の道路に転落し死亡した。</p>	<p>四・一・三二</p> <p>小学生が通学のためバスに乗りしようとして、本件市道の交差点を横断しようとし車道に出たところ、青信号で走行してきたダンプカーに衝突され即死した。</p>
<p>(有責)</p> <p>本件窪みは相当に大きなものであり、またその形状などからして急激に生じたものではなく、幾分日数を経て形成されたものと推測できるから、市において綿</p>	<p>(無責)</p> <p>事故当時、そのような決壊部分が存在したことを認める客観的な証拠に乏しく、また仮に存在したとしても、控訴人らの主張以外にも種々の態様ないし原因で発生したことを想定し得る余地が十分にあるから、本件事故が控訴人らの主張のような態様ないし原因で発生したものと認定することは困難である。</p>	<p>(無責)</p> <p>本件事故の原因は、運転者が安全な操作に必要な身体的条件を有しないにもかかわらず、操作に不慣れなまま自転車に乗って操作を誤ったことによる。本件のごとく自転車の制御を失って高速で衝突した場合までも予定して転落防止を得るにたる防護柵を設置していなかったからといって市の防護柵の設置又は管理に瑕疵があったものということはできない。</p>	<p>(無責)</p> <p>歩行者の安全を確保するためには雪山が一定の高さに達したら原則として排雪するといった取扱いが望ましいが、排雪については予算面の制約があると認められる。更に、被害者が信号機を確認し得たことが認められ、また被害者が雪山の壁から顔を出す等すれば車両の動向を確認することができた。 以上から、除雪に係る道路の管理の瑕疵は認められない。</p>
<p>確定</p>	<p>確定</p>	<p>確定</p>	<p>確定</p>

福岡市	15	高槻市道路路占用 工事不全原付自転車 転倒事件 (平成元年(ウ) 第五六七二号) 高槻市	大阪地裁	三・ 一〇・一七	本件市道を原付自転車で走行中、マンション建設に伴う歩道整備工事中の溝(幅五〇～五五cm、深さ二五cm、長さ一二m)に転倒し負傷した。	<p>(有責)</p> <p>市は、保安措置の不十分さを是正する(あるいは是正させる)ことが困難であったとする特段の事情を主張立証していないので、本件事故現場の保安措置が不十分であったことから起因する事故につき責任がある。</p>	確定
	16	小林市道水路転落 事件 (昭和六三年(ウ) 第六四号) 小林市	宮崎地裁	三・ 七・二六	本件市道を歩行中、橋梁から足を踏み外し、深さ約二・五mの排水溝に転落した。 本件排水溝には防護柵等は無かった。	<p>(有責)</p> <p>本件市道は、夜間において照明がなくカーブしている箇所から通行中たまたま逸脱した者が転落し、排水溝壁面などに激突して負傷する危険が多分にあったことは否定できず、道路として安全性を欠いていた。 (八割……睡眠薬を服用していた)</p>	確定
						<p>密な道路のパトロールをしておれば容易にそれを発見して補修することが可能であった。 (七割……速度の出し過ぎ)</p>	

都道府県道の認定基準について

(その3)

建設省道路局路政課総務係

四 路線認定基準について

- (2) 通則について
- ③ 三について

昭和十九年旧基準	昭和四十六年現行基準
<p>又網の大きさはその網内の人口密度に応じて、別表1に示す間隔を有することを標準とする。但し地形上標準に示す間隔に路線を設定することが著しく困難な場合はこの限りでない。</p>	<p>三 路線の認定の結果構成される網の間隔は、国道及び都道府県道に囲まれる網内の人口密度に応じて別表1に示す間隔を有することを標準とする。ただし、地形上標準に示す間隔に路線を認定することが著しく困難な場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。</p>

<p>〇%以上ある場合をいう。但し、港湾、停車場、観光地に連絡する道路については別に定める。</p> <p>「註」二、(一)の但書は大略次の場合とする。 (1) 高峻な山脈、河幅大なる河川又は深い溪谷によつて、その勢力圏が判然と区別されている場合。 (2) (1)にいう高峻な山脈とは、山裾よりの垂直高が三〇〇m以上又は斜面の勾配が二五%以上のものをい 河幅大なる河川とは長大橋梁(一〇〇m以上)を必要とする河川をいう。 又深い溪谷とは、道路面と河水面との垂直距離が三〇m以上あるものをいう。</p>	<p>注二 三のただし書中「地形上標準に示す間隔に道線を認定することが著しく困難な場合」とは、おもむね次に掲げる地形状況によつて網内の勢力圏が判然と区別されている場合とする。 (一) 高峻な山脈(道路面から垂直高三〇〇m以上若しくは斜面勾配二五%以上の山が連なるもの) (二) 河幅大なる河川(一〇〇m以上橋梁を必要とする河川) (三) 深い溪谷(道路面と河水面との垂直距離が三〇m以上の谷)</p> <p>注三 三のただし書中(そ</p>
--	---

<p>「註」三、河幅大なる河川を横断する都道府県の間は、特にその橋梁に密接な関係をもつ市町村の平均人口密度に応じた網間隔を下廻ってはならない。</p>	<p>の他特別な事情がある場合」とは、次のとおりとする。 (一) 有料道路を新設しようとする路線である場合 (二) 都市高速道路(指定都市高速道路を含む)の建設に関連して設けられる都市計画街路に係る路線で当該都市高速道路の建設とあわせて新設を行なう計画が決定しているものである場合</p> <p>注四 河幅大なる河川を横断する路線を認定した結果構成される網間隔は、特に当該橋梁に密接な関係をもつ市町村の平均人口密度に応じた別表1に示す間隔を下まわってはならない。</p>
---	---

(別表1)

網 間 隔

網内の人口密度 (人/km ²)	網が四角形をなす場合の 一辺の長さ (km)	網が三角形をなす場合の 一辺の長さ (km)
4,000	2.4	3.8
3,000	2.6	4.1
2,000	3.0	4.8
1,000	3.7	5.9
900	3.9	6.2
800	4.0	6.4
700	4.2	6.7
600	4.4	7.0
500	4.7	7.5
400	5.1	8.1
300	5.6	8.9
200	6.4	10.2
150	7.0	11.1
100	8.0	12.7
50	10.2	16.2
40	11.0	17.5
30	12.0	19.1
20	13.8	22.0
10	17.5	27.8

短形の場合の網間隔

網内の人口密度 (人/km ²)	B (km)								
	x=1.0	x=1.5	x=2.0	x=2.5	x=3.0	x=3.5	x=4.0	x=4.5	x=5.0
4,000	2.4	1.9	1.6	1.4	1.4	1.2	1.0	1.0	0.9
3,000	2.6	2.1	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.2	1.0
2,000	3.0	2.4	2.1	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2
1,000	3.7	3.0	2.6	2.3	2.0	1.9	1.7	1.6	1.5
900	3.9	3.1	2.7	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6
800	4.0	3.3	2.8	2.5	2.2	2.0	1.9	1.7	1.6
700	4.2	3.4	2.9	2.6	2.3	2.1	2.0	1.8	1.7
600	4.4	3.6	3.1	2.7	2.4	2.2	2.1	1.9	1.8
500	4.7	3.8	3.3	2.9	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9
400	5.1	4.7	3.5	3.1	2.8	2.6	2.4	2.2	2.1
300	5.6	4.5	3.9	3.4	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3
200	6.4	5.2	4.4	3.9	3.5	3.2	3.0	2.8	2.6
150	7.0	5.7	4.9	4.3	3.9	3.5	3.3	3.0	2.9
100	8.0	6.5	5.6	4.9	4.4	4.0	3.7	3.5	3.3
50	10.2	8.2	7.0	6.2	5.6	5.1	4.7	4.4	4.1
40	11.0	8.9	7.5	6.7	6.0	5.5	5.1	4.7	4.4
30	12.0	9.7	8.4	7.3	6.6	6.0	5.6	5.2	4.9
20	13.8	11.2	9.5	8.4	7.5	6.9	6.4	5.9	5.5
10	17.5	14.0	12.0	10.6	9.5	8.7	8.0	7.5	7.0

注 短形の長辺をA (km) 短辺をB (km) とすれば $x = A/B$ を表す。

例 B=3.1K
A=6.2K
此の表を用いて短形の場合の網の大きさを判断する方法は次の通りである。
今、人口密度400人/km²であつて、図のように長辺Aが6.2km、短辺Bが3.1kmの網があつた場合には、表の人口密度400人/km²の欄を横に見て、Bが3.1kmである時のxを求めるとx=2.5を得る。故にBが3.1kmの時は少くともAは3.1km×2.5=7.8kmなくてはならないわけである。ところが実際のAは6.2kmであるから標準より小さいことがわかる。従つてこの網は標準より小さい。

本規定は都道府県道の道路網の間隔についてその標準を示したものである。
この道路網の標準値(以下、網値という)の考え方については過去の道路セミナーに記されているので引用すると、
『都道府県道路網の基本的な考え方は、今井勇氏の論文「道路網間隔に対する一考察」(第三回日本道路会議論文集に掲載)を参考にしており、それによると、「道路網間隔と人口分布との間に何らかの相関関係があるか

ら、一つの道路網にかこまれた中にいる人々が、その道路まで出て行くのに要する交通仕事量をどの網についても一定になるように道路網を配置する」ことであつて「どの道路網についても交通仕事量が一定になるようにするため、現実のわが国の道路網から実験的に導き出した数値に対し、山間部に適用できるような補正を加えて、わが国における標準的な交通仕事量が求められたので、この交通仕事量になるようにおのの人口密度に対応

して網間隔を決定した」ものである。これが認定基準の別表1に示されている人口密度に対応した網間隔である。
その関係をグラフで示すと図1のとおりであり、これでわかるように人口ちよう密な都会地付近では網間隔がせまく、人口密度が疎な山間地などではあらくなるわけである。
この場合、網内人口密度が四千人を越えても網間隔が二・四kmより小さいものは考えないものとしている。』

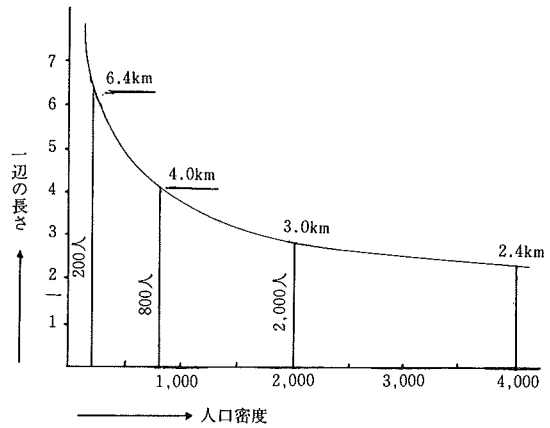


図1 人口密度と網間隔

と、解説されており「交通仕事量」という概念に基づいて網値が構成されているものである。

この網値の考え方は昭和二九年の県道認定基準作成の際の考え方であって、その後昭和四六年に基準が改正された時点では網値については見直しは行われなかったものである。その際改正が行われなかった理由についても過去の道路セミナーに記事があったので引用すると、

『道路網については、この基準改正のうち最も論議のあった問題であるが、この網値が極めて合理的に構成されており、これに代わるべき網値は存せず、今回これを改める（要望は強かったが、それよりは新たに）網値を伴わない（道路が認定できるよう）措置（することが重要とされた。）これによって在来（に）認定（された）道路との一貫性を損なうことなく認定が可能（となったの）であり、所期の目的を達成すること（となったもの）である。』

（ ）（ ）内筆者加筆

とされており、網値の標準値の改正は見送られた。

しかしながら、基準制定から約四〇年が経過した現在において当該網値は厳しく（古く）、具体的には新規路線認定はかなりむずかしいものとなっている。

そこで今回予定されている基準の改正においては各都道府県からの要望も踏まえ当該網値を緩和するという方向で作業中である。

また、本稿ではその緩和の数値、解説等を行なうことができなかつたものであるが、新基準が出された別の機会で見説したいと考えている。

注二から注四についても新基準が出された

段階で説明したいと考えているが、注四について問い合わせが比較的多いので解説を加えることとする。

注四はひと言でいうと「河幅大なる河川を横断する都道府県道の数は関係市町村の平均人口密度で決まる」ということになる。

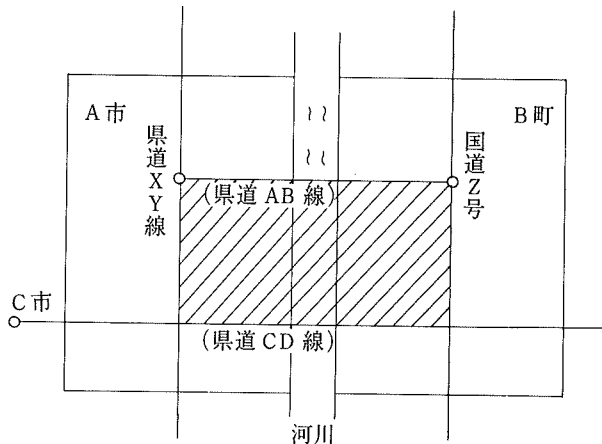


図2

図2のような路線網の場合において県道A B線を新たに認定しようとした場合、普通は斜線部分の人口密度に応じた網値を計算するものであるが、河幅大なる河川を横断する路線の場合は斜線部分の人口密度に基づいて計

算するのではなく、A市及びB町の平均人口密度を求め、それを斜線部分の人口密度とし、網値の充足を判断するものである。

これは河幅大なる河川を横断する橋梁は当該地域の人口のみで判断するのではなく関係市町村全体として判断するべきであるとの考えから設けられた規定であり、現在も引続き使われている。

④ 四について

昭和二十九年旧基準	昭和四十六年現行基準
(二) 路線の重用は出来る限りこれを選び、重用延長は全延長の三〇%以下とすることを原則とするが、特別の理由がある場合は五〇%まで重用することが出来る。	四 路線の重用延長は、原則として総延長の三〇%以下とし、特別な理由がある場合は五〇%以下とすることが出来る。

本規定は路線の重用率に関する規定であるが、原則として三〇%、特別な理由のある場合は五〇%まで重用が認められている。

重用とは一本の道路が二本以上の道路の機能を併せ持っているものであり、具体的な例は、各都市間を連絡する数本の道路が起点あるいは終点の都市に近づいた地点でそれぞれが合流し起終点に至るようなものである。

重用の是非については極めて感覚的な判断になってしまふ。前例の場合数本の路線の合流点から起終点まで重用する距離がいくらぐ

らいであれば重用することが妥当で、いくらぐらいであれば妥当でないか、明確な基準を出すことは不可能である。

また、三〇%、五〇%の使い分けについては「特別な理由」というものを要件としているが(注)を設けて特別な理由が何たるかを明記していない。特別な理由の例をしいて考えれば、停車場と道路とを連絡する五号該当路線の場合において認定要件に合うように終点を法律の条文に合致する国道等まで延伸する場合、山間部における路線認定の場合等が考えられる。しかしそのいずれにしても当該数値を厳密に考えるばかりでなく、常識的に判断し、当該重用が利用者にとって不便を来すものでないかどうかによって重用の是非を判断すべきであると考えられる。

付け加えると、近年都道府県道の路線名称標識が多くなってきたが、利用者において路線名称で交通誘導を考えるのであれば重用区間においては双方の名称を掲げることが効果的であると思われる。

⑤ 五について

昭和二十九年旧基準	昭和四十六年現行基準
(三) 都道府県道として認定される路線は、原則として自動車(トラック)交通可能な道路でなければならぬ。但し、改修計画が確立しているもの、或は具体的な改修計画があるものに限り自動車交通不能区間があってもよい。この場合といえども自動車交通不能区間が、実延長の三〇%を超えることは出来ない。	五 路線は、原則として自動車交通可能な道路でなければならぬ。ただし、当該路線の新設又は改築を行う確実な計画がある場合は、この限りでない。
(四) 国立公園内の主要な観光道路で、現に充分な維持管理のなされているものについては(三)の規定は適用しない。	

本規定は路線の改良の程度に関する規定であるが、昭和四十六年の改正で緩和されたものである。

旧基準においては自動車交通可能な「自動車」がトラックとされ、具体的な改修計画があるものに限る実延長の三〇%以下に限り自動車交通不能区間があってもよいとされていた。これらをそれぞれトラック→自動車、実延長の三〇%以下→削除とされたものであるが、その背景は昭和二十九年当時は現道改良が主体であったが昭和四十六年ころには新設する路線が増加してきたことに由来するものであると考えられる。

現在の新規認定も道路を新設するための認定がほとんどであり、本項目の「確実な計画」とは何か、と議論されることがしばしばある。

現在の運用としては主に当該年度または次年度からの「事業化」を条件としている。その「事業化」についても単なる調査、測量ではなく用地買収手程度を条件としている。

⑥ 六について

昭和二十九年旧基準	昭和四十六年現行基準
(五) 海上渡航の路線は、現に県管渡船を実施しているもの、又は将来実施する計画のあるものとする。	六 海上渡航の路線は、都道府県管の渡船を実施中のもの、又は将来実施する計画のあるものとする。

本規定は海上部分の路線認定に関する条件であるが、最近においてはほとんど運用されていない。

なぜなら、現代は橋梁の建設が進んでおり河川における渡船は激減していること。及び離島の場合においては連絡するフェリーを路線認定することも考えられるが、都道府県道であれば離島内部の部分だけで路線認定することが可能であるので一般国道のように本土側から一連の路線にすることは必要ないこと等のためである。

今回の改正においては、本規定は削除する方向で検討を進めたいと考えている。

(つづく 担当高鍋誠治)

◇ 投 稿 歓 迎 ◇

本誌は、平成二年四月の創刊以来、皆様の御支援を頂いておりますが、この度、誌面のなお一層の充実のため、読者の皆様方からの原稿を掲載するコーナーを設けることに致しました。

日頃道路・道路行政に対して感じていること、現場からの生の話題、ユニークな試み、海外への出張報告等、それぞれの御立場から自由にテーマを選び、四〇〇字詰め原稿用紙五〜一〇枚程度にまとめてください。

奮っての御応募お待ちしております。

なお、投稿原稿の採否、掲載号、送りガナ等文章表現につきましては、事務局に御一任下さい。掲載原稿につきましては、薄謝を進呈いたします。

宛先 〒一〇〇 東京都千代田区霞が関二―一―三

建設省道路局路政課内

「道路行政セミナー」事務局

第三回

シートベルト着用推進キャンペーンクイズ

1 シートベルトは、衝突時の衝撃で身体がフロントガラスにぶつかったり、車外に放り出されたりするのを防ぐ、大切な命綱ですが、衝突時の衝撃が想像以上に大きいことは、意外と知られていません。例えば、時速四〇kmで衝突したときの衝撃は高さ六mからの落下に等しく、時速六〇kmでは高さ一四m、時速八〇kmでは高さ二五mというように、スピードが増加すればするほど、受ける衝撃も飛躍的に大きくなっていきます。

では問題です。時速一〇〇kmで固定壁に衝突したときの衝撃は、高さ何mからの落下に等しいでしょうか。

- ① 二〇m ② 三〇m ③ 四〇m

2 自動車乗車中の事故死者のうち八割はシートベルト非着用者で、その多くは若者が占めています。平成四年一月末現在における自動車乗車中事故死者の年齢層別シートベルト着用状況は下の表のようになっています。

では問題です。平成四年一月末現在における自動車乗車中シートベルト非着用の交通事故

自動車乗車中事故死者の年齢層別
シートベルト着用状況
(平成4年11月末現在)

年齢層	0～15	16～24	25～29	30～49
着用	13	217	74	246
非着用	82	1,264	341	833
年齢層	50～64	65以上	合計	
着用	254	123	927	
非着用	553	267	3,340	

死者総数のうち一六～二四歳の若者は約何割を占めているでしょうか。

- ① 二割 ② 四割 ③ 六割

☆全問正解者の中から厳正な抽選により次の賞品を差し上げます。

○賞品 Aコース 電子ブックプレイヤー

.....二〇名

Bコース マルチディスクプレイヤー

.....二〇名

Cコース パーソナルカラーテレビ

.....三〇名

○応募方法 官製はがきに、希望の賞品コース

名、クイズの答、あなたの住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記のうえ

〒一〇六 東京都港区西麻布三二四二二〇

(財)日本交通安全教育普及協会

「シートベルトクイズ」C係まで、

お送りください。

○応募締切 平成五年四月一五(日)

(当日消印有効)

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

主催 シートベルト着用推進協議会

総務庁、警察庁、文部省、運輸省、建設省、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本自動車工業会、日本損害保険協会、日本自動車連盟、日本自動車販売協会連合会、全日本トラック協会、全日本指定教習所協会連合会、日本自動車輸入組合、全日本交通安全協会、日本交通安全教育普及協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、日本新聞協会、日本雑誌協会、日本道路交通情報センター、全国乗用自動車連合会、全国共済農業協同組合連合会、公共広告機構、全国交通安全母の会連合会

第二六回国会提出の

道路関係法律案について

道路法令研究会

「道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案」及び「国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案」が去る一月二二日に、「阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案」が二月九日に、それぞれ閣議決定され、直ちに第一二六回国会に提出されたので、以下に紹介する。

- (1) 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案について

(趣旨)

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成五年度を初年度とする第11次道路整備五箇年計画を

策定すること等とともに、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を延長し、併せて公共事業の補助率等の整理合理化の一環として、これら法律に規定する道路事業の嵩上げ補助率について見直しを行うものである。

(概要)

○道路整備緊急措置法

- ① 道路整備五箇年計画の作成(第二条)

第11次道路整備五箇年計画の作成…昭和六

三年度以降五箇年↓平成五年度以降五箇年

- ② 道路整備費の財源(第三条)

法定特定財源(揮発油税+石油ガス税の1

／2)の継続

昭和六三年度以降五箇年↓平成五年度以

降五箇年

- ③ 補助率の特例(第四条)

(1) 道路法等の補助率の嵩上げの継続…昭和六三年度以降五箇年↓平成五年度以降五箇年

(2) 補助率の見直し…3／4の範囲内↓

7／10の範囲内で政令で定める率

- ④ 地方道路整備臨時交付金(第五条)

地方の小規模地方道を整備する現行交付金制度を継続

昭和六三年度以降五箇年↓平成五年度以

降五箇年

○奥地等産業開発道路整備臨時措置法

交通条件が極めて悪く、産業の開発が十分行われていない山間奥地等の地域において道路の整備を促進するため、奥産道路を指定し、整備計画を

作成するとともに、奥産道路に係る補助率を嵩上げする。

① 奥産法の有効期限の延長・平成五年三月三十一日↓平成一〇年三月三十一日

② 補助率の見直し・3/4の範囲内（現行カット6/10）↓5.5/10の範囲内

(2) 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案について

(趣旨)

国の補助金等の整理及び合理化に関する法律案は、臨時行政改革推進審議会の答申等を踏まえ、国と地方の機能分担・費用負担の在り方等を勘案しつつ、国の負担金及び補助金に関する整理合理化等の措置を講ずるものである。

(概要)

① 道路法 指定区間内国道の修繕、維持その他の管理 1/2 ↓ 5.5/10

② 雪害法

	本則	現行カット	改正案
除雪	2/3	2/3	2/3
防雪	2/3	6/10	6/10
凍雪害防止	2/3	6/10	6/10

③ 交安法 市町村道通学路本則 2/3 ↓ 現行カット 5.5/10 ↓ 改正案 5.5/10

(3) 阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案について

(趣旨)

近年の京都市における慢性的な交通渋滞及び京都・大阪間において増大する道路交通需要に対応した都市高速道路の整備を行うため、阪神高速道路公団（以下「公団」という。）が、大阪市及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域並びにこれらの地域と大阪市・神戸市の区域の間及び周辺の地域において、業務を行うこととする等所要の改正を行う。

(概要)

① 目的・業務地域の範囲

公団が業務を行える範囲に、京都市の区域のうち大阪市及び神戸市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域並びにこれらの地域と大阪市・神戸市の区域の間及び周辺の地域を追加するため、目的及び業務の範囲の改正を行う。

② 出資団体の追加

公団が資本金を追加するときは、政令で定める地方公共団体が出資できることとする。

③ (政令で京都市及び京都市を追加予定。)

その他所要の改正を行う。

なお、改正内容の詳細については、法案成立後に、改正条文、新旧対照表を添付して改めて紹介する予定である。

参考1 道路事業補助率体系の概要

公共事業に係る補助率等については、体系化・簡素化等の観点から、直轄事業にあっては2/3、補助事業にあっては1/2を基本として見直し、平成5年度から適用することとされている。

		現行補助率			改正案	
		道路法	緊措法	H3,4カット	一般	高規格
直轄国道	通常	2/3	3/4	2/3	2/3	7/10
	都市計画四車等		2/3	6/10		
補助国道	通常	1/2	3/4	6/10	5.5/10	
	都市計画四車等		2/3	5.5/10	1/2	5.5/10
地方道		1/2	2/3	5.5/10	1/2	5.5/10

参考2 道路特定財源税制関連法案について

道路特定財源税制改正については、別途、関係法案が今国会に提出される。

- (1) 軽油引取税の暫定税率の引上げ等（地方税法の改正）
 - i) 暫定税率適用期限の延長：平成5年3月31日→平成10年3月31日
 - ii) 暫定税率引上げ（実施時期：平成5年12月1日）：
現行24.3円/リットル→32.1円/リットル（7.8円/リットル引上げ）
- (2) 揮発油税及び地方道路税の暫定税率変更等（租税特別措置法の改正）
 - i) 暫定税率適用期限の延長：平成5年3月31日→平成10年3月31日
 - ii) 暫定税率引上げ（実施時期：平成5年12月1日）

	現行	改正後	増減
揮発油税(A)	45.6円/リットル	48.6円/リットル	3円/リットル引上げ
地方道路税(B)	8.2円/リットル	5.2円/リットル	3円/リットル引下げ
ガソリン税(A+B)	53.8円/リットル	53.8円/リットル	不変

- (3) 自動車重量税及び自動車取得税の暫定税率の適用期限を5年間延長する（租税特別措置法の改正及び地方税法の改正）。

参考3 道路整備五箇年計画について

道路整備五箇年計画の投資規模は、1月22日に、以下のとおり閣議了解された。

道路整備五箇年計画について	
〔平成5年1月22日〕	
閣議了解	
1	平成5年度から平成9年度に至る五箇年間に おける道路投資の規模を次のとおりとし、第 11次道路整備五箇年計画を強力に推進するも のとする。 一般道路事業 28兆8,000億円 有料道路事業 20兆6,000億円 地方単独事業 25兆2,000億円 調整費 1兆4,000億円 合計 76兆0,000億円
2	本計画は、今後の社会・経済の動向・財政事 情等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図る ものとする。

月・日	世界	国内	道路行政
12・30	<p>○中国の国家統計局の発表によると、同国の一九九二年の国内総生産（GDP）は、前年に比べて実質二・二％の伸び。産業別では第一次が前年比三％増、第二次が一九％増、第三次が九％増で、建設業が高い経済成長のけん引力となった。</p>	<p>○政府は臨時閣議で九三年度政府予算案と財政投融资計画を決定した。一般会計は総額七二兆三、五四八億円で、前年度当初予算比〇・二％増。財投計画は、四五兆七、七〇六億円で、前年度計画比二・二％増。</p> <p>○郵政省が発表した九二年一二月の郵便貯金速報によると、同月中の純増額は、二兆三、一一四億円で、月間では史上二番目の増加幅を記録。純増額は預入額から払戻額を差し引いた額で、郵政省ではボーナス資金が順調に集まったとしている。</p>	<p>○平成五年度予算案閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備特別会計 ・事業費八兆三、八五一億円（前年度比一・〇九） ・国費三兆一、三九七億円（前年度比一・〇五） <p>○中央自動車道諏訪湖SAに「ハイウェイ温泉諏訪湖」オープン</p> <p>○警察庁が平成四年の全国の交通事故による死者数を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一万一、四五一人（前年度比三・一％増）
1・1	<p>○欧州共同体（EC）が二カ国、三億五千万人の消費者と総計六兆ドルの国民総生産（GNP）を有する世界最大の単一市場を発足させた。欧州企業の競争力回復や雇用促進を狙いに市場統合に向けて、これまで準備を進めてきたが、排他的な経済ブロックになる恐れもある。</p>	<p>○日本自動車販売協会連合会と全国軽自動車協会連合会が、販売統計を発表。それによると、九二年の軽自動車、トラックなどを含む四輪車の国内販売台数は六九五万九、七九三台で、前年に比べて七・五％の減少。九一年に続く前年比マイナスで、二年連続前年実績割れは、戦後初めて。</p>	<p>○平成五年度税制改正要綱閣議決定</p> <p>○「道の駅」懇談会が提言を中村建設大臣に提出</p> <p>○首都高速道路公園「MEXサービス21フォーラム」を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各界で活躍中の女性一五名と理事長との私的懇談会 ○第11次道路整備五箇年計画画投資規模閣議了解 ・総投資規模七六兆円 <p>○道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案、国の補助金の整理及び合理化等に関する法律案閣議決定</p>
5	<p>○ロシアのイタル・クス通信によると、ロシア、モンゴル、中国が、東シベリアからモンゴルを経由して中国に至る高速道路を二〇〇〇年までに建設することで合意。完成すれば、ロシアのトゥーバ共和国と中国アルタイ地方の貿易拡大に役立つ。</p>	<p>○日本自動車輸入組合の発表によると、九二年の輸入乗用車の販売台数は、一八万一、四一七台で、前年比八・〇％の減。九一年に続く前年比マイナスで、二年連続は八三年以来。</p>	
13	<p>○米、英、仏の三方国軍が、イラク南部のミサイル基地を空爆。その後、米軍はバグダッド南東の核関連施設を巡航ミサイル・トマホークで再攻撃。</p>	<p>○北海道を中心に東日本一帯で地震が発生。釧路市で震度六（烈震）を観測、被害は釧路市とその周辺に集中した。</p>	
20	<p>○米国の第四二代大統領にビル・クリントン氏（四六）が就任。副大統領にはアル・ゴア氏（四四）。民主党政権は二年ぶりのスタート。</p>	<p>○気象庁は釧路沖地震の観測データを見直し、マグニチュード（M）を発生当日発表の七・五から七・八に修正、確定値とした。一九三三年の関東大震災がM七・九で、ほぼこれに匹敵する。</p>	
17			
15			
8			
7			
1・5			
12・26			
12・26			
12・26			
1・4			
29			
18			
12			
22			

編集雑記

或る一定の方向には人に禍いを齎す場がある。との信仰は人々の心の中に澱のように沈み、何か事があると表面に浮かんで人の心を高ぶらせる。近代的な高層ビルの屋上に鬼門除けの社や、そこだけ特別に手を加えた部分がかつそりとあることは、知る人ぞ知るである。まして昔、死者の祟りを恐れた権力者や成功者は、怨霊が出入する方向、鬼門の対応に心をくだいた。このことは物語や今に残る建物などにかがうことができる。

千年の都、京都の鬼門は東北の方向に聳える比叡山である。恒武天皇は僧最澄に命じ、山頂に延暦寺を建立した。また京都御所内に現存する紫宸殿など皇室祭祀の御殿群は、後代のものながら大内裏の様子を今に伝えている。この建物群をほぼ正方形に囲む一辺の長さ二五〇mほどの築地塀は、北側の塀と東側の塀との交点東北隅の一角だけが凹んだ構造になっている。その凹みには木彫の三猿が納められ、比叡の山頂に相對している。

江戸の鬼門は東北方向、上野の山に当たるといわれる。江戸時代は昼なお暗い森厳とした丘陵であ

あったという。今日でも上野の山と人々に親

しまれているから、山に違いない。徳川幕府はここに東の比叡山、即ち東叡山寛永寺を建立した。一方江戸城の鬼門は今の平河門に当たる。この辺りは本丸に近く帯曲輪など複雑な城構えになっている。当時は秘密のベールにつつまれた陰気な場所だったろう。鬼門

は魂の通路に当たるところから、城中の死者はこの門から出されたと言われ、不浄門の別名があったとか。明治になって文明開化の波は上野の山にも押寄せ、動物園・博物館・学校に開放され、山も寛永寺も偉容を失った。江戸城は宮城と名を変えたが、方位からいつて上野の山は依然として鬼門の地に変わりはない。鬼門除けの象徴はなくなっただかと思われ

たが、江戸城明渡しの主役西郷隆盛は銅像となつて今、上野の山にある。小犬をつれ腰に小刀をたばさんだ気軽な格好をしているが、南洲公のあのギョロリとした鋭い目つきは、この鬼門の地から皇居の方向を確かと見据え、帝都鎮護の役目を果たしているのである。

中国の古い方位図によると或る一定の方向に、虚の時空への出入口があるという。夜中の一時二時は緊張が緩む丑満時である。自然

分岐では赤ちゃんがこの時間に多く生まれ、

自然死の病人はこの時刻に多く息を引きとる

という。一日の中で夜中のこの時刻は表面平穏だが、変化の萌芽が現れる危険なときである。さて鬼を漢和辞典で引くと、人の死してなるもの」とある。鬼の絵は人体と牛の角、口には虎の牙、そして虎皮のパンツをつけている。なぜ人体十牛十虎なのか。牛と虎は一

匹の動物を方向別に配すると、子が真北で時計の一二時に当たると、子が真北で時

時が寅となり、丑寅は東北の方向になる。霊魂(鬼)はこの時に山を出て、怨みの人に禍をもたらすという。易の八卦方位図では東北の方向に山即ち三三良為山の卦を配する。

鬼門とは一二支方位図と八卦の方位図との組合せなのである。最近、海の中から鬼がニューと出て来るマンガがあった。だが鬼は山の中に棲んでいなければならぬのである。そして海中の妖怪にはタコの化身と思われる海坊主が古くからいる。(崎)

3月号の特集のテーマは
「第11次道路整備五箇年計画(案)地方版」
の予定です

月刊「道路行政セミナー」

監修：建設省道路局

発行人：中村 春男

道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛三ビル2階 TEL 03(3234)4310・4349

定価 700 円 (本体価格 679 円)

FAX 03(3234)4471

<年間送料共 8,400 円>

払込銀行：富士銀行虎ノ門支店

口座番号：普通預金 771303

口座名：道路広報センター